

# 八尾市自殺対策推進計画（第2次） 資料編

## 目 次

1	自殺対策基本法	1
2	八尾市自殺対策計画審議会規則	6
3	八尾市自殺対策推進会議設置要綱	8
4	八尾市こころの健康に関する市民意識調査 結果報告書	10
	Ⅰ 調査概要	10
	Ⅱ 回答者の属性	11
	Ⅲ 調査結果	14
5	八尾市こころの健康に関する市民意識調査 調査票	98
6	関連事業一覧	110
7	計画策定スケジュール	120
8	八尾市自殺対策計画審議会委員名簿	121

令和6（2024）年2月  
八 尾 市



# 1 自殺対策基本法

平成十八年法律第八十五号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図

りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 2 八尾市自殺対策計画審議会規則

平成30年7月12日規則第126号

改正

令和2年9月30日規則第74号

令和3年3月31日規則第56号

### 八尾市自殺対策計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市自殺対策計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

- (1) 自殺対策に係る計画に関すること。
- (2) その他計画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 住民代表者
- (4) 市民公募委員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(専門部会)



第8条 会長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

（関係者の出席）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第10条 審議会の事務局は、健康福祉部保健予防課において行う。

2 別表の幹事課は、事務局の円滑な進行のため、事務局を補佐する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第56号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

幹事課	
	いじめから子どもを守る課
	危機管理課
政策企画部	政策推進課
総務部	職員課
人権ふれあい部	人権政策課
	コミュニティ政策推進課
健康福祉部	地域共生推進課
	生活福祉課
	高齢介護課
	障害福祉課
	健康推進課
子ども若者部	子ども若者政策課
	子ども総合支援課
魅力創造部	産業政策課
	労働支援課
市立病院事務局	企画運営課
教育委員会事務局	学校教育推進課
	人権教育課
	生涯学習課

### 3 八尾市自殺対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本市では、安全・安心のまちづくりの取組を進めており、自殺対策は生きるための包括的な支援であり重要な取組であるとの認識の下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、本市における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を最大限活かす形で全庁的に取り組み、総合的かつ効果的な推進を図るため、八尾市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の自殺対策に関する基本的事項に関すること。
- (2) 本市の各部局の行う自殺対策に関する事業についての総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 本市の各部局の行う自殺対策の実施状況の把握及び公表に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議の職務を統括し、推進会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(書面等による審議)

第6条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(幹事)

第7条 推進会議に幹事を置き、別表2に掲げる者をもって充てる。

- 2 幹事は、委員を補佐し、推進会議の実施する事務の円滑な推進に協力する。
- 3 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事会の座長は、保健所長をもって充てる。
- 5 幹事会は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 6 前条の規定は、幹事会について準用する。

(専門部会)

第8条 専門的な調査・研究を行うために、推進会議に専門部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び幹事会の庶務は、健康福祉部保健予防課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

別表1 (推進会議)

いじめから子どもを守る課長  
危機管理監  
政策企画部長  
総務部長  
財政部長  
人権ふれあい部長  
健康福祉部長  
保健所長  
こども若者部長  
魅力創造部長  
環境部長  
都市整備部長  
下水道部長  
建築部長  
消防長  
市立病院事務局長  
水道局長  
副教育長  
教育監

別表2 (幹事会)

いじめから子どもを守る課  
危機管理  
政策企画部  
総務部  
財政部  
人権ふれあい部  
健康福祉部  
健康福祉部  
こども若者部  
魅力創造部  
環境部  
都市整備部  
下水道部  
建築部  
消防本部  
市立病院事務局  
水道局  
教育委員会事務局

(自殺対策の推進に関わる課)

総務部  
人権ふれあい部  
健康福祉部  
健康福祉部  
健康福祉部  
健康福祉部  
健康福祉部  
こども若者部  
魅力創造部  
教育委員会事務局  
教育委員会事務局  
教育委員会事務局

いじめから子どもを守る課長  
危機管理課長  
政策推進課長  
総務課長  
財政課長  
人権政策課長  
地域共生推進課長  
保健企画課長  
こども若者政策課長  
産業政策課長  
環境保全課長  
都市政策課長  
下水道経営企画課長  
住宅政策課長  
消防総務課長  
企画運営課長  
経営総務課長  
教育政策課長

職員課長  
コミュニティ政策推進課長  
生活福祉課長  
高齢介護課長  
障害福祉課長  
保健予防課長  
健康推進課長  
こども総合支援課長  
労働支援課長  
学校教育推進課  
人権教育課長  
生涯学習課長

## 4 八尾市こころの健康に関する市民意識調査 結果報告書

### I 調査概要

#### 1. 調査目的

本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画「八尾市自殺対策推進計画（第2次）」を策定するにあたり、こころの健康に関する市民の現状や考えなどを調査し、自殺対策に限らず、総合的なこころの健康づくりを推進するための基礎資料として活用するために実施したものです。

#### 2. 調査設計

- ①調査対象：八尾市在住の18歳以上市民3,000人を無作為抽出
- ②調査期間：令和5（2023）年8月10日から8月25日
- ③調査方法：郵送による配布・回収

#### 3. 回収結果

配布数	実質配布数	有効回答数	有効回答率
3,000 通	2,992 通	882 通	29.5%

【年齢別 母集団人口・標本数・有効回答数】

	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
母集団人口	4,945 2.2%	26,527 11.9%	26,741 12.0%	34,331 15.4%	41,356 18.6%	27,957 12.5%	33,879 15.2%	27,124 12.2%	-	222,860 100.0%
標本数	73 2.4%	336 11.2%	384 12.8%	478 15.9%	566 18.9%	372 12.4%	418 13.9%	373 12.4%	-	3,000 100.0%
有効回答数	18 2.0%	49 5.6%	84 9.5%	122 13.8%	155 17.6%	128 14.5%	170 19.3%	128 14.5%	28 3.2%	882 100.0%

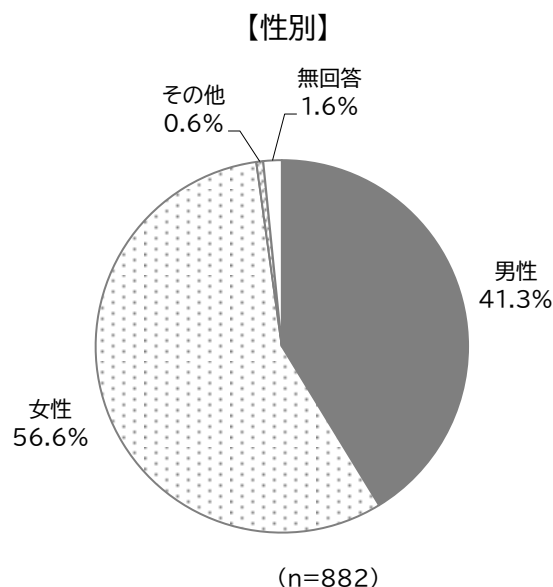
#### 4. 報告書の見方

- ・ 図表中の「n」とは、集計対象者実数（あるいは該当者対象実数）のことです。
- ・ 図表の数値（%）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しました。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。
- ・ 1つの設問に2つ以上の回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・ 母集団人口の年齢構成と有効回答数の年齢構成を比較すると、50歳代以下では母集団人口の構成比に比べて有効回答数の構成比が下回っており、60歳代以上では上回っていることから、全体の回答結果は60歳代以上の回答の影響がやや大きいといえます。

## II 回答者の属性

### (1) 性別

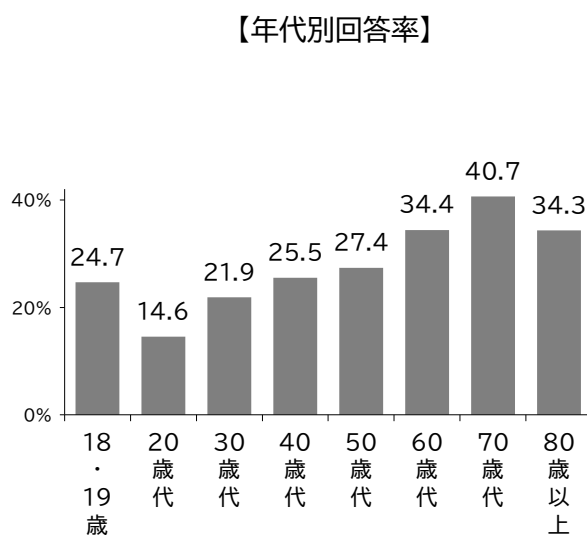
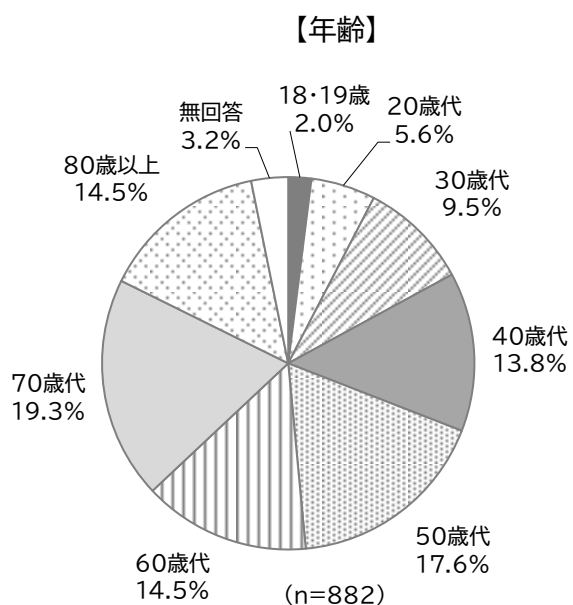
回答者の性別をみると、「男性」の割合が41.3%、「女性」の割合が56.6%、「その他」の割合が0.6%となっています。



### (2) 年齢

回答者の年齢をみると、「70歳代」の割合が19.3%で最も高く、次いで「50歳代」の割合が17.6%、「60歳代」と「80歳以上」で回答した割合がともに14.5%、「40歳代」の割合が13.8%、「30歳代」の割合が9.5%となっています。

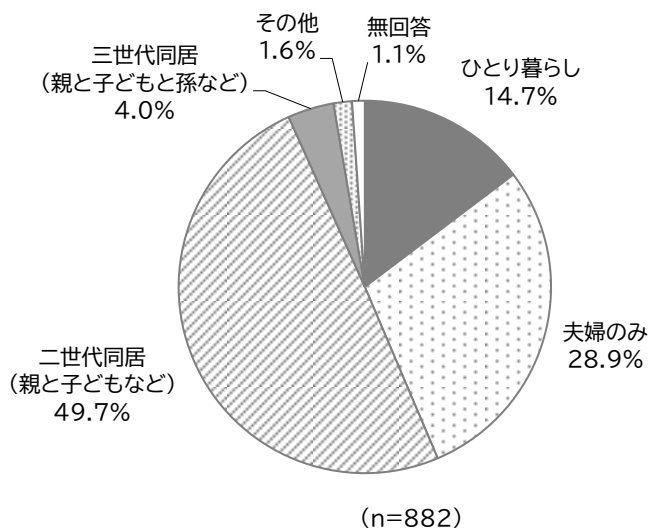
年代別の回答率をみると、「70歳代」の割合が40.7%で最も高く、次いで「60歳代」の割合が34.4%、「80歳以上」の割合が34.3%、「50歳代」の割合が27.4%、「40歳代」の割合が25.5%となっています。



### (3) 家族構成

回答者の家族構成をみると、「二世世代同居（親と子どもなど）」の割合が49.7%で最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が28.9%、「ひとり暮らし」の割合が14.7%、「三世世代同居（親と子どもと孫など）」の割合が4.0%となっています。

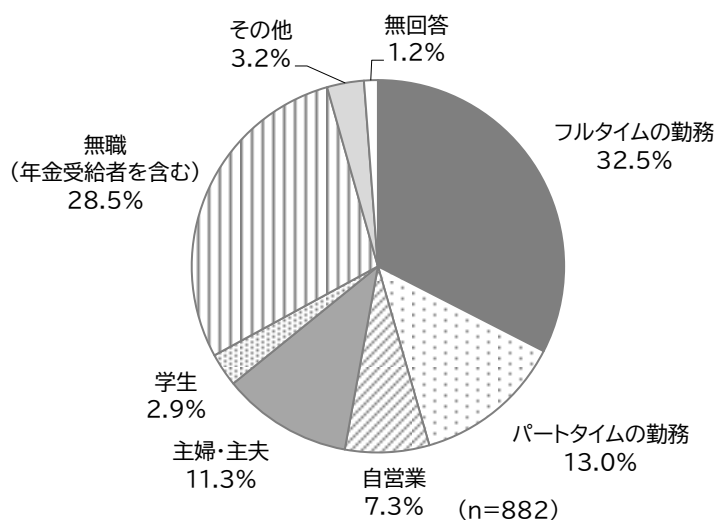
【家族構成】



### (4) 職業

回答者の職業をみると、「フルタイムの勤務」の割合が32.5%で最も高く、次いで「無職（年金受給者を含む）」の割合が28.5%、「パートタイムの勤務」の割合が13.0%、「主婦・主夫」の割合が11.3%、「自営業」の割合が7.3%となっています。

【職業】



## (5) 精神的健康状態

本調査では、属性（性別・年齢等）の他に WHO-5 精神的健康状態表<sup>1</sup>の5つの設問を用いて、精神的健康状態の「スコアが高いグループ」と「スコアが低いグループ」の2群に分けてクロス集計を行いました。

最近2週間の精神状態についての5項目の各選択肢に対して配点し、数値が高いほど精神的健康状態が高いことを示しています。

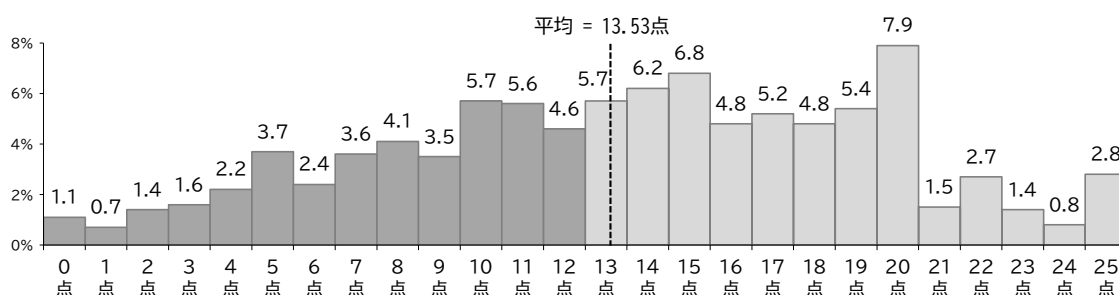
5項目の回答の合計点数の範囲は0～25点で、13点以上を「スコアが高いグループ」、13点未満が「スコアが低いグループ」とされます。

(WHO-5 精神的健康状態表の5項目)

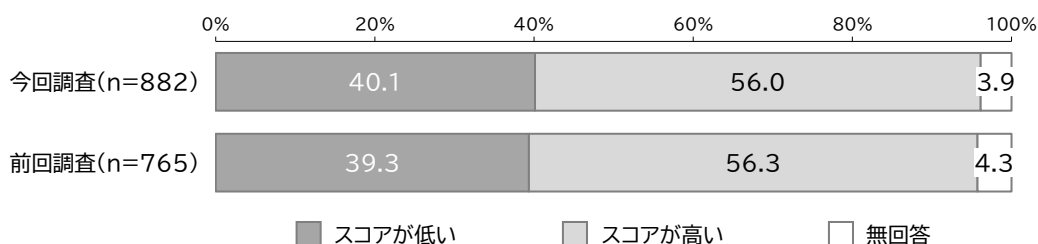
- ①明るく、楽しい気分で過ごした
- ②落ち着いた、リラックスした気分で過ごした
- ③意欲的で、活動的に過ごした
- ④ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた
- ⑤日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった

精神的健康状態の得点の分布は以下のとおりで、「スコアが高いグループ」と「スコアが低いグループ」の割合は、前回調査結果と大きな違いはありません。他の研究<sup>2</sup>と比較して平均得点が低く、得点分布にバラつきはみられますが、データ上間違いはありませんでした。自殺予防に役立つ重要な情報であり、クロス集計に用いて分析を行いました。

【精神的健康状態得点の分布】



【精神的健康状態】



<sup>1</sup> WHO-5 精神的健康状態表：WHO（世界保健機関）が開発し、使用を推奨している簡便な精神的健康の測定尺度です。

<sup>2</sup> 地域在住高齢者における日本語版「WHO-5 精神的健康状態表」(WHO-5-J) の標準化 岩佐 一、稲垣 宏樹、吉田 祐子、増井 幸恵、鈴木 隆雄、吉田 英世、栗田 主一

### Ⅲ 調査結果

#### 1 こころの健康について

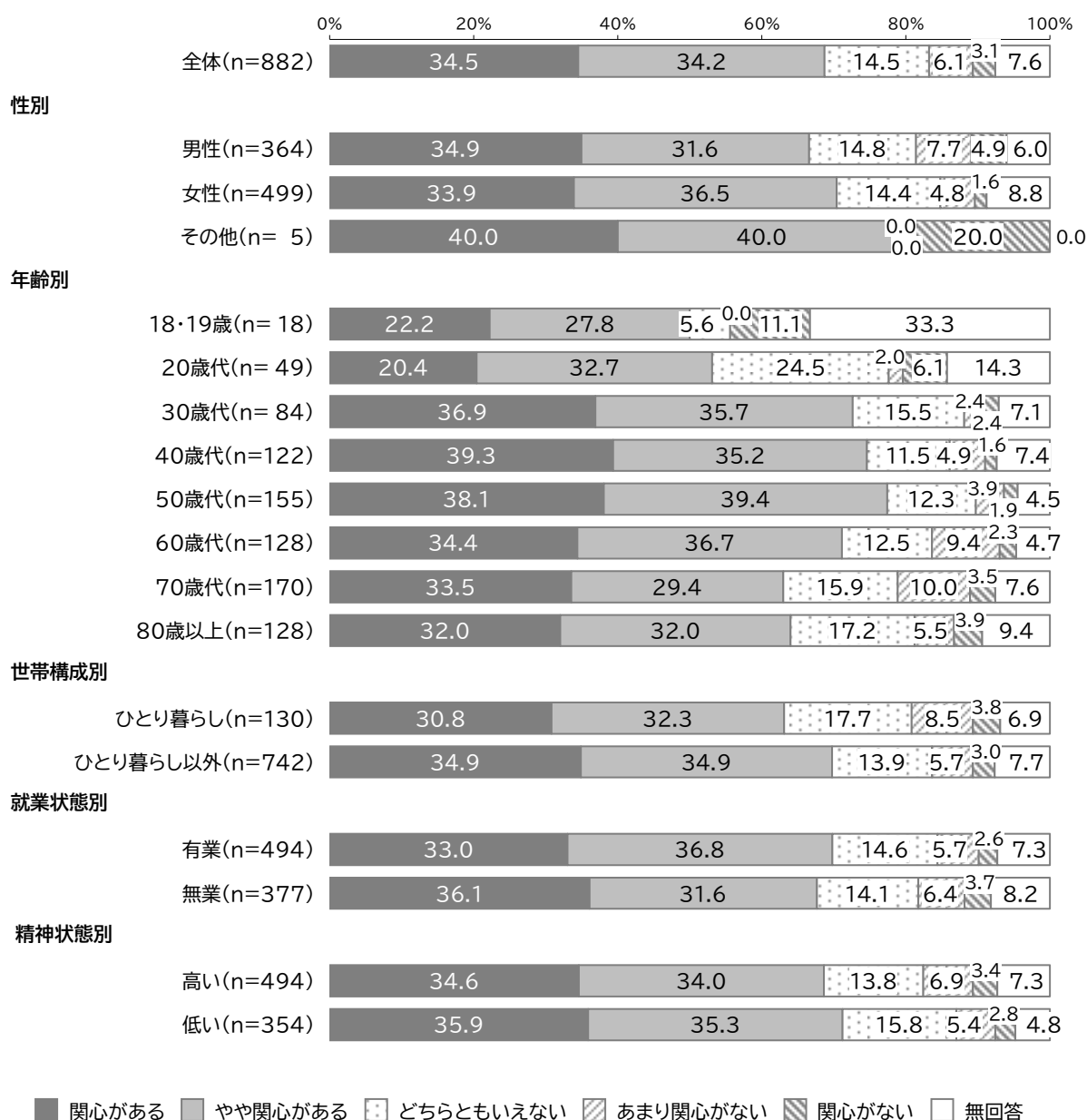
##### (1) こころの健康への関心度

問1 あなたは、こころの健康にどのくらい関心がありますか。(○は1つ)

こころの健康への関心度をみると、「関心がある」の割合が 34.5%で最も高く、次いで「やや関心がある」の割合が 34.2%、「どちらともいえない」の割合が 14.5%となっています。「関心がある」と「やや関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が約7割を占めています。

性別にみると、女性の“関心がある”の割合が、男性よりも 3.9 ポイント高くなっています。年齢別にみると、“関心がある”の割合は 30 歳代～60 歳代が他の年代に比べて高く、50 歳代で 77.5%となっています。

【こころの健康への関心度】



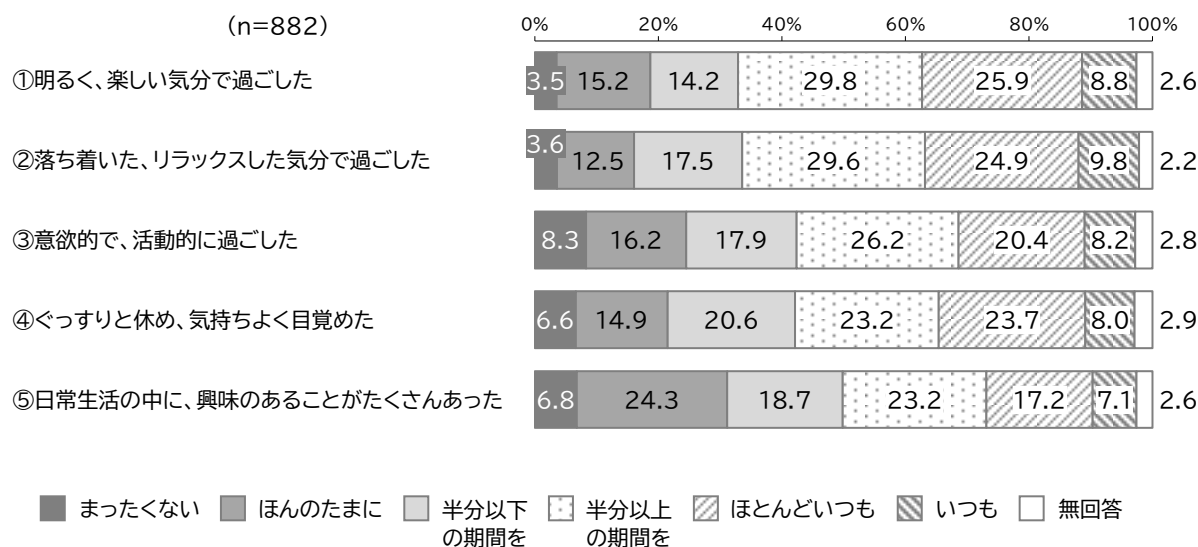


## (2) 最近2週間の精神状態

問2 以下の5つの各項目について、最近2週間のあなたの状態に最も近いものに○をつけてください。(①から⑤について○はそれぞれ1つ)

最近2週間の精神状態をみると、いずれの項目も「まったくない」と「ほんのたまに」と「半分以下の期間を」をあわせた“期間が1週間以下”の割合が3割以上を占めており、「⑤日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった」における“期間が1週間以下”の割合は約半数となっています。

【最近2週間の精神状態】



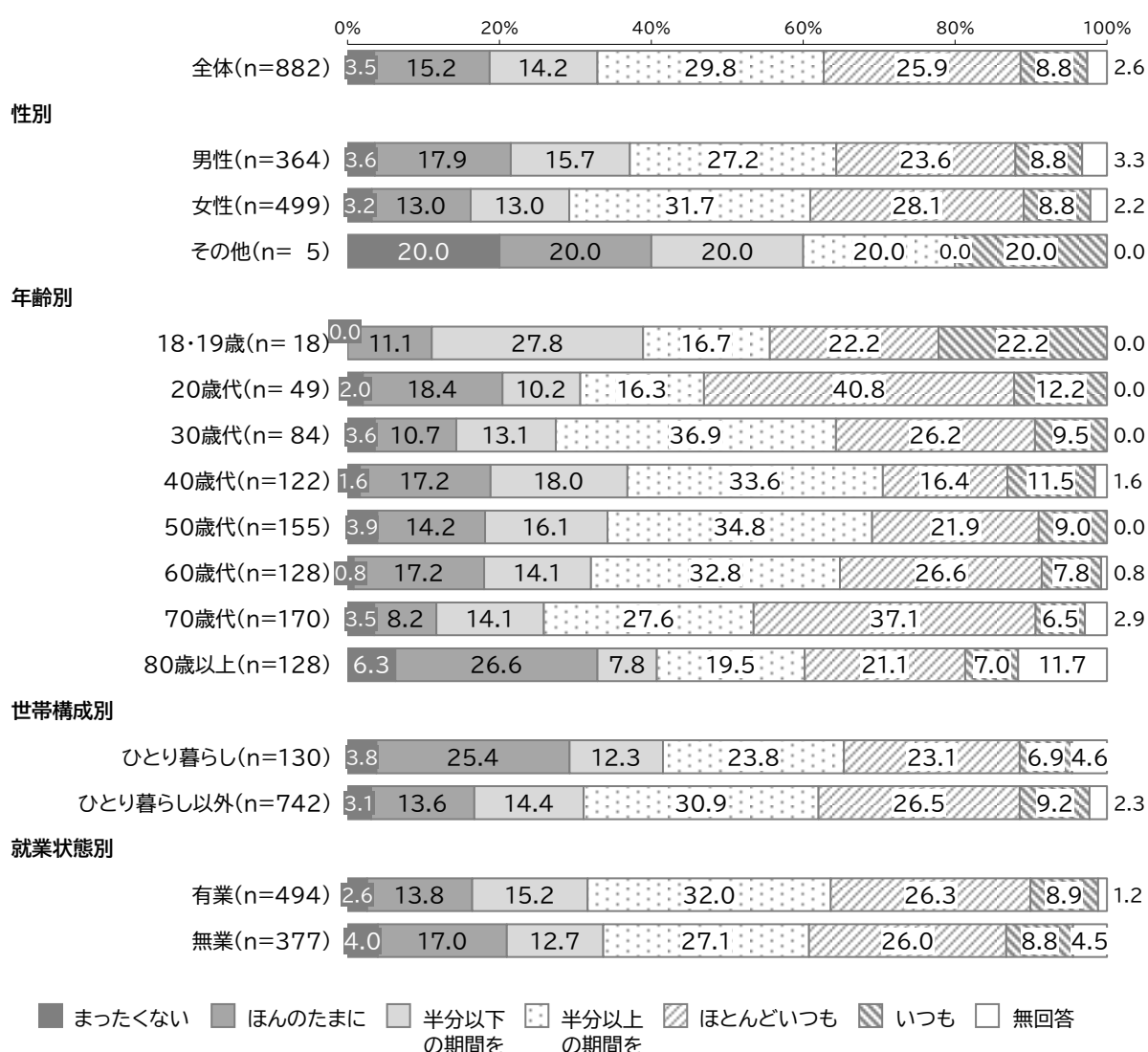
## ①明るく、楽しい気分で過ごした

最近2週間で明るく、楽しい気分で過ごしたことについて、「半分以上の期間を」の割合が29.8%で最も高く、次いで「ほとんどいつも」の割合が25.9%、「ほんのたまに」の割合が15.2%となっています。“期間が1週間以下”の割合が32.9%となっています。

性別にみると、男性の“期間が1週間以下”の割合が、女性よりも8.0ポイント高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“期間が1週間以下”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約10ポイント高くなっています。

【①明るく、楽しい気分で過ごした】



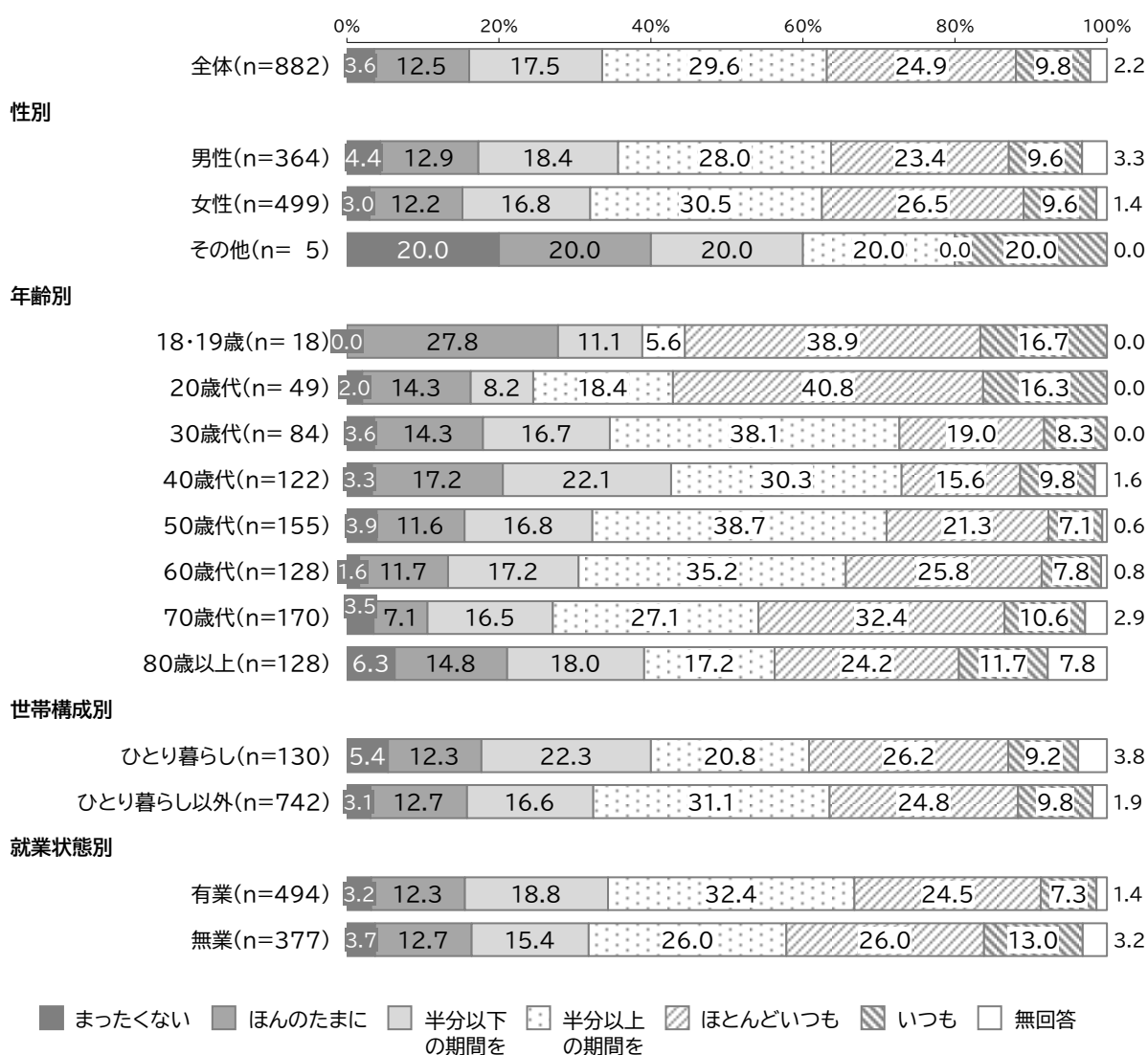
## ②落ち着いた、リラックスした気分で過ごした

最近2週間で落ち着いた、リラックスした気分で過ごしたことについて、「半分以上の期間を」の割合が29.6%で最も高く、次いで「ほとんどいつも」の割合が24.9%、「半分以下の期間を」の割合が17.5%となっています。「期間が1週間以下」の割合が33.6%となっています。

年齢別にみると、40歳代で“期間が1週間以下”の割合が4割台と、他の年代に比べて高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“期間が1週間以下”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも7.6ポイント高くなっています。

【②落ち着いた、リラックスした気分で過ごした】



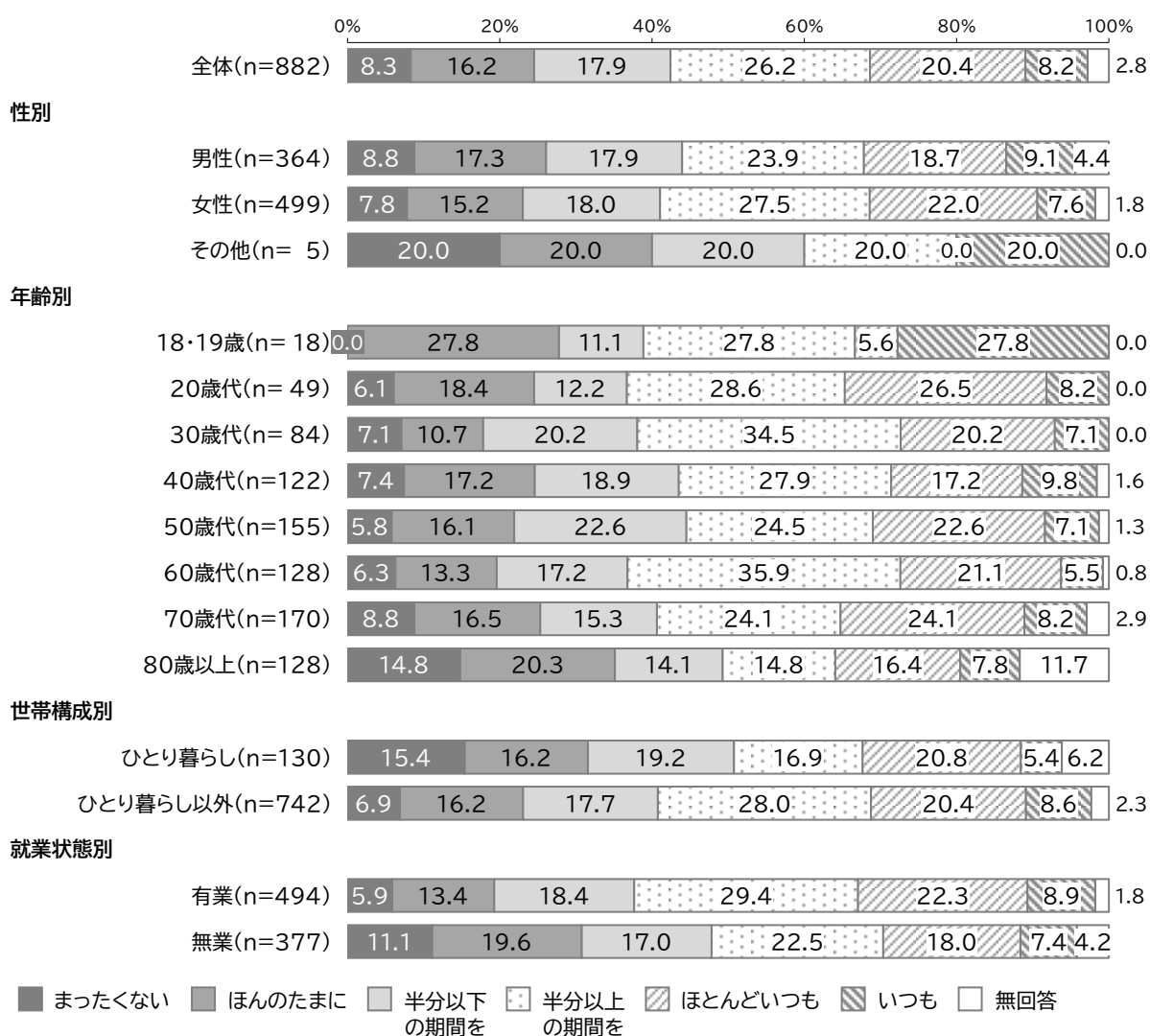
### ③意欲的で、活動的に過ごした

最近2週間で意欲的で、活動的に過ごしたことについて、「半分以上の期間を」の割合が26.2%で最も高く、次いで「ほとんどいつも」の割合が20.4%、「半分以下の期間を」の割合が17.9%となっています。“期間が1週間以下”の割合が42.4%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“期間が1週間以下”の割合は高くなる傾向にあり、80歳以上で約半数となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“期間が1週間以下”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも10ポイント高くなっています。

【③意欲的で、活動的に過ごした】

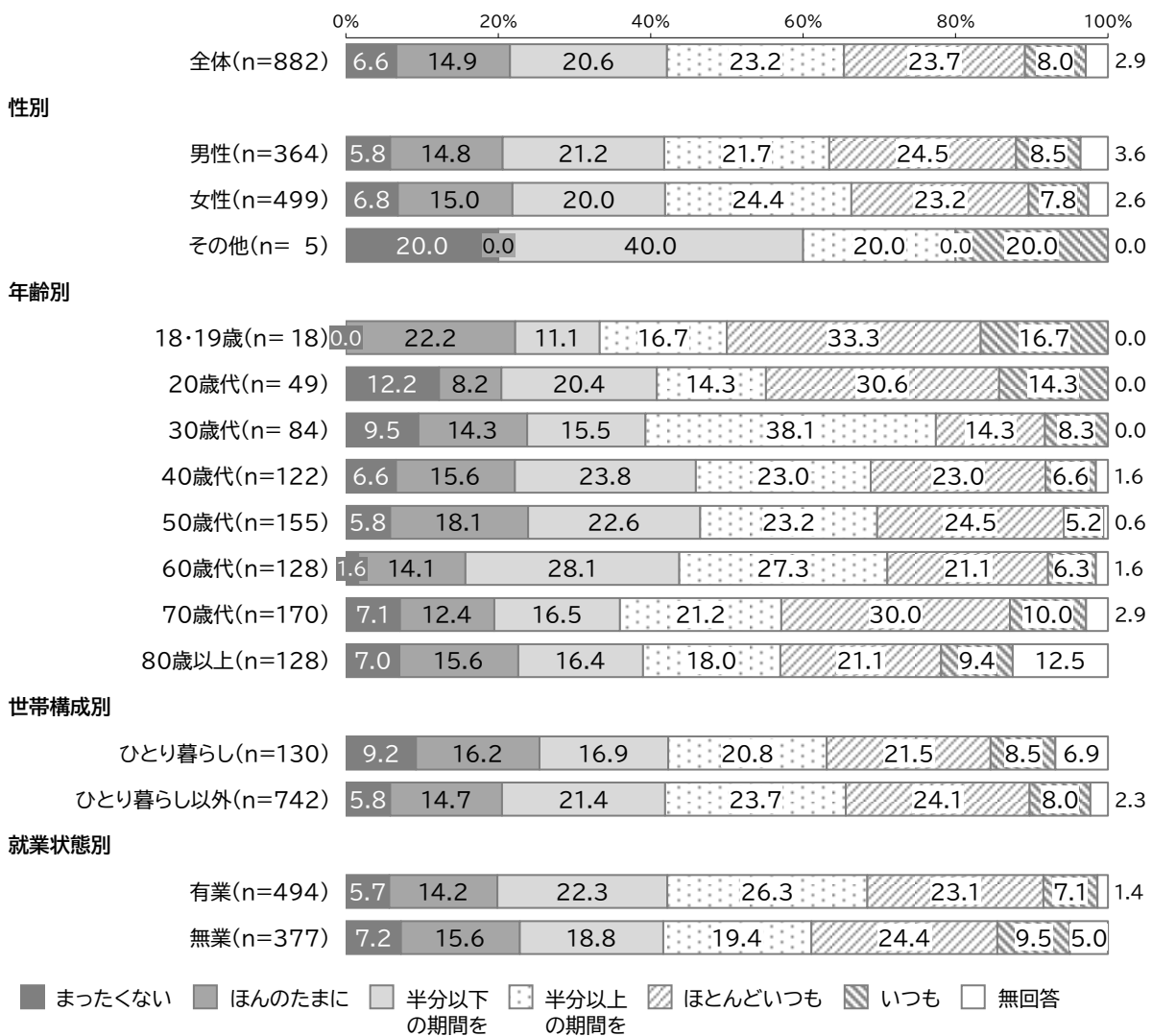


#### ④ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた

最近2週間でぐっすりと休め、気持ちよく目覚めたことについて、「ほとんどいつも」の割合が23.7%で最も高く、次いで「半分以上の期間を」の割合が23.2%、「半分以下の期間を」の割合が20.6%となっています。“期間が1週間以下”の割合が42.1%となっています。

年齢別にみると、“期間が1週間以下”の割合は40歳代～50歳代が他の年代に比べてやや高く、50歳代で46.5%となっています。

【④ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた】



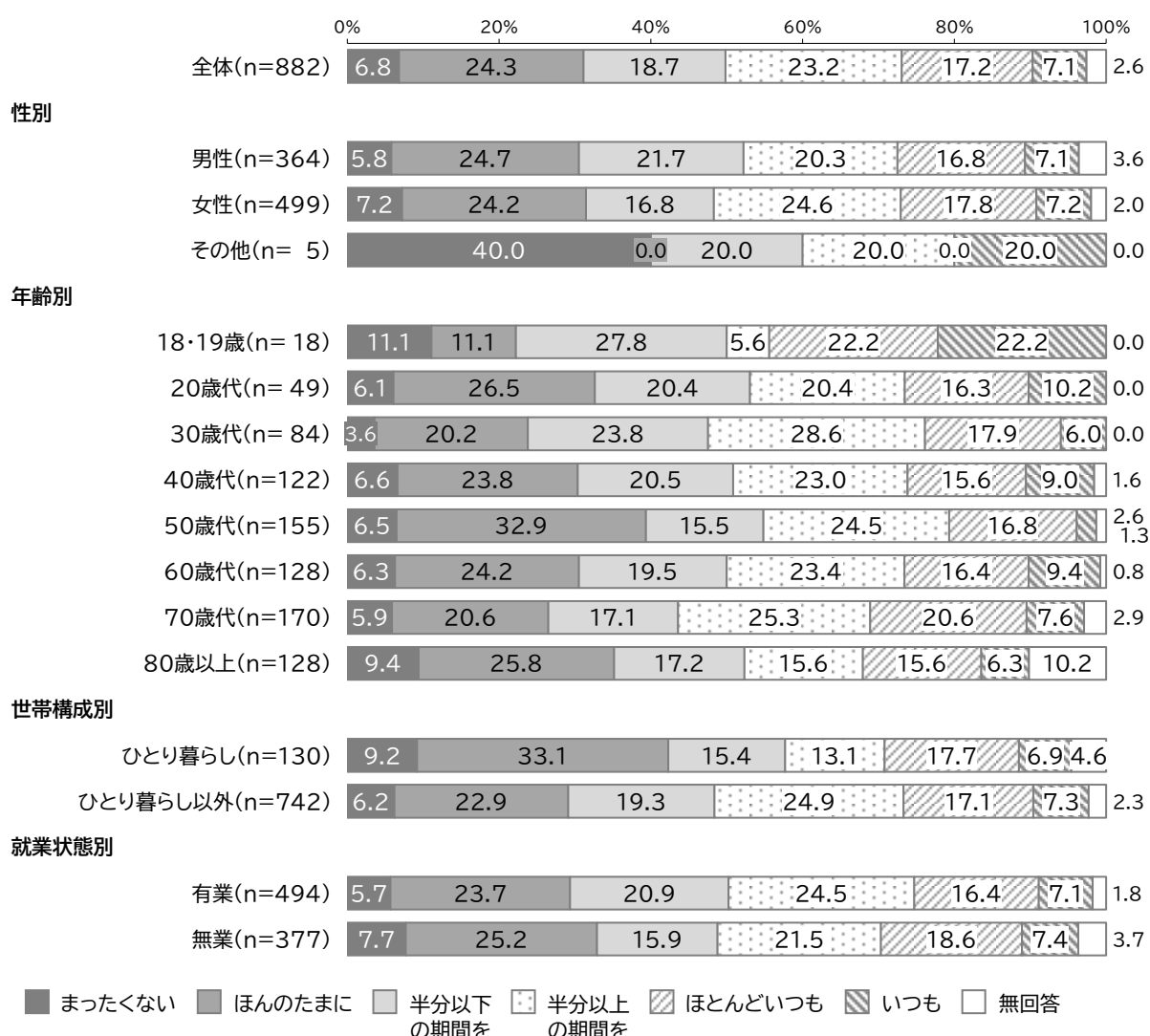
## ⑤日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった

最近2週間で日常生活の中に、興味のあることがたくさんあったことについて、「ほんのたまに」の割合が24.3%で最も高く、次いで「半分以上の期間を」の割合が23.2%、「半分以下の期間を」の割合が18.7%となっています。“期間が1週間以下”の割合が49.8%となっています。

年齢別にみると、50歳代で「ほんのたまに」の割合が3割台と、他の年代に比べて高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“期間が1週間以下”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも9.3ポイント高くなっています。

【⑤日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった】

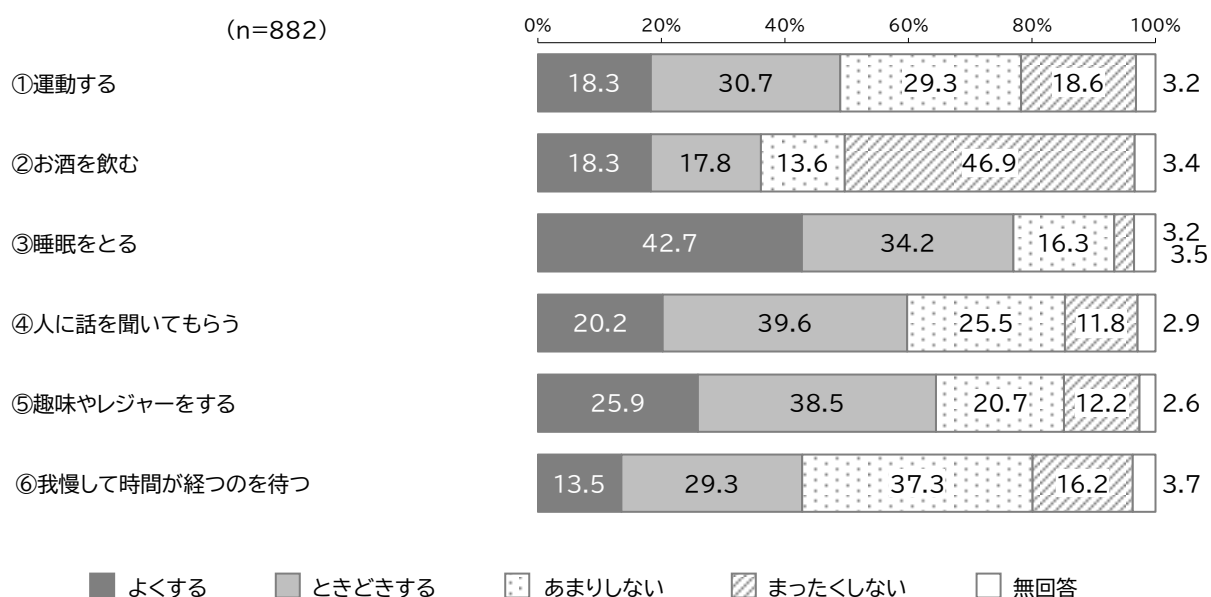


### (3) 実施しているストレス解消法

問3 あなたは、日常生活の不満、悩み、苦労、ストレス等を解消するためにどのようなことをしていますか。(①から⑥について、それぞれ〇は1つ)

実施しているストレス解消法をみると、「よくする」と「ときどきする」をあわせた“実践している”の割合が、「③睡眠をとる」(76.9%)、「⑤趣味やレジャーをする」(64.4%)、「④人に話を聞いてもらう」(59.8%)の順で高くなっています。

【実施しているストレス解消法】



## ①運動する

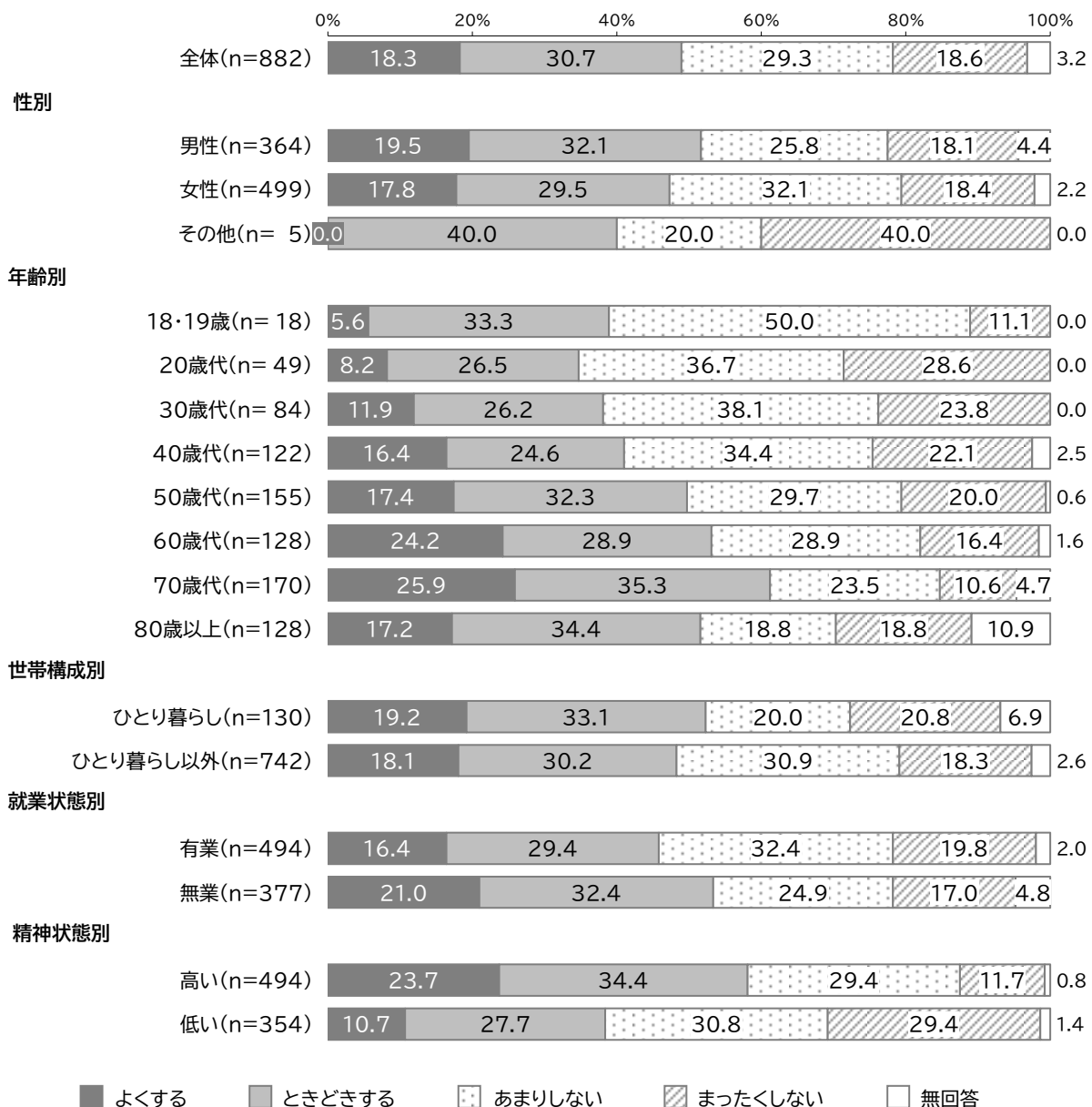
実施しているストレス解消法として運動することについて、「ときどきする」の割合が30.7%で最も高く、次いで「あまりしない」の割合が29.3%、「まったくしない」の割合が18.6%、「よくする」の割合が18.3%となっています。「実践している」の割合が49.0%となっています。

性別にみると、男性の“実践している”の割合が、女性よりも4.3ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“実践している”の割合は高くなる傾向にあり、70歳代で6割程度となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“実践している”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも約20ポイント低くなっています。

【①運動する】





## ②お酒を飲む

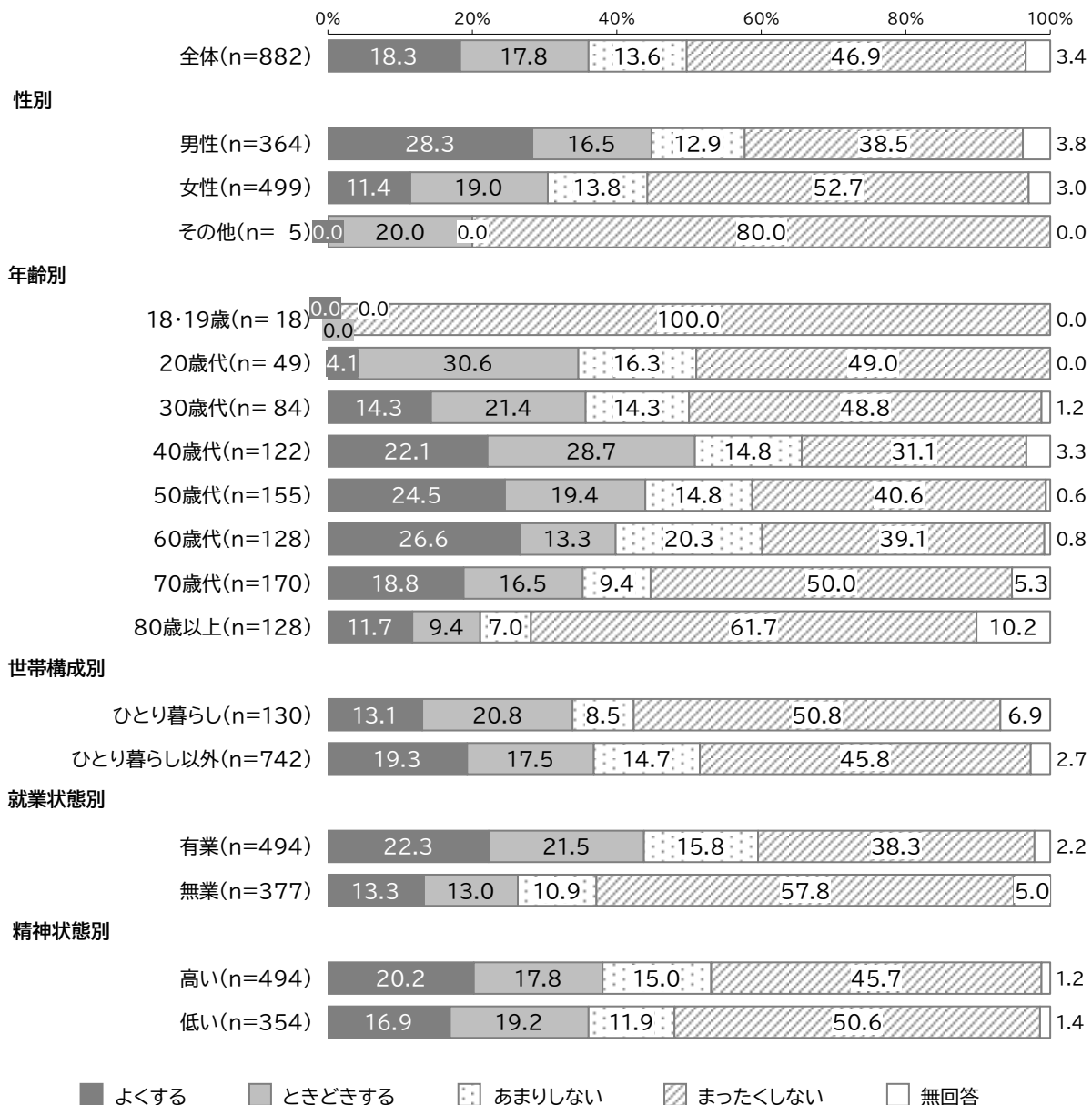
実施しているストレス解消法としてお酒を飲むことについて、「まったくしない」の割合が46.9%で最も高く、次いで「よくする」の割合が18.3%、「ときどきする」の割合が17.8%、「あまりしない」の割合が13.6%となっています。“実践している”の割合が36.1%となっています。

性別にみると、男性の“実践している”の割合が、女性よりも10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、“実践している”の割合は40歳代～50歳代が他の年代に比べて高く、40歳代で約半数となっています。

就業状態別にみると、有業者の“実践している”の割合が、無業者よりも17.5ポイント高くなっています。

【②お酒を飲む】



### ③睡眠をとる

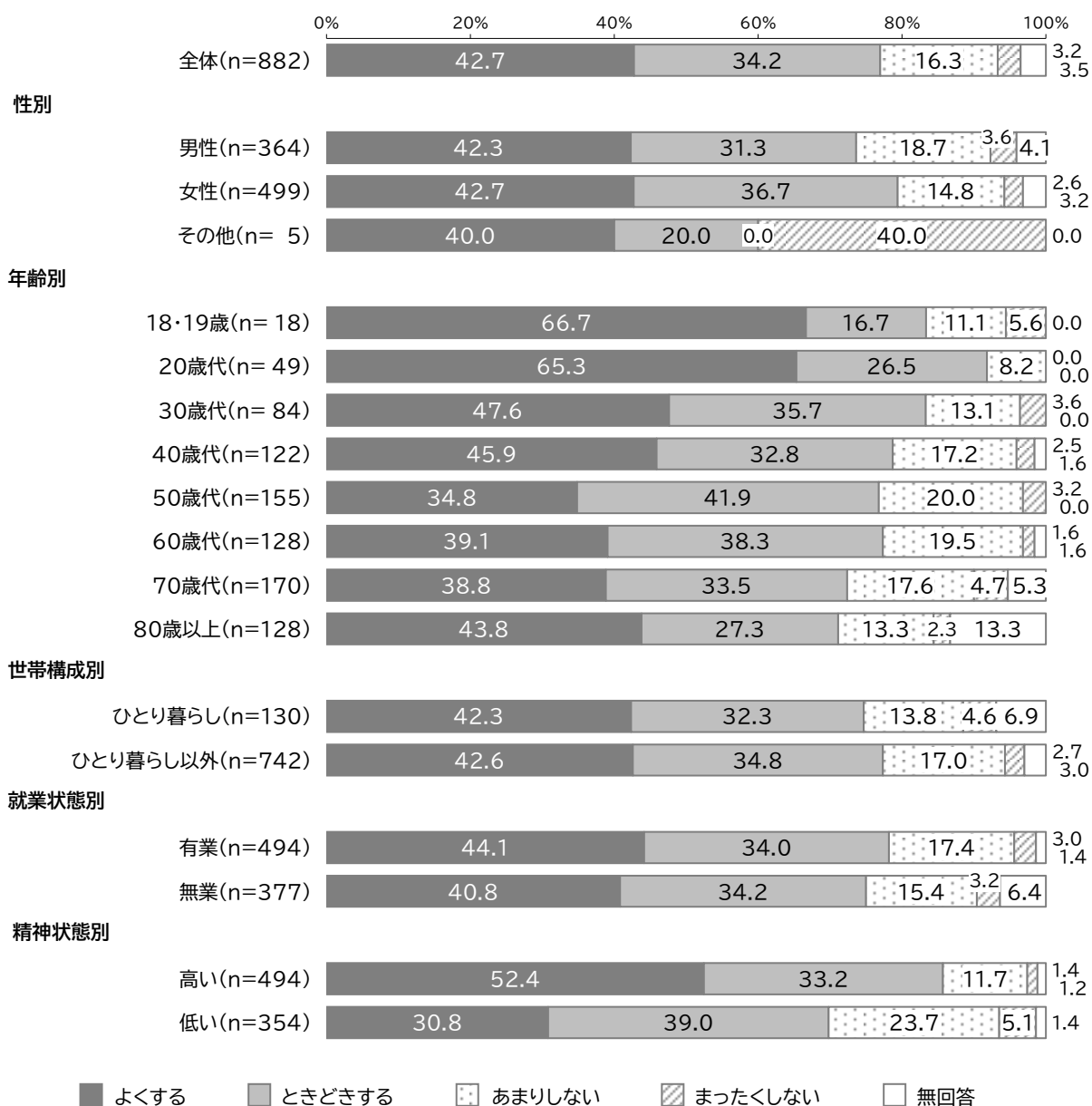
実施しているストレス解消法として睡眠をとることについて、「よくする」の割合が 42.7%で最も高く、次いで「ときどきする」の割合が 34.2%、「あまりしない」の割合が 16.3%となっています。「実践している」の割合が 76.9%となっています。

性別にみると、女性の「実践している」の割合が、男性よりも 5.8 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「実践している」の割合は高くなる傾向にあり、20歳代で9割以上となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「実践している」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも約 15 ポイント低くなっています。

【③睡眠をとる】



#### ④人に話を聞いてもらう

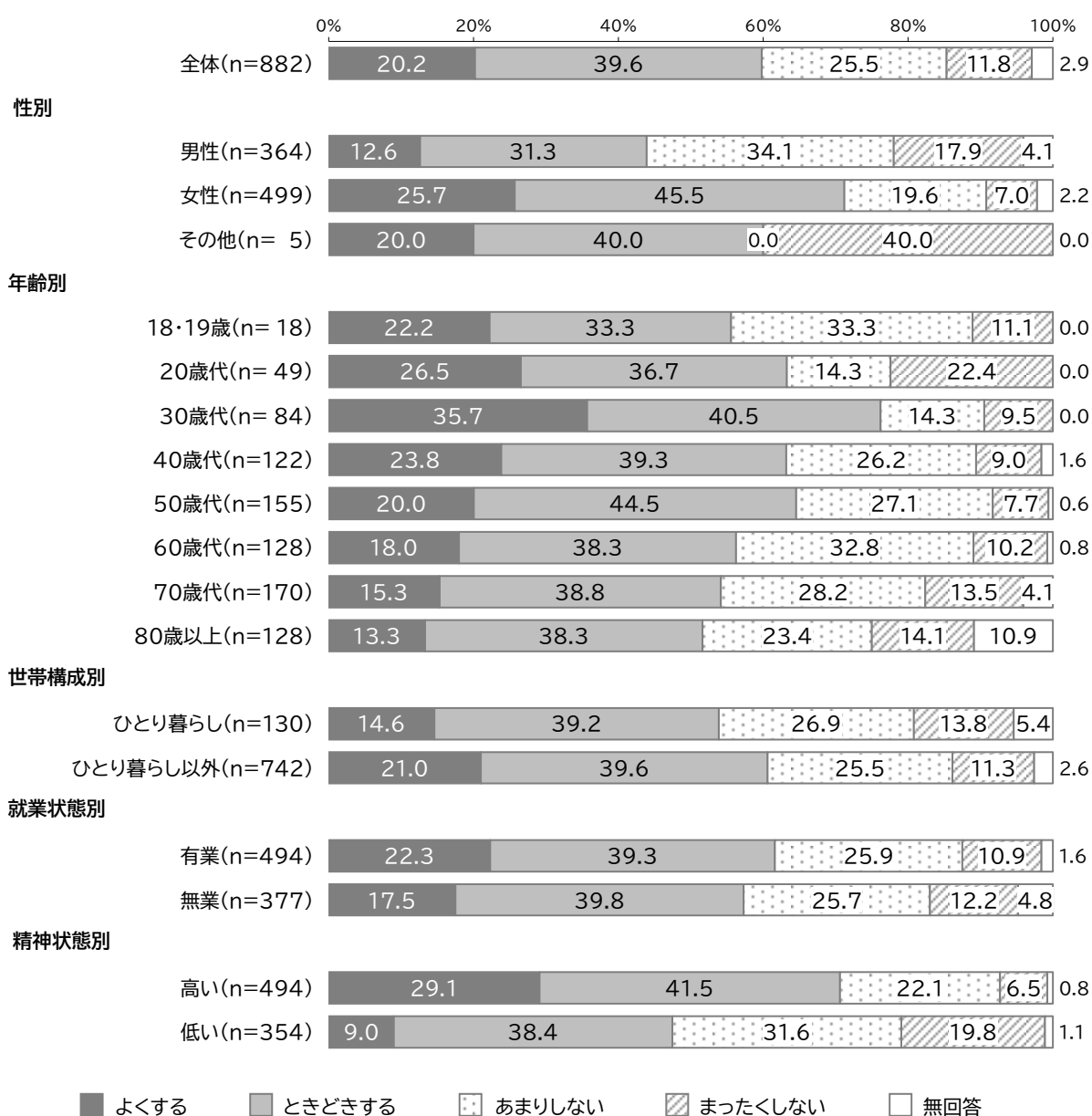
実施しているストレス解消法として人に話を聞いてもらうことについて、「ときどきする」の割合が39.6%で最も高く、次いで「あまりしない」の割合が25.5%、「よくする」の割合が20.2%となっています。「実践している」の割合が59.8%となっています。

性別にみると、女性の「実践している」の割合が、男性よりも20ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「実践している」の割合は高くなる傾向にあり、30歳代で7割台となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「実践している」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上低くなっています。

【④人に話を聞いてもらう】



## ⑤趣味やレジャーをする

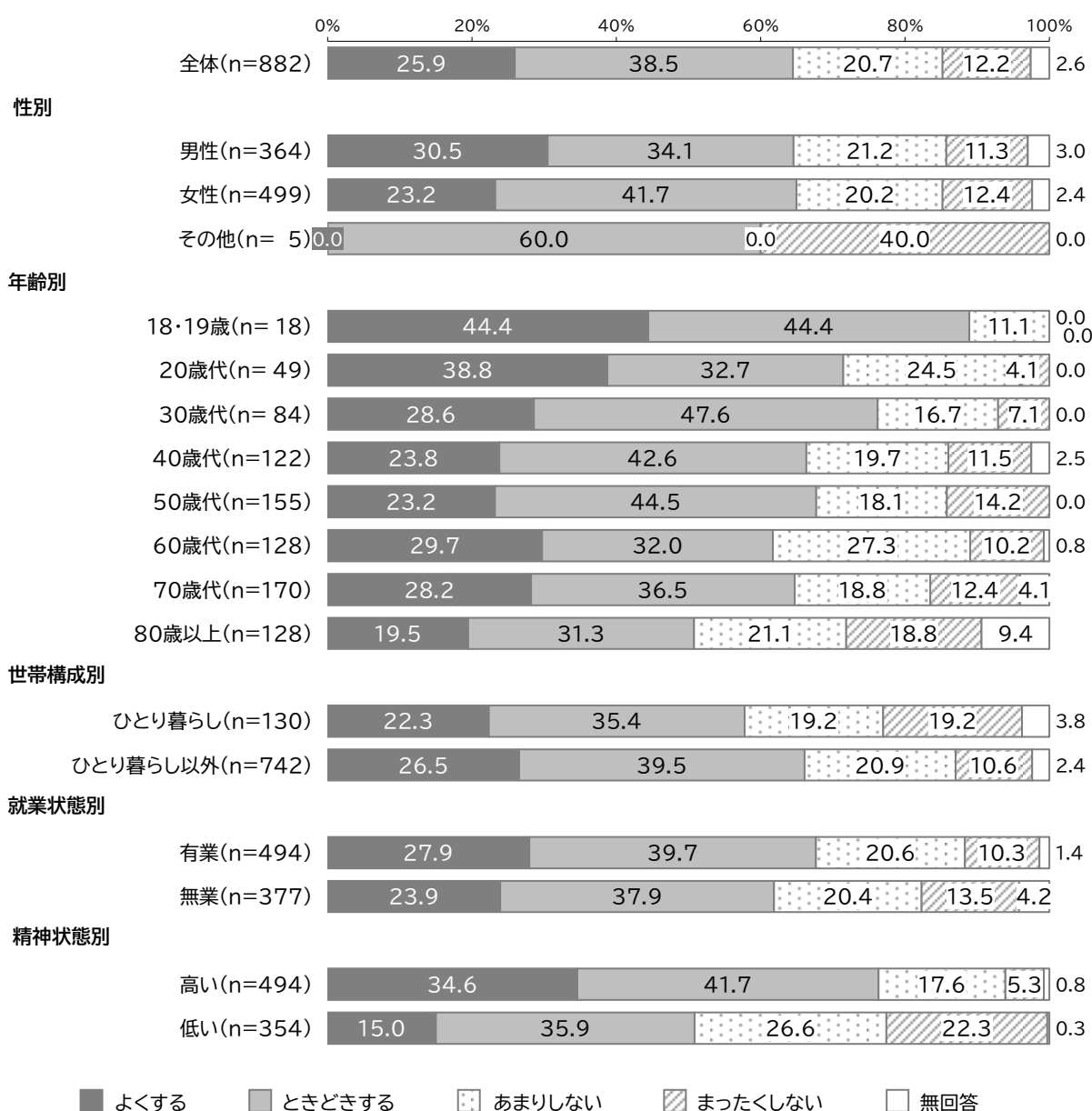
実施しているストレス解消法として趣味やレジャーをすることについて、「ときどきする」の割合が38.5%で最も高く、次いで「よくする」の割合が25.9%、「あまりしない」の割合が20.7%となっています。“実践している”の割合が64.4%となっています。

性別にみると、男性の「よくする」の割合が、女性よりも7.3ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど“実践している”の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で9割程度となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“実践している”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上低くなっています。

【⑤趣味やレジャーをする】



## ⑥我慢して時間が経つのを待つ

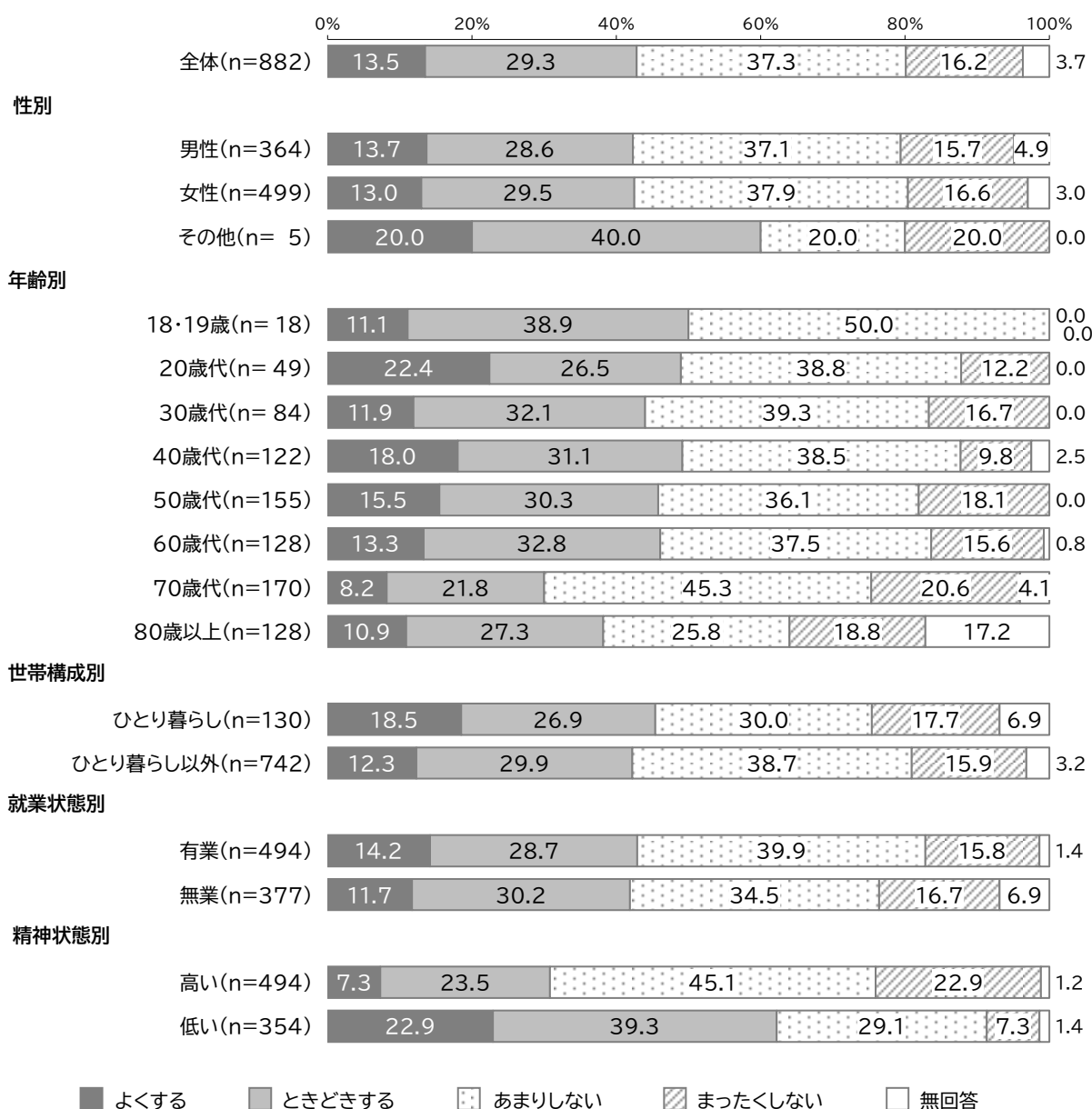
実施しているストレス解消法として我慢して時間が経つのを待つことについて、「あまりしない」の割合が37.3%で最も高く、次いで「ときどきする」の割合が29.3%、「まったくしない」の割合が16.2%、「よくする」の割合が13.5%となっています。“実践している”の割合が42.8%となっています。

年齢別にみると、70歳以上で“実践している”の割合が他の年代と比べてやや低く、70歳代で3割となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「よくする」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも6.2ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“実践している”の割合が、「スコアが高いグループ」の2倍以上となっています。

【⑥我慢して時間が経つのを待つ】



#### (4) 「自分の居場所（こころの安らぐ場所）がない」と感じることもあるか

問4 あなたは、普段の生活の中で「自分の居場所（こころの安らぐ場所）がない」と感じることはありませんか。（○は1つ）

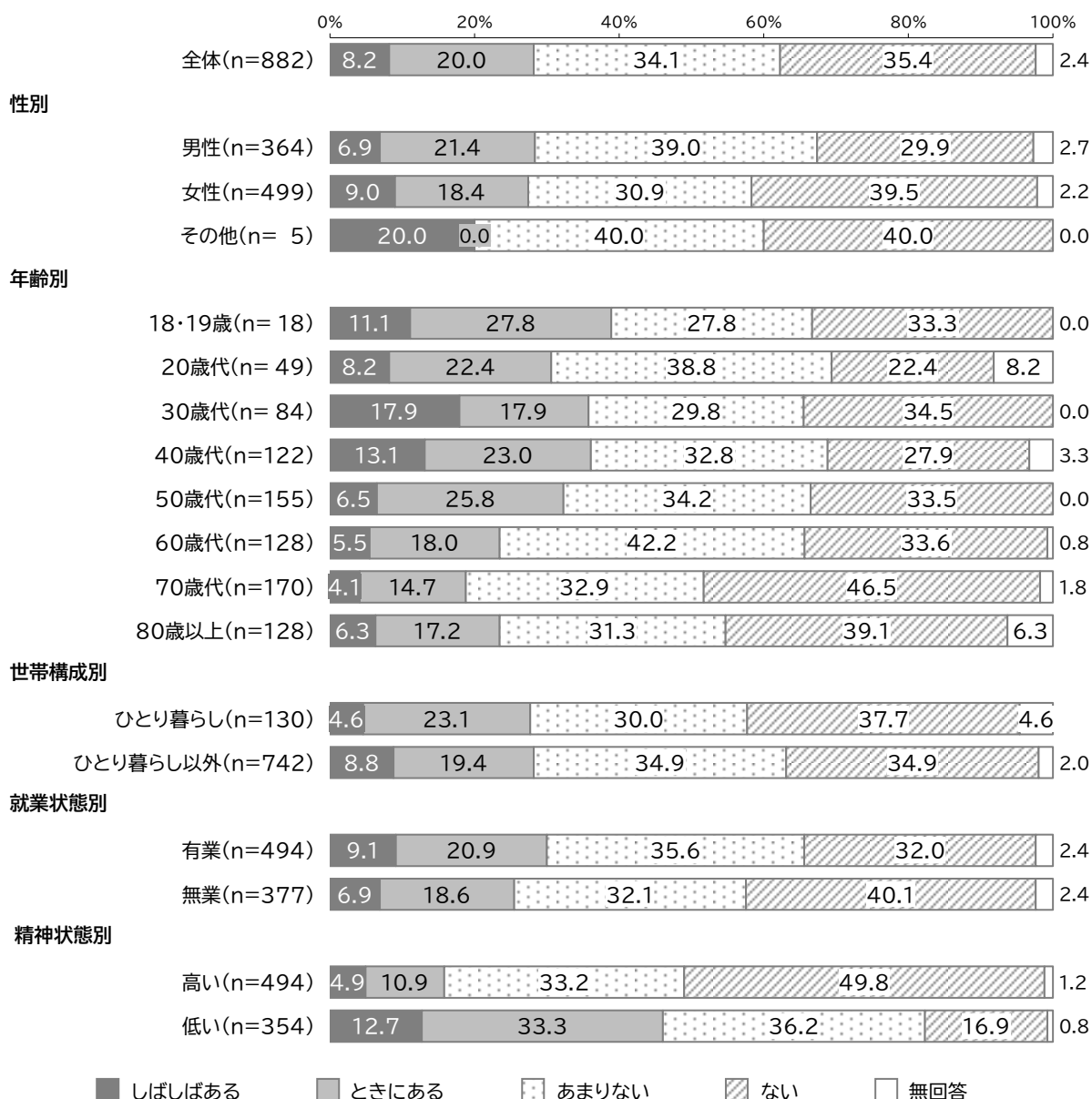
「自分の居場所（こころの安らぐ場所）がない」と感じることもあるかをみると、「ない」の割合が35.4%で最も高く、次いで「あまりない」の割合が34.1%、「ときにある」の割合が20.0%となっています。「しばしばある」と「ときにある」をあわせた“感じることもある”の割合が3割弱を占めています。

性別にみると、女性の「しばしばある」と「ない」の割合が、それぞれ男性よりも高く、2極化の傾向があります。

年齢別にみると、年代が低くなるほど“感じることもある”の割合は高くなる傾向にあります。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“感じることもある”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも30ポイント以上高くなっています。

【「自分の居場所（こころの安らぐ場所）がない」と感じることもあるか】

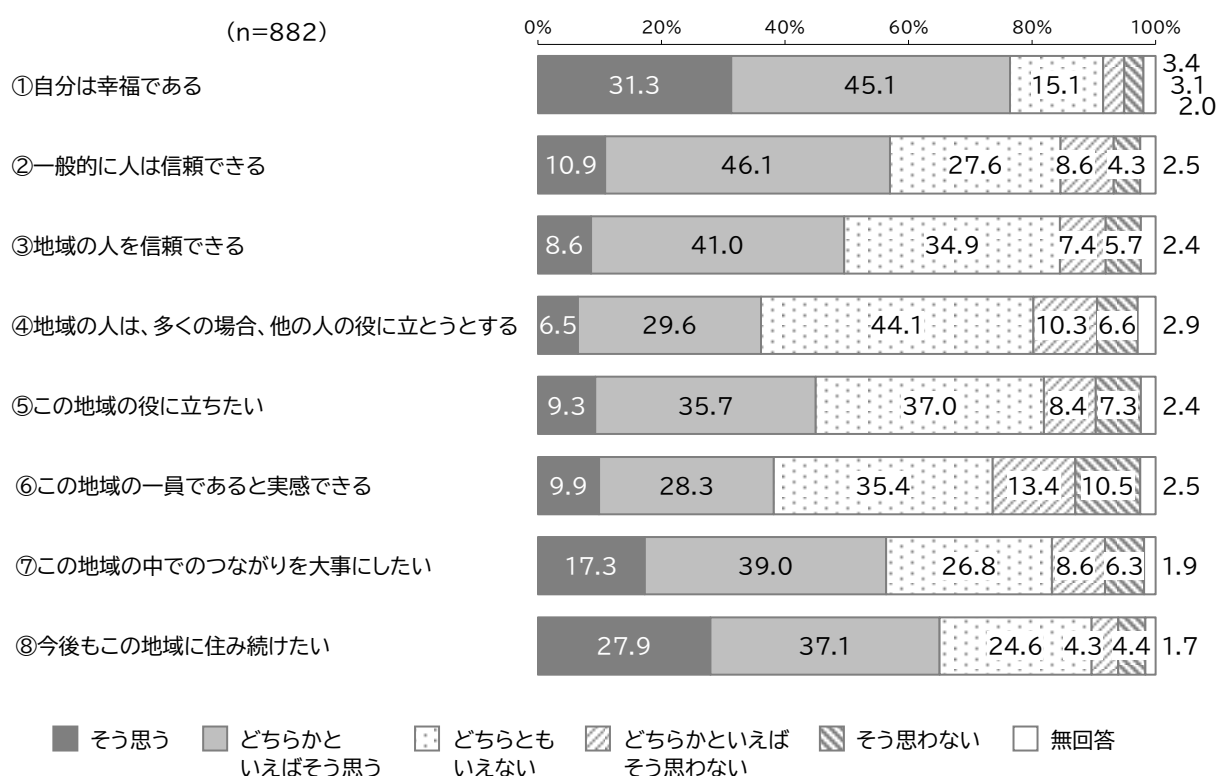


## (5) ソーシャルキャピタル

問5 次の項目について、あなたの考えに最も近い番号を選んでください。「地域」とは、お住まいの「町内」をイメージしています。(①から⑧について、それぞれ〇は1つ)

人との関係性や社会的なつながりを資源としてとらえる概念である社会関係資本（ソーシャルキャピタル）について8項目でたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が「①自分は幸福である」「②一般的に人は信頼できる」「⑦この地域の中でのつながりを大事にしたい」「⑧今後もこの地域に住み続けたい」で半数を超えています。

【ソーシャルキャピタル】



## ①自分は幸福である

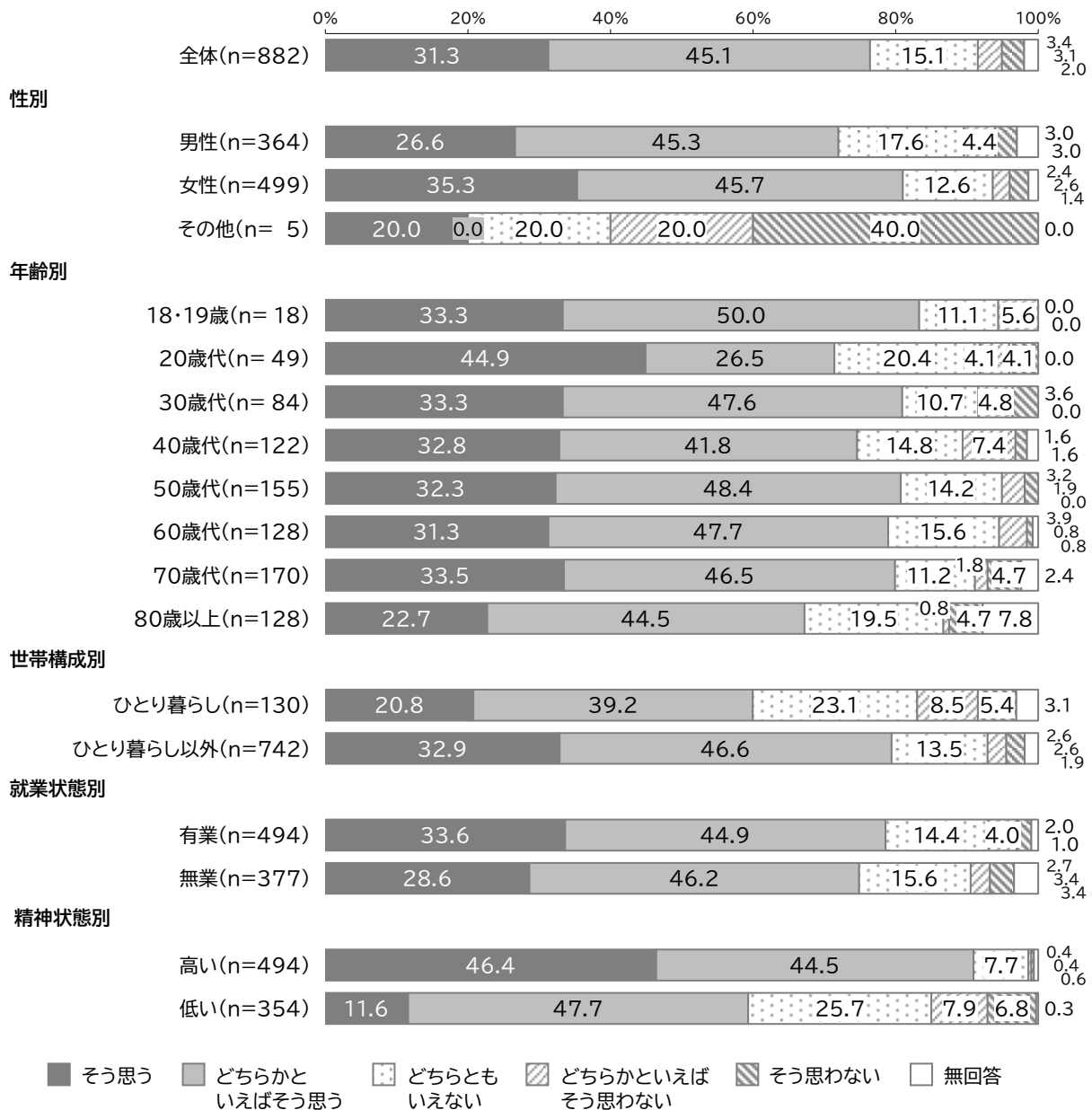
自分は幸福であるということについて、「どちらかといえばそう思う」の割合が 45.1%で最も高く、次いで「そう思う」の割合が 31.3%、「どちらともいえない」の割合が 15.1%となっています。“そう思う”の割合が 76.4%となっています。

性別にみると、女性の“そう思う”の割合が、男性よりも 9.1 ポイント高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そう思う”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約 20 ポイント低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 30 ポイント以上低くなっています。

【①自分は幸福である】





## ②一般的に人は信頼できる

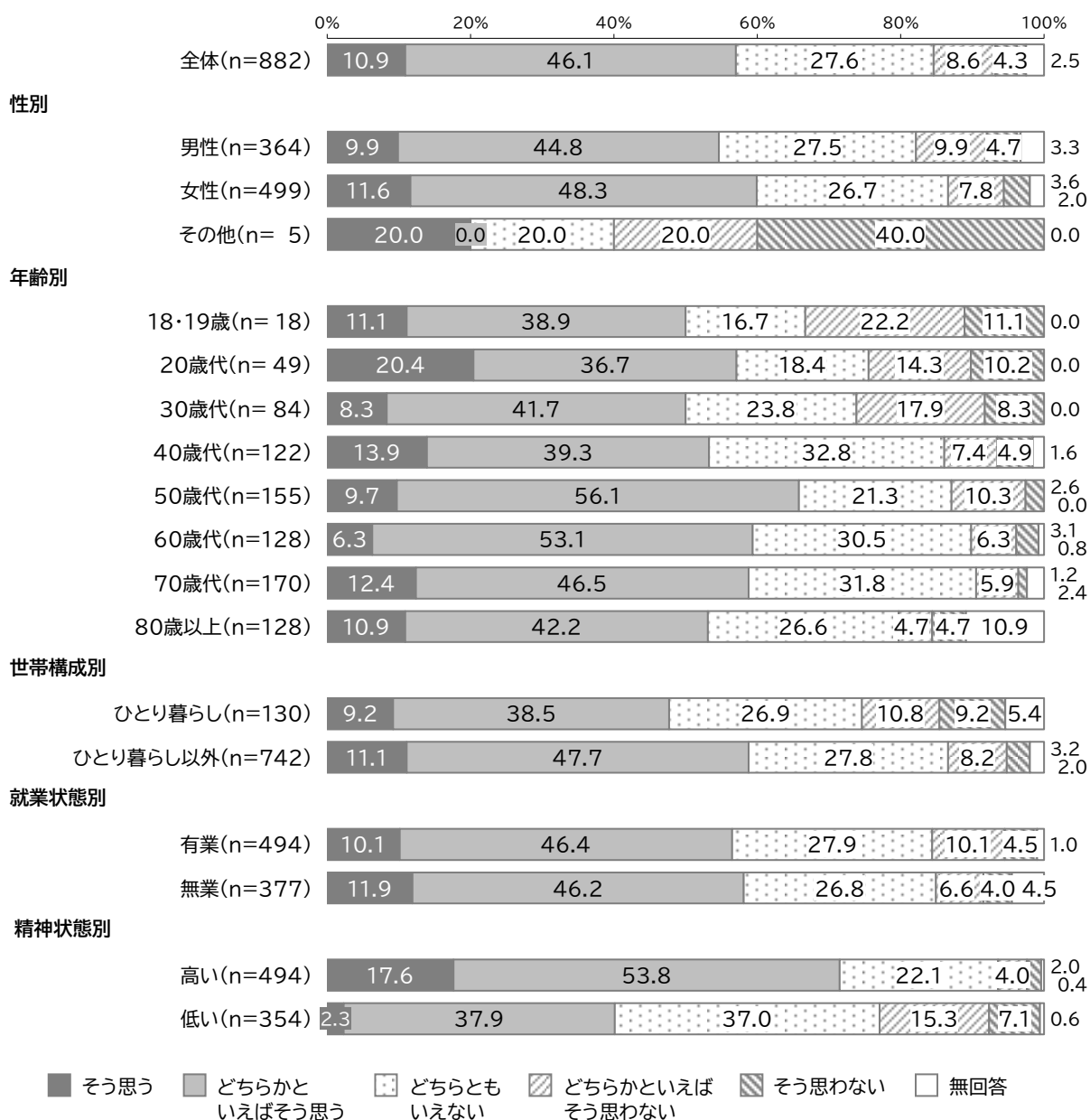
一般的に人は信頼できるということについて、「どちらかといえばそう思う」の割合が46.1%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が27.6%、「そう思う」の割合が10.9%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が8.6%となっています。“そう思う”の割合が57.0%となっています。

性別にみると、女性の“そう思う”の割合が、男性よりも5.2ポイント高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そう思う”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも10ポイント程低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも30ポイント以上低くなっています。

【②一般的に人は信頼できる】



### ③地域の人を信頼できる

地域の人を信頼できるということについて、「どちらかといえばそう思う」の割合が 41.0%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 34.9%、「そう思う」の割合が 8.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が 7.4%となっています。“そう思う”の割合が 49.6%となっています。

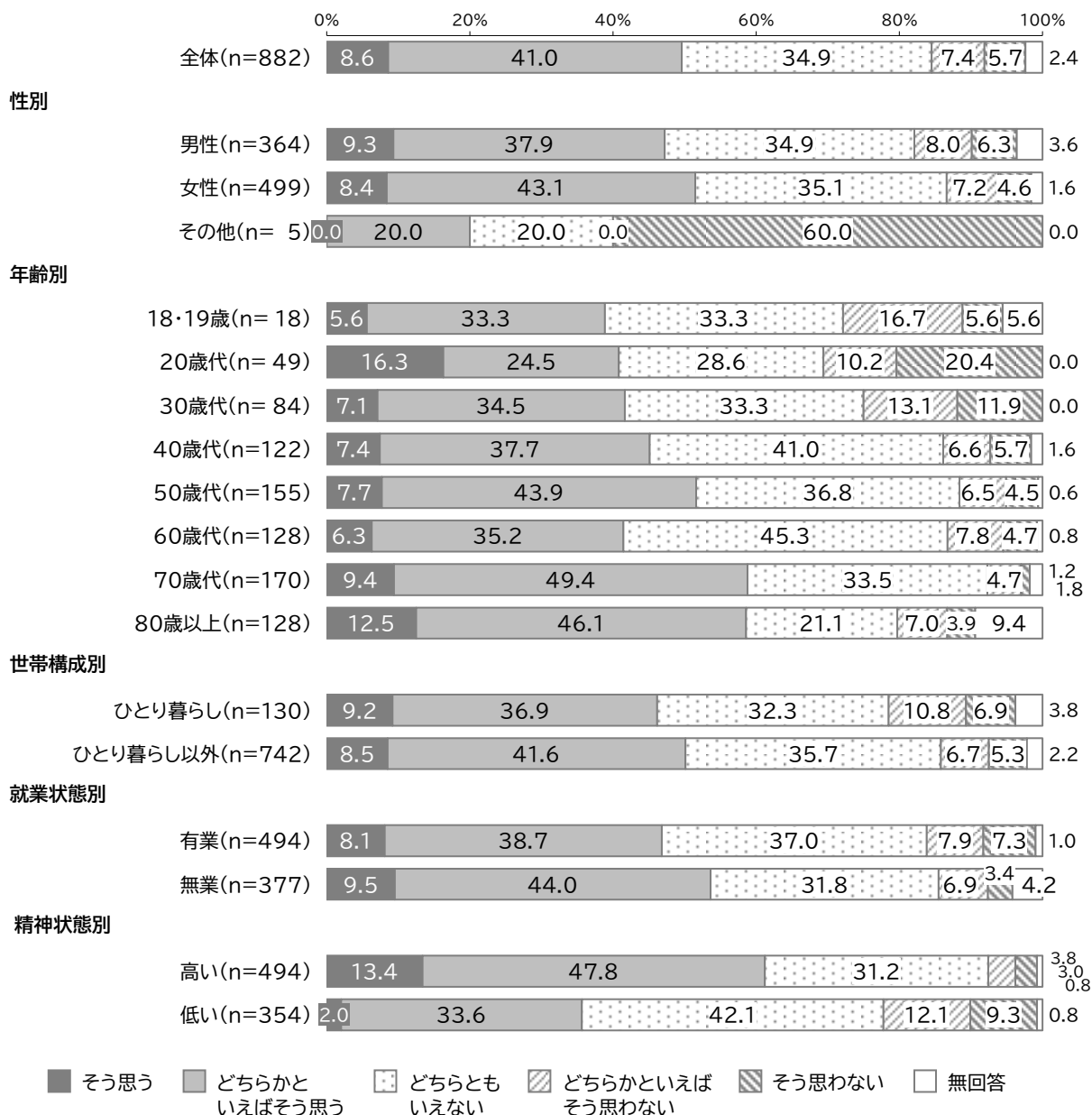
性別にみると、女性の“そう思う”の割合が、男性よりも 4.3 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そう思う”の割合は高くなる傾向にあり、70歳以上で6割近くとなっています。

就業状態別にみると、無業者の“そう思う”の割合が、有業者よりも 6.7 ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも約 25 ポイント低くなっています。

【③地域の人を信頼できる】



#### ④地域の人は、多くの場合、他の人の役に立とうとする

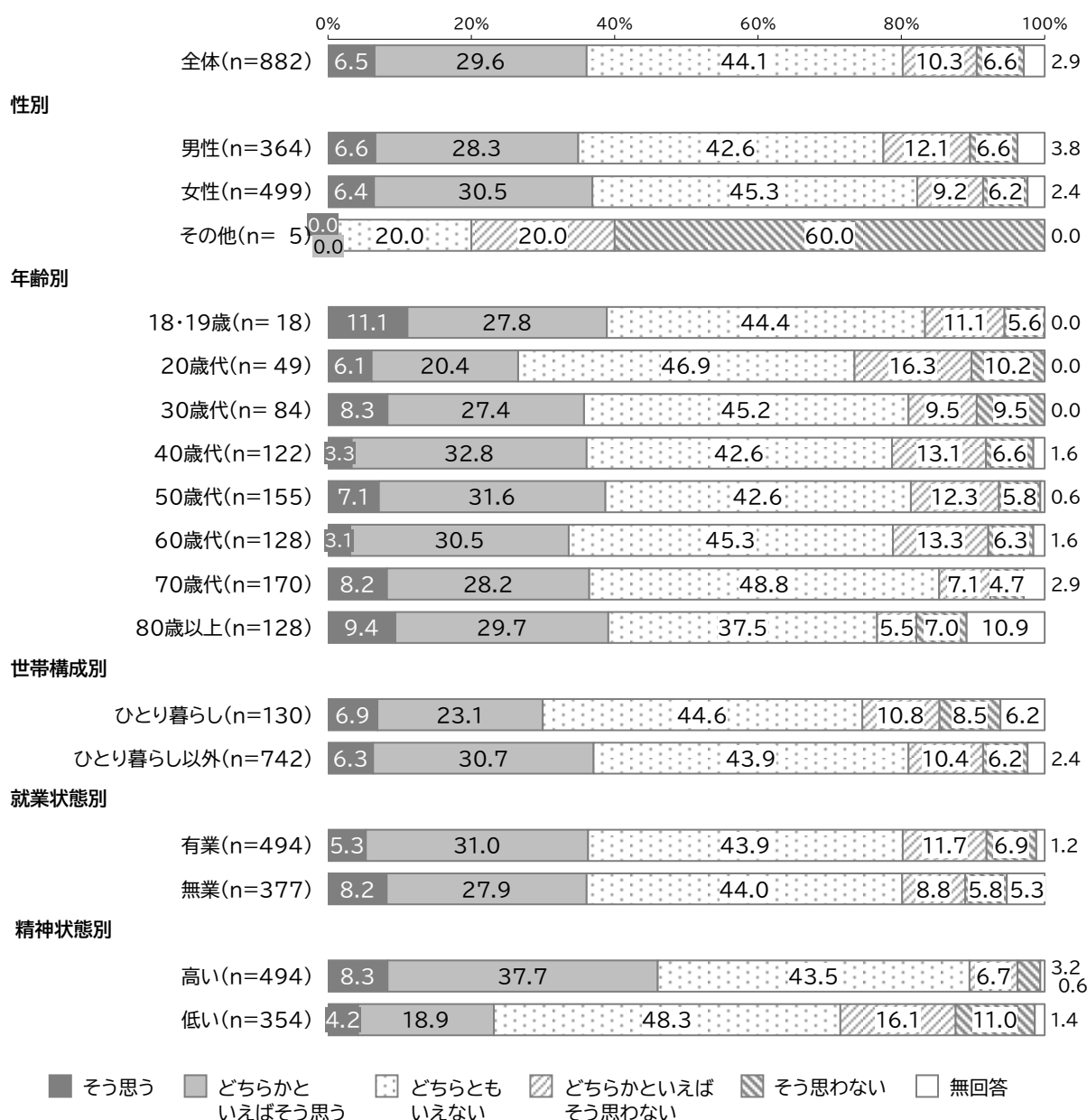
地域の人は、多くの場合、他の人の役に立とうとするということについて、「どちらともいえない」の割合が44.1%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が29.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が10.3%、「そう思わない」の割合が6.6%となっています。“そう思う”の割合が36.1%となっています。

年齢別にみると、20歳代で“そう思う”の割合が26.5%と、他の年代に比べて低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「どちらかといえばそう思う」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも7.6ポイント低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上低くなっています。

【④地域の人は、多くの場合、他の人の役に立とうとする】



## ⑤この地域の役に立ちたい

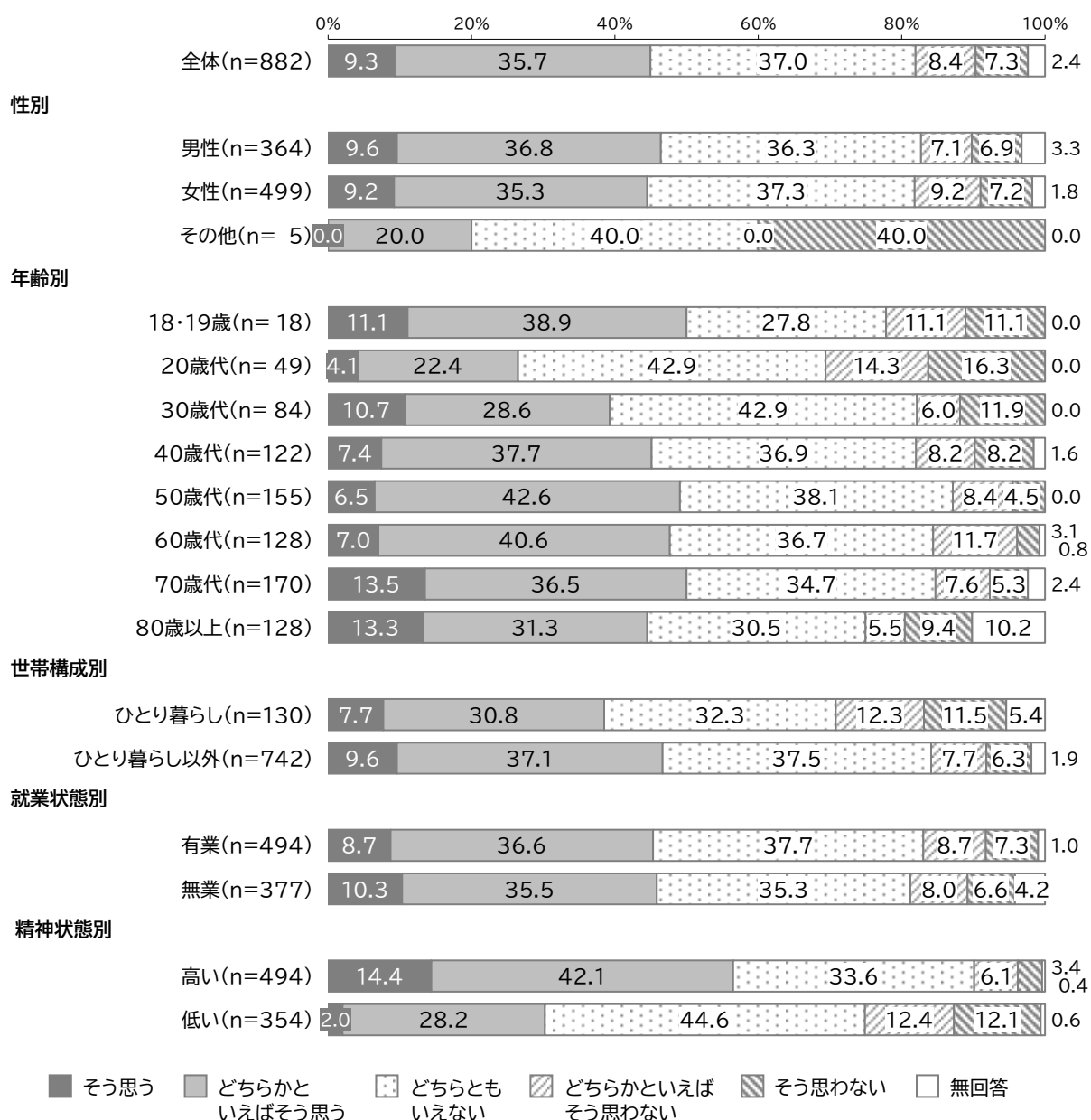
この地域の役に立ちたいということについて、「どちらともいえない」の割合が 37.0%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が 35.7%、「そう思う」の割合が 9.3%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が 8.4%となっています。“そう思う”の割合が 45.0%となっています。

年齢別にみると、20 歳代で“そう思う”の割合が 26.5%と、他の年代に比べて低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「どちらかといえばそう思う」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも 6.3 ポイント低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 25 ポイント以上低くなっています。

【⑤この地域の役に立ちたい】



## ⑥この地域の一員であると実感できる

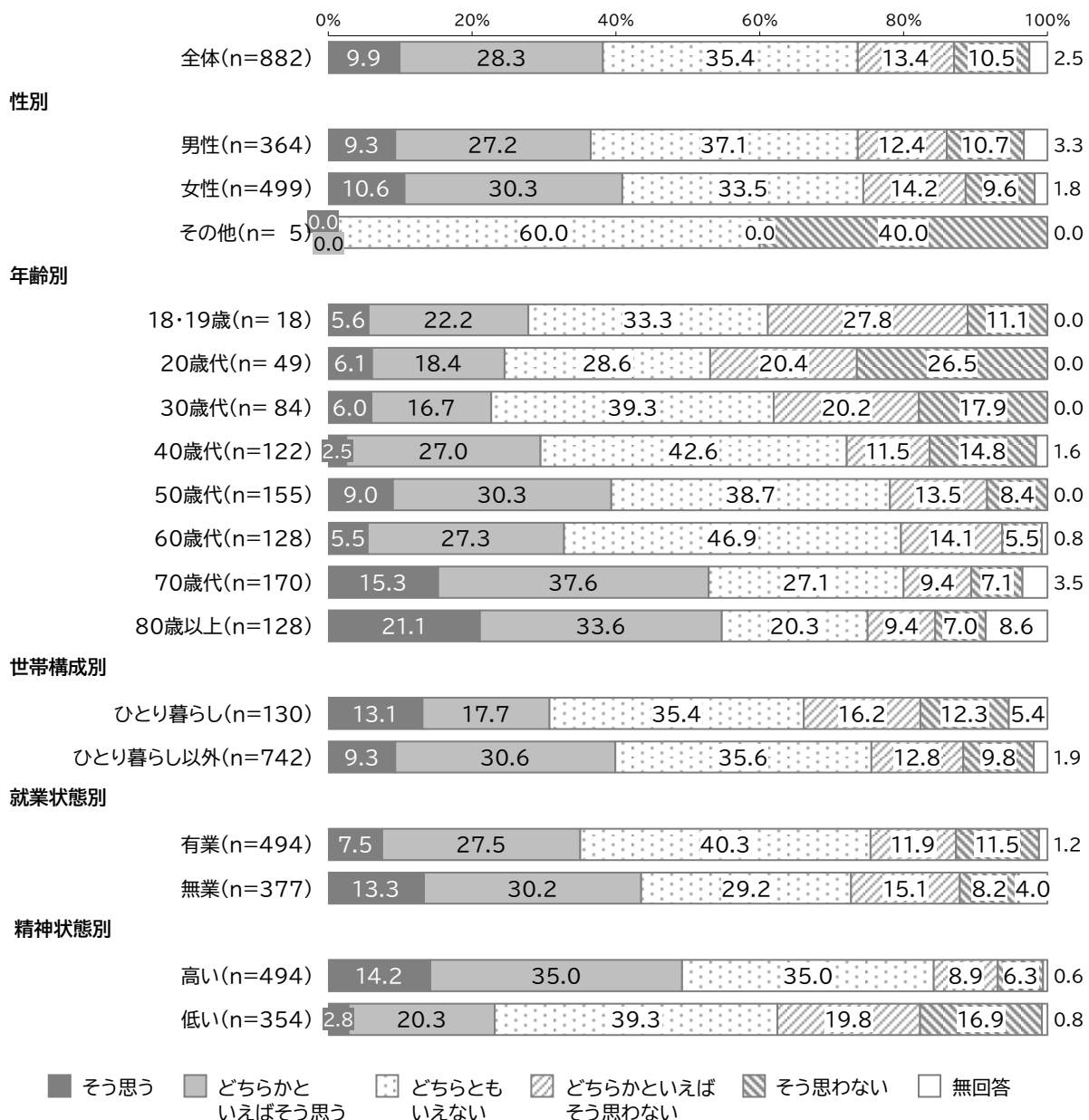
この地域の一員であると感じることができるということについて、「どちらともいえない」の割合が35.4%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が28.3%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が13.4%、「そう思わない」の割合が10.5%となっています。「そう思う」の割合が38.2%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そう思う”の割合は高くなる傾向にあり、70歳以上で5割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そう思う”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも9.1ポイント低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも25ポイント以上低くなっています。

【⑥この地域の一員であると実感できる】



## ⑦この地域の中でのつながりを大事にしたい

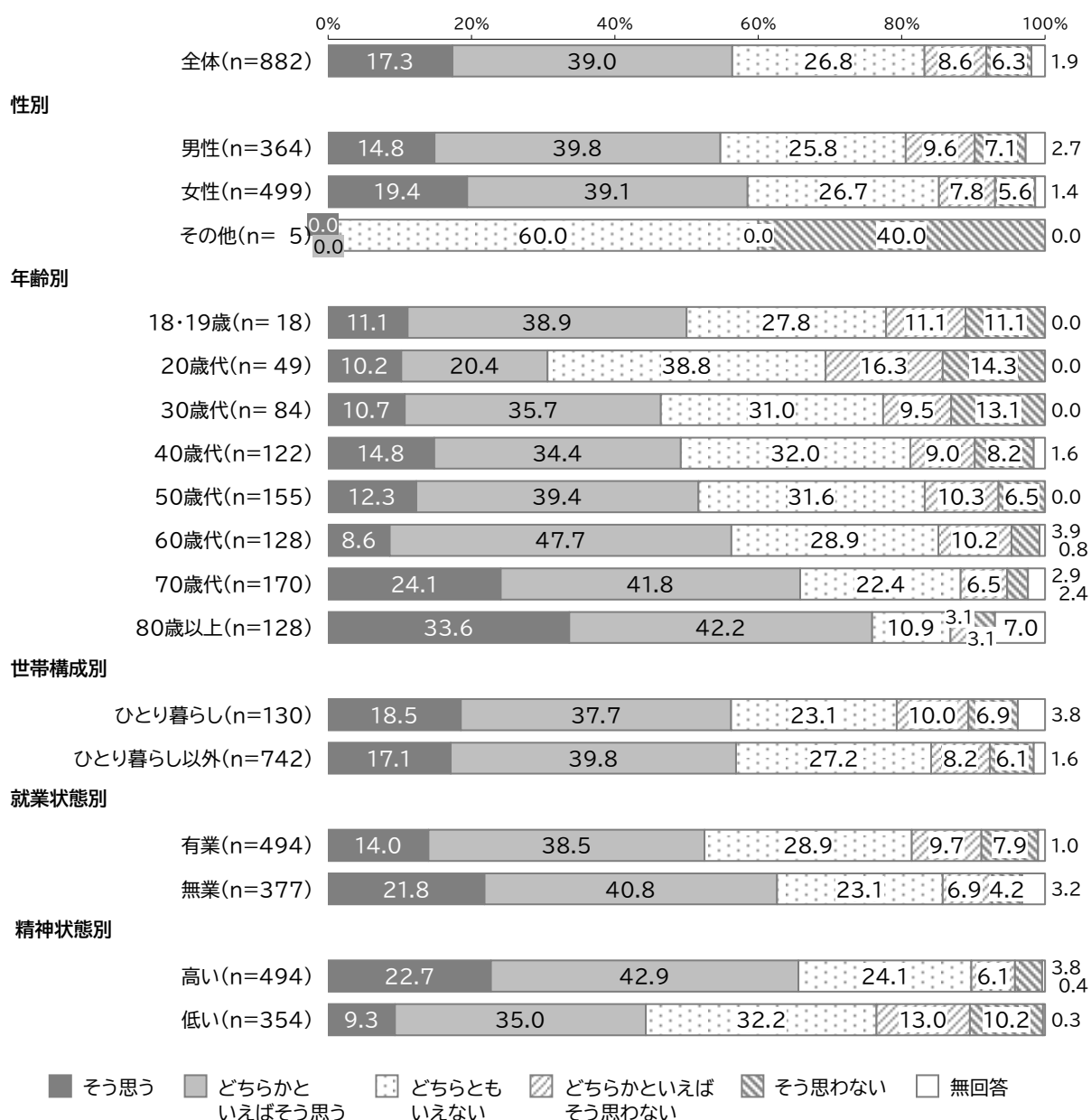
この地域の中でのつながりを大事にしたいということについて、「どちらかといえばそう思う」の割合が39.0%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が26.8%、「そう思う」の割合が17.3%となっています。“そう思う”の割合が56.3%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そう思う”の割合は高くなる傾向にあり、80歳以上で7割台となっています。また、20歳代で“そう思う”の割合が3割程度と、他の年代に比べて特に低くなっています。

就業状態別にみると、無業者の“そう思う”の割合が、有業者よりも約10ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上低くなっています。

【⑦この地域の中でのつながりを大事にしたい】



## ⑧今後もこの地域に住み続けたい

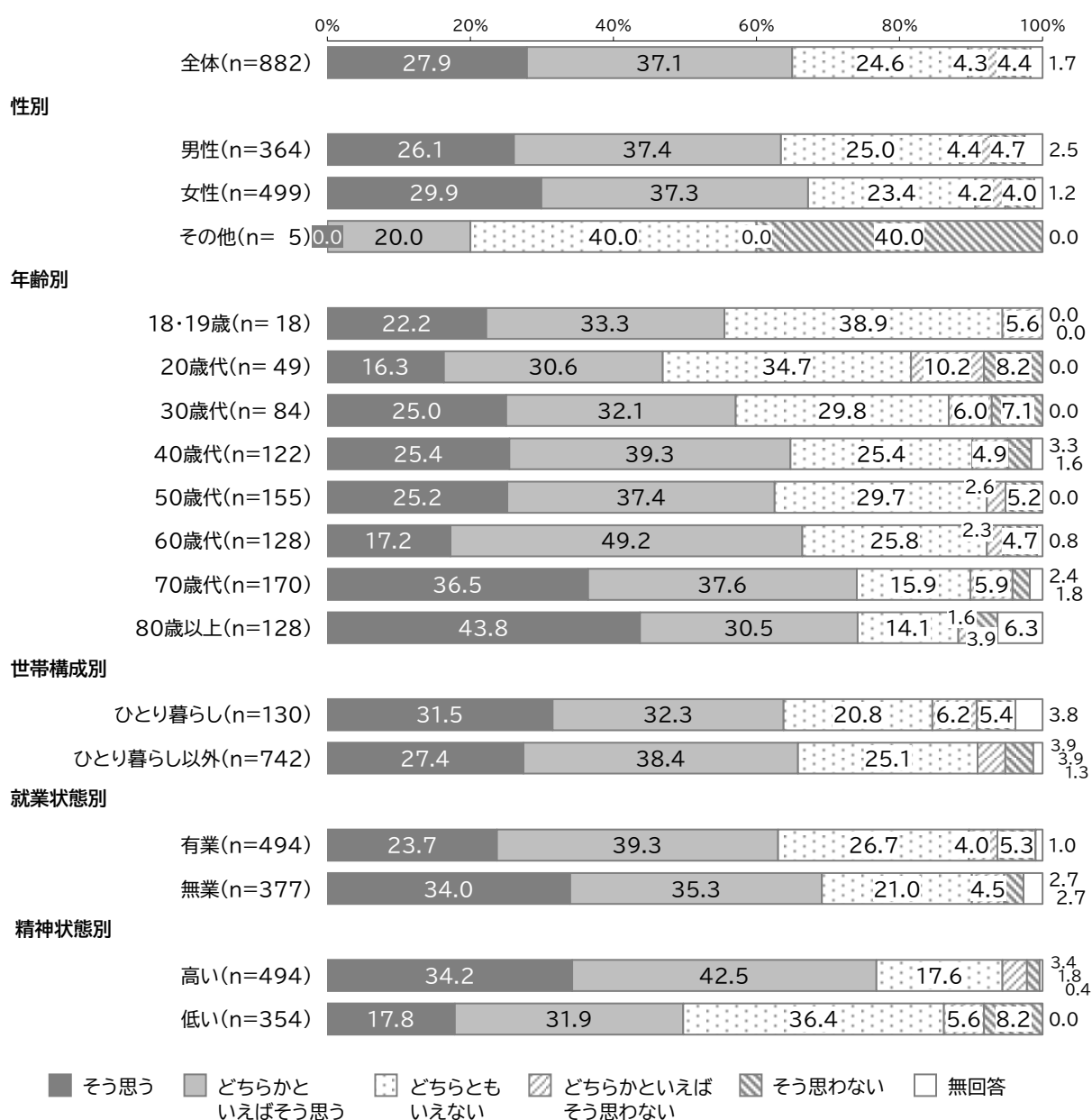
今後もこの地域に住み続けたいということについて、「どちらかといえばそう思う」の割合が37.1%で最も高く、次いで「そう思う」の割合が27.9%、「どちらともいえない」の割合が24.6%となっています。「そう思う」の割合が65.0%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そう思う”の割合は高くなる傾向にあり、70歳以上で7割台となっています。

就業状態別にみると、無業者の“そう思う”の割合が、有業者よりも6.3ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そう思う”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも25ポイント以上低くなっています。

【⑧今後もこの地域に住み続けたい】



## 2 日常の悩みやストレスについて

### (1) 悩みやストレスの有無

問6 あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか。(○は1つ)

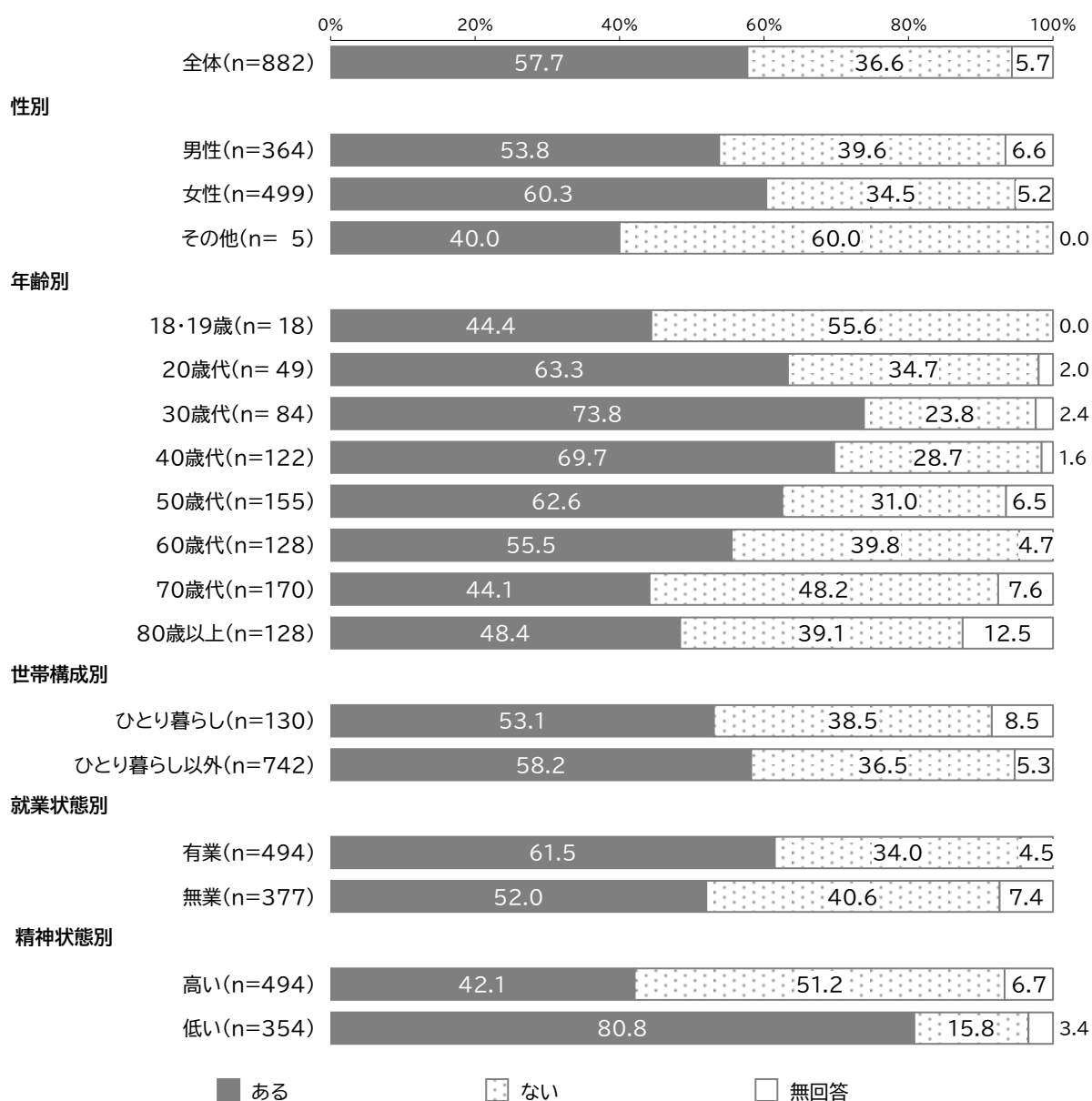
悩みやストレスの有無をみると、「ある」の割合が 57.7%、「ない」の割合が 36.6%となっています。

性別にみると、女性の「ある」の割合が、男性よりも 6.5 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、20 歳代～50 歳代で「ある」の割合が他の年代に比べて高く、30 歳代で7割台となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「ある」の割合が、「スコアが高いグループ」の約2倍となっています。

【悩みやストレスの有無】





## (2) 悩みやストレスの内容

問6で「1. ある」と回答された方にお聞きします。

問7 どのような悩みやストレスがありますか。(〇はいくつでも) その他の回答がある場合は、「20」に記入してください。

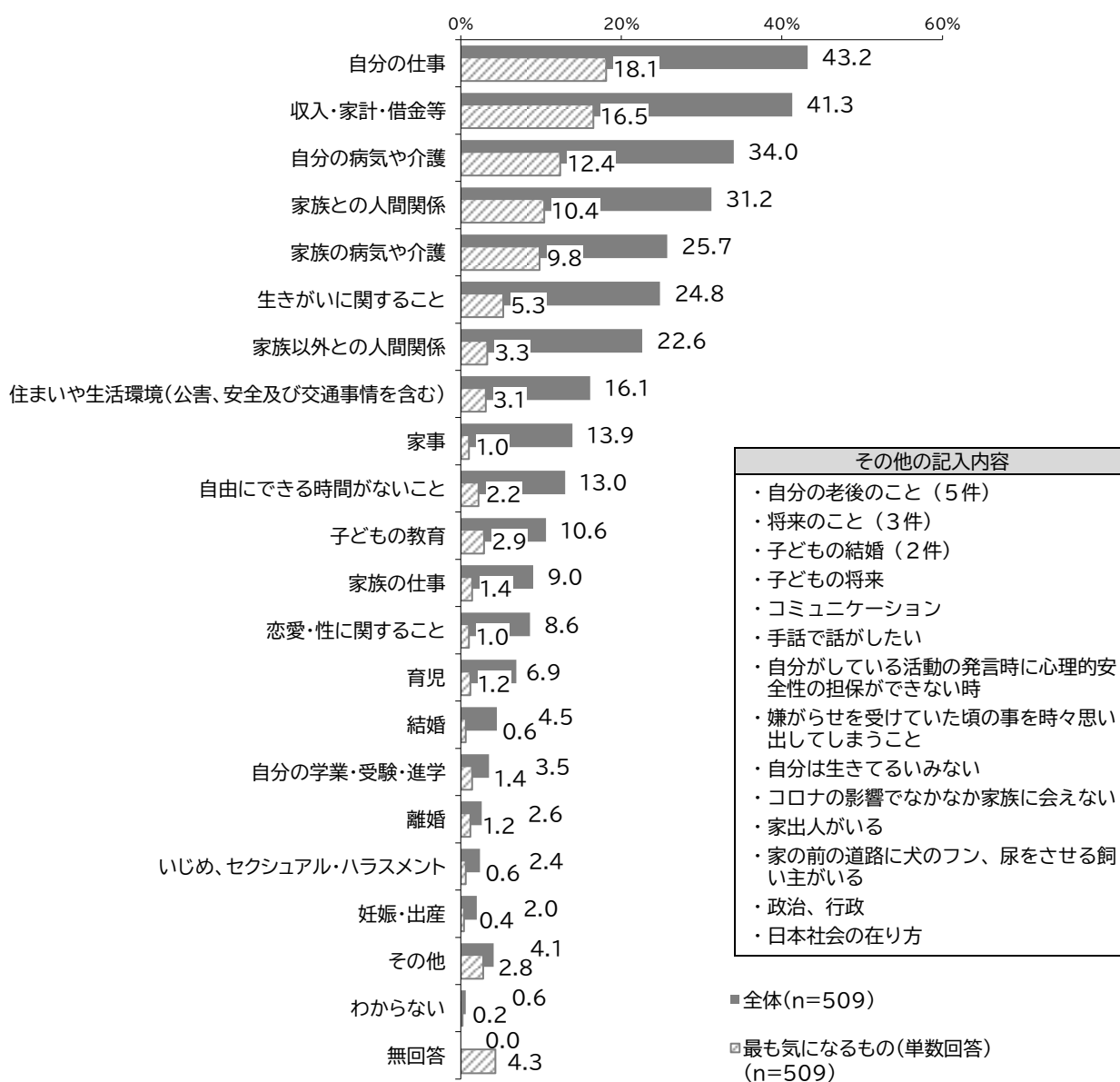
問7-1 問7で回答した中で、最も気になる原因の番号を番号記入欄に記入してください。

悩みやストレスの内容をみると、「自分の仕事」の割合が43.2%で最も高く、次いで「収入・家計・借金等」の割合が41.3%、「自分の病気や介護」の割合が34.0%、「家族との人間関係」の割合が31.2%となっています。最も気になる悩みやストレスの要因も、同様の順番で高くなっています。

性別にみると、男性は「自分の仕事」「収入・家計・借金等」「家族以外との人間関係」の割合が、女性より10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、30歳代~40歳代で「自分の仕事」、80歳以上で「自分の病気や介護」の割合が特に高くなっています。

【悩みやストレスの内容】



【悩みやストレスの内容】

		回答者数(n)	自分の仕事	収入・家計・借金等	自分の病気や介護	家族との人間関係	家族の病気や介護	生きがいに関する こと	関係 家族以外との人間	住まいや生活環境 (公害、安全及び交通 事情を含む)	家事	自由にできる時間 がな(う)こと	子どもの教育
全体		509	43.2	41.3	34.0	31.2	25.7	24.8	22.6	16.1	13.9	13.0	10.6
性別	男性	196	54.6	48.0	33.7	26.5	25.0	28.6	28.6	18.9	10.2	12.2	8.7
	女性	301	34.6	36.9	34.6	33.6	26.6	21.6	18.6	14.0	15.9	13.0	11.6
	その他	2	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0
年齢別	18・19歳	8	37.5	25.0	12.5	25.0	-	37.5	50.0	12.5	-	12.5	-
	20歳代	31	58.1	54.8	3.2	29.0	6.5	32.3	32.3	6.5	16.1	12.9	3.2
	30歳代	62	62.9	48.4	24.2	32.3	12.9	30.6	29.0	14.5	24.2	27.4	17.7
	40歳代	85	67.1	41.2	25.9	30.6	21.2	25.9	28.2	16.5	16.5	15.3	30.6
	50歳代	97	59.8	45.4	25.8	34.0	43.3	20.6	28.9	9.3	8.2	14.4	12.4
	60歳代	71	36.6	43.7	36.6	38.0	23.9	26.8	18.3	11.3	9.9	7.0	2.8
	70歳代	75	9.3	38.7	44.0	32.0	30.7	17.3	14.7	25.3	12.0	5.3	-
	80歳以上	62	4.8	24.2	71.0	19.4	25.8	27.4	9.7	25.8	14.5	6.5	-
世帯 構成別	ひとり暮らし	69	37.7	37.7	52.2	29.0	8.7	37.7	23.2	20.3	10.1	2.9	-
	ひとり暮らし以外	432	43.3	41.7	31.5	31.5	28.7	22.7	22.2	14.8	14.4	14.1	12.3
就業 状態別	有業	304	64.8	45.4	23.4	32.2	27.6	22.7	28.9	13.5	12.5	16.1	14.1
	無業	196	9.2	34.7	51.5	29.6	23.5	27.0	12.8	19.9	15.8	7.1	4.6
精神 状態別	高い	208	37.0	34.6	27.4	28.8	25.0	15.9	18.3	11.1	12.5	9.1	13.0
	低い	286	49.3	46.9	37.4	33.2	26.2	31.5	25.9	18.9	14.3	15.7	9.4

		回答者数(n)	家族の仕事	こと 恋愛・性に関する	育児	結婚	進学 自分の学業・受験・	離婚	アル・ハフスメント	いじめ、セクシュ	妊娠・出産	その他	わからない	無回答
全体		509	9.0	8.6	6.9	4.5	3.5	2.6	2.4	2.0	4.1	0.6	-	
性別	男性	196	9.7	9.7	5.1	3.6	4.1	3.1	3.1	1.0	2.0	0.5	-	
	女性	301	8.3	8.3	7.6	5.0	2.7	2.3	1.7	2.3	5.3	0.7	-	
	その他	2	50.0	-	50.0	50.0	100.0	-	50.0	50.0	50.0	-	-	
年齢別	18・19歳	8	-	50.0	-	-	87.5	-	-	-	12.5	-	-	
	20歳代	31	9.7	25.8	16.1	16.1	16.1	-	-	6.5	3.2	-	-	
	30歳代	62	9.7	24.2	17.7	17.7	3.2	4.8	4.8	8.1	3.2	-	-	
	40歳代	85	12.9	7.1	18.8	2.4	2.4	2.4	3.5	2.4	3.5	-	-	
	50歳代	97	9.3	6.2	1.0	3.1	1.0	3.1	3.1	-	1.0	1.0	-	
	60歳代	71	9.9	2.8	-	-	-	2.8	1.4	-	7.0	-	-	
	70歳代	75	6.7	2.7	-	1.3	-	1.3	1.3	-	5.3	2.7	-	
	80歳以上	62	3.2	-	-	-	-	1.6	-	-	4.8	-	-	
世帯 構成別	ひとり暮らし	69	1.4	13.0	-	5.8	1.4	2.9	2.9	-	7.2	2.9	-	
	ひとり暮らし以外	432	10.0	8.1	7.6	4.2	3.7	2.5	2.1	2.1	3.5	0.2	-	
就業 状態別	有業	304	11.2	9.9	9.2	5.9	1.6	2.6	2.6	2.6	2.3	-	-	
	無業	196	5.1	7.1	2.6	2.0	6.1	2.6	1.5	0.5	6.1	1.5	-	
精神 状態別	高い	208	8.2	8.2	9.1	4.8	4.8	1.9	1.4	2.4	3.4	0.5	-	
	低い	286	10.1	9.1	5.6	4.5	2.8	2.8	3.1	1.7	4.5	0.7	-	

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)

【最も気になる悩みやストレスの内容（単数選択）】

		回答者数(n)	自分の仕事	収入・家計・借金等	自分の病気や介護	家族との人間関係	家族の病気や介護	生きがいに関する こと	関係 家族以外との人間 関係	住まいや生活環境 (公害、安全及び交通事 情を含む)	家事	自由にできる時間が ないこと	子どもの教育
全体		509	18.1	16.5	12.4	10.4	9.8	5.3	3.3	3.1	1.0	2.2	2.9
性別	男性	196	24.0	19.4	10.2	7.7	8.7	6.6	3.1	3.1	-	1.5	2.6
	女性	301	13.3	15.3	14.3	11.6	11.0	4.7	3.7	3.3	1.7	2.0	3.3
	その他	2	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-
年齢別	18・19歳	8	12.5	-	-	12.5	-	-	12.5	-	-	-	-
	20歳代	31	32.3	12.9	3.2	9.7	-	9.7	6.5	3.2	-	-	-
	30歳代	62	29.0	19.4	6.5	4.8	3.2	3.2	3.2	-	-	3.2	3.2
	40歳代	85	34.1	11.8	7.1	8.2	2.4	5.9	2.4	3.5	-	3.5	10.6
	50歳代	97	21.6	19.6	6.2	10.3	19.6	3.1	3.1	2.1	2.1	1.0	3.1
	60歳代	71	11.3	18.3	11.3	19.7	11.3	8.5	5.6	-	1.4	-	1.4
	70歳代	75	1.3	22.7	16.0	12.0	14.7	6.7	4.0	6.7	-	1.3	-
	80歳以上	62	1.6	9.7	37.1	6.5	12.9	3.2	-	6.5	3.2	3.2	-
世帯 構成別	ひとり暮らし	69	17.4	11.6	20.3	10.1	2.9	7.2	-	7.2	-	1.4	-
	ひとり暮らし以外	432	17.6	17.6	11.3	10.6	11.1	5.1	3.7	2.3	1.2	2.1	3.5
就業 状態別	有業	304	27.0	19.4	5.3	10.2	9.9	4.6	3.9	2.3	-	2.0	3.9
	無業	196	3.6	11.7	24.0	11.2	10.2	6.1	2.6	4.6	2.6	1.5	1.5
精神 状態別	高い	208	14.9	15.4	10.6	13.5	10.6	3.4	3.4	3.4	1.4	1.0	4.8
	低い	286	20.6	17.8	13.3	8.4	9.1	7.0	3.5	2.4	0.7	3.1	1.7

		回答者数(n)	家族の仕事	と 恋愛・性に関するこ と	育児	結婚	進学 自分の学業・受験・ 進学	離婚	いじめ、セクシユア ルハラスメント	妊娠・出産	その他	わからない	無回答
全体		509	1.4	1.0	1.2	0.6	1.4	1.2	0.6	0.4	2.8	0.2	4.3
性別	男性	196	1.0	1.5	-	0.5	1.0	1.5	0.5	-	1.5	-	5.6
	女性	301	1.7	0.7	2.0	0.7	1.7	1.0	0.7	0.7	3.3	0.3	3.3
	その他	2	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-
年齢別	18・19歳	8	-	12.5	-	-	37.5	-	-	-	12.5	-	-
	20歳代	31	3.2	6.5	-	-	12.9	-	-	-	-	-	-
	30歳代	62	-	1.6	9.7	3.2	-	3.2	-	3.2	1.6	-	1.6
	40歳代	85	1.2	-	-	1.2	-	1.2	1.2	-	1.2	-	4.7
	50歳代	97	-	-	-	-	-	1.0	1.0	-	1.0	-	5.2
	60歳代	71	1.4	-	-	-	-	1.4	1.4	-	4.2	-	2.8
	70歳代	75	4.0	1.3	-	-	-	-	-	-	4.0	1.3	4.0
	80歳以上	62	1.6	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	9.7
世帯 構成別	ひとり暮らし	69	-	1.4	-	1.4	1.4	1.4	-	-	4.3	1.4	10.1
	ひとり暮らし以外	432	1.6	0.9	1.4	0.5	1.4	1.2	0.7	0.5	2.3	-	3.5
就業 状態別	有業	304	1.3	1.0	1.6	1.0	-	1.0	0.7	0.7	1.0	-	3.3
	無業	196	1.5	1.0	0.5	-	3.6	1.5	0.5	-	5.1	0.5	6.1
精神 状態別	高い	208	1.4	1.4	2.4	0.5	2.9	1.4	-	0.5	2.9	-	4.3
	低い	286	1.4	0.7	0.3	0.7	0.3	1.0	1.0	0.3	2.8	0.3	3.1

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)

### (3) 悩みやストレスの相談状況

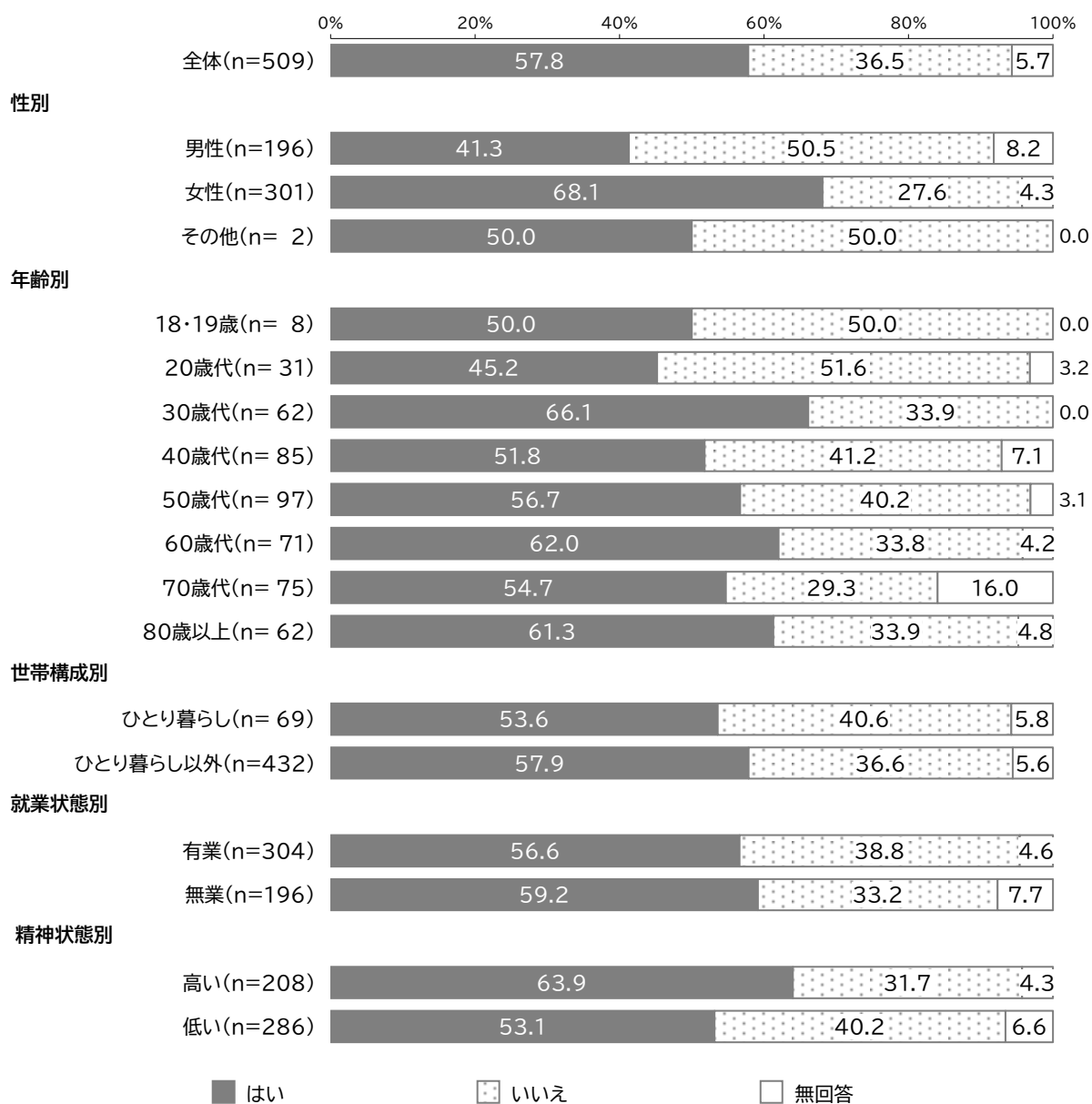
問8 あなたは、問7で回答した悩みやストレスを相談していますか。

悩みやストレスの相談の有無をみると、相談している割合が57.8%、相談していない割合が36.5%となっています。

性別にみると、男性の相談している割合が、女性よりも20ポイント以上低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の相談している割合が、「スコアが高いグループ」よりも約10ポイント低くなっています。

【悩みやストレスの相談の有無】



#### (4) 悩みやストレスの相談相手

問8で「1. はい」と回答された方にお聞きします。

問9 悩みやストレスを、どのように相談していますか。(〇はいくつでも)

問9-1 問9で回答した中で、最も気になる悩みやストレスについてどのように相談しているのか、あてはまる番号の主なものを2つまで番号記入欄に記入してください。

悩みやストレスの相談相手をみると、「家族に相談している」の割合が75.2%で最も高く、次いで「友人・知人に相談している」の割合が53.4%、「病院・診療所の医師に相談している」の割合が24.1%、「職場の上司、学校の先生に相談している」の割合が13.6%となっています。最も気になる悩みやストレスの相談相手についても、同様の順番で高くなっています。

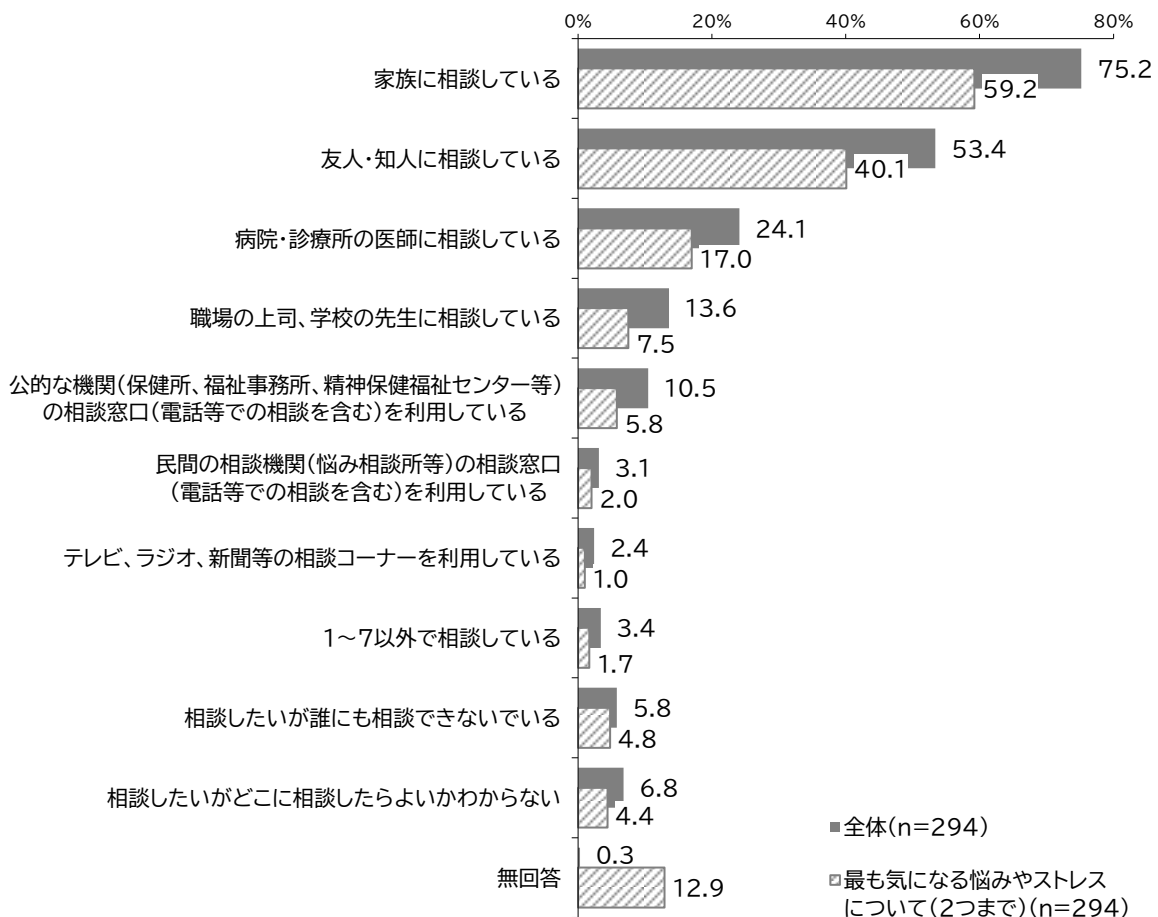
年齢別にみると、30歳代で「友人・知人に相談している」、70歳以上で「病院・診療所の医師に相談している」の割合が、他の年代に比べて高くなっています。

就業状態別にみると、有業者で「友人・知人に相談している」、無業者で「病院・診療所の医師に相談している」と「公的な機関（保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等）の相談窓口（電話等での相談を含む）を利用している」の割合が、それぞれ高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが高いグループ」の「友人・知人に相談している」の割合が、「スコアが低いグループ」よりも10ポイント以上高くなっています。

最も気になる悩みやストレスの相談相手でも、同様の傾向です。

【悩みやストレスの相談相手】



【悩みやストレスの相談相手】

		回答者数(n)	家族に相談している	友人・知人に相談している	病院・診療所の医師に相談している	職場の上司、学校の先生に相談している	公的な機関(保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等)の相談窓口(電話等)での相談を含む)を利用している	民間の相談機関(悩み相談所等)の相談窓口(電話等)での相談を含む)を利用している	テレビ、ラジオ、新聞等の相談コーナーを利用している	1〜7以外で相談している	相談したいが誰にも相談できないでいる	相談したいがどこにも相談したらよいかわからない	無回答
全体		294	75.2	53.4	24.1	13.6	10.5	3.1	2.4	3.4	5.8	6.8	0.3
性別	男性	81	70.4	43.2	33.3	14.8	6.2	6.2	2.5	4.9	4.9	9.9	1.2
	女性	205	77.6	57.1	21.0	13.2	12.2	1.5	2.0	2.0	5.9	5.4	-
	その他	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-
年齢別	18・19 歳	4	50.0	75.0	-	50.0	-	-	-	-	25.0	-	-
	20 歳代	14	92.9	85.7	7.1	14.3	-	-	-	-	-	-	-
	30 歳代	41	80.5	70.7	14.6	24.4	9.8	2.4	-	7.3	2.4	4.9	-
	40 歳代	44	77.3	52.3	20.5	22.7	6.8	2.3	2.3	-	6.8	4.5	-
	50 歳代	55	74.5	60.0	20.0	12.7	5.5	1.8	5.5	5.5	5.5	3.6	1.8
	60 歳代	44	75.0	61.4	22.7	9.1	9.1	4.5	-	2.3	-	9.1	-
	70 歳代	41	70.7	41.5	39.0	4.9	14.6	7.3	2.4	-	4.9	12.2	-
	80 歳以上	38	73.7	18.4	42.1	5.3	23.7	2.6	5.3	2.6	13.2	10.5	-
世帯構成別	ひとり暮らし	37	54.1	54.1	27.0	10.8	18.9	8.1	8.1	-	5.4	13.5	2.7
	ひとり暮らし以外	250	78.8	53.2	24.4	14.0	9.6	2.4	1.6	3.2	5.6	5.6	-
就業状態別	有業	172	79.7	59.3	15.7	19.8	4.7	2.9	1.2	2.9	2.9	5.8	-
	無業	116	69.8	44.8	37.9	4.3	19.8	3.4	4.3	2.6	9.5	7.8	0.9
精神状態別	高い	133	78.9	61.7	20.3	14.3	13.5	3.0	2.3	3.0	0.8	3.0	-
	低い	152	73.0	48.0	27.0	13.8	7.2	3.3	2.0	3.9	9.2	9.9	0.7

注)濃い網掛けは全体より 10 ポイント以上高い項目、薄い網掛けは 5 ポイント以上高い項目(回答者数が 15 件未満の場合は網掛けなし)

【最も気になる悩みやストレスの相談相手（2つまで）】

		回答者数(n)	家族に相談している	友人・知人に相談している	病院・診療所の医師に相談している	職場の上司、学校の先生に相談している	公的な機関(保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等)の相談窓口(電話等)での相談を含む)を利用している	民間の相談機関(悩み相談所等)の相談窓口(電話等)での相談を含む)を利用している	テレビ、ラジオ、新聞等の相談コーナーを利用している	1〜7以外で相談している	相談したいが誰にも相談できないでいる	相談したいがどこに相談したらよいかわからない	無回答
全体		294	59.2	40.1	17.0	7.5	5.8	2.0	1.0	1.7	4.8	4.4	12.9
性別	男性	81	53.1	28.4	22.2	4.9	1.2	3.7	-	3.7	3.7	6.2	19.8
	女性	205	62.0	44.4	15.6	8.3	7.3	1.5	1.5	1.0	5.4	3.9	9.8
	その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
年齢別	18・19歳	4	50.0	75.0	-	25.0	-	-	-	-	25.0	-	-
	20歳代	14	92.9	71.4	7.1	14.3	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	41	65.9	53.7	4.9	12.2	2.4	2.4	-	2.4	2.4	4.9	9.8
	40歳代	44	63.6	40.9	13.6	11.4	2.3	2.3	2.3	-	6.8	2.3	15.9
	50歳代	55	60.0	49.1	10.9	5.5	5.5	-	3.6	3.6	5.5	1.8	12.7
	60歳代	44	63.6	50.0	13.6	9.1	4.5	2.3	-	2.3	-	4.5	4.5
	70歳代	41	48.8	29.3	36.6	2.4	9.8	7.3	-	-	2.4	9.8	7.3
	80歳以上	38	44.7	-	31.6	-	10.5	-	-	2.6	10.5	7.9	34.2
世帯構成別	ひとり暮らし	37	37.8	32.4	13.5	8.1	13.5	5.4	2.7	-	5.4	10.8	24.3
	ひとり暮らし以外	250	63.2	40.8	18.0	7.6	4.8	1.6	0.8	2.0	4.8	3.6	10.4
就業状態別	有業	172	64.5	48.8	11.0	11.0	1.2	2.3	1.2	1.7	2.9	3.5	11.0
	無業	116	52.6	26.7	26.7	2.6	12.9	1.7	0.9	1.7	7.8	6.0	14.7
精神状態別	高い	133	63.9	47.4	14.3	7.5	9.0	2.3	0.8	1.5	0.8	2.3	6.8
	低い	152	56.6	35.5	19.1	7.9	2.6	2.0	1.3	2.0	7.2	5.9	17.1

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)

## (5) インターネットの利用状況

問10 あなたは、インターネットをどのくらい使っていますか。スマートフォン、パソコン、タブレットなどでの利用を含みます。(〇は1つ)

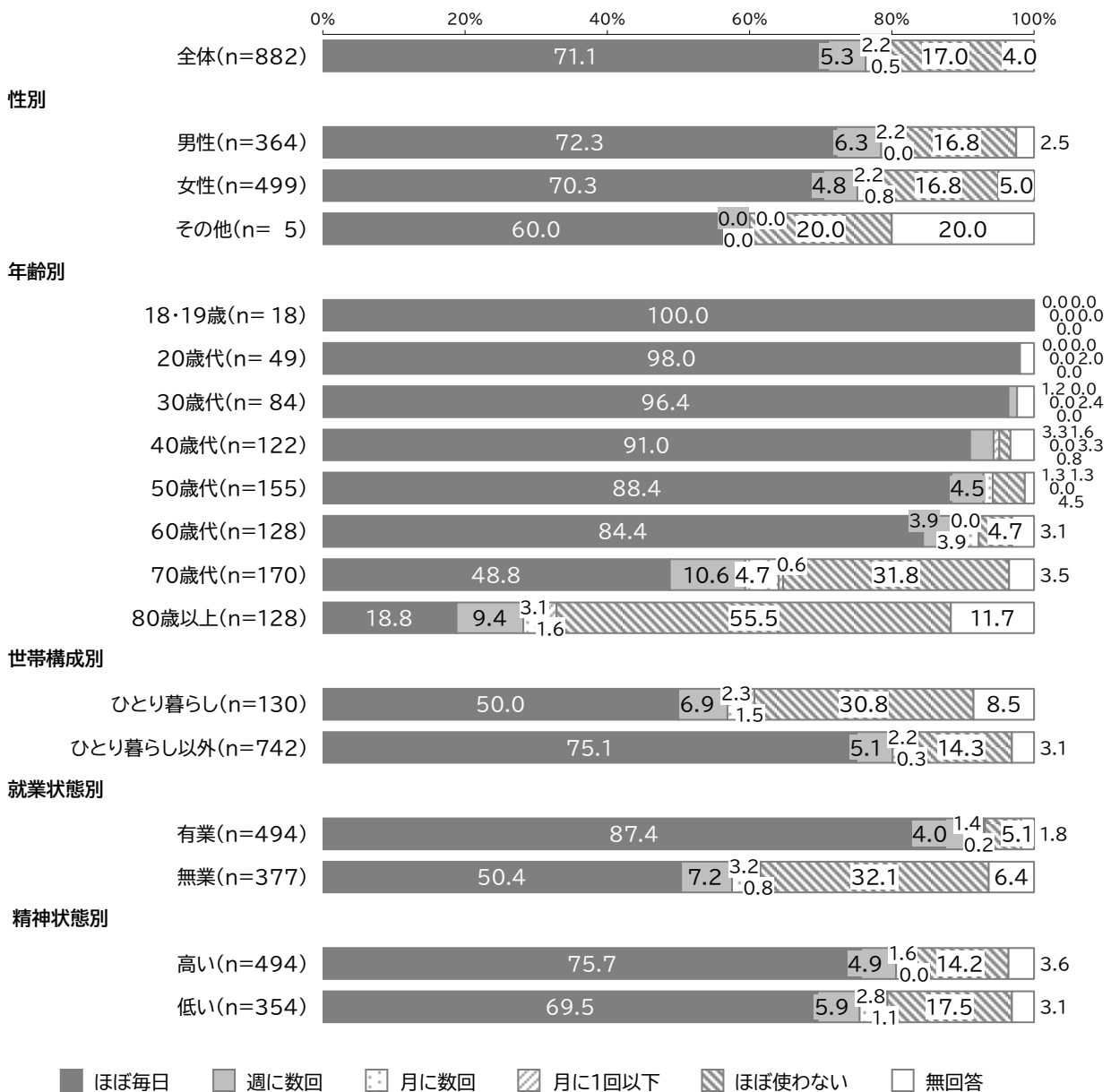
インターネットの利用状況を見ると、「ほぼ毎日」の割合が71.1%で最も高く、次いで「ほぼ使わない」の割合が17.0%、「週に数回」の割合が5.3%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど「ほぼ使わない」の割合は高くなる傾向にあります。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯で「ほぼ使わない」の割合が約3割となっています。

就業状態別にみると、無業者で「ほぼ使わない」の割合が3割台となっています。

【インターネットの利用状況】





## (6) インターネットを介したコミュニケーションの頻度

問 10 で、「1. ほぼ毎日」「2. 週に数回」「3. 月に数回」「4. 月に1回以下」と回答された方にお聞きします。

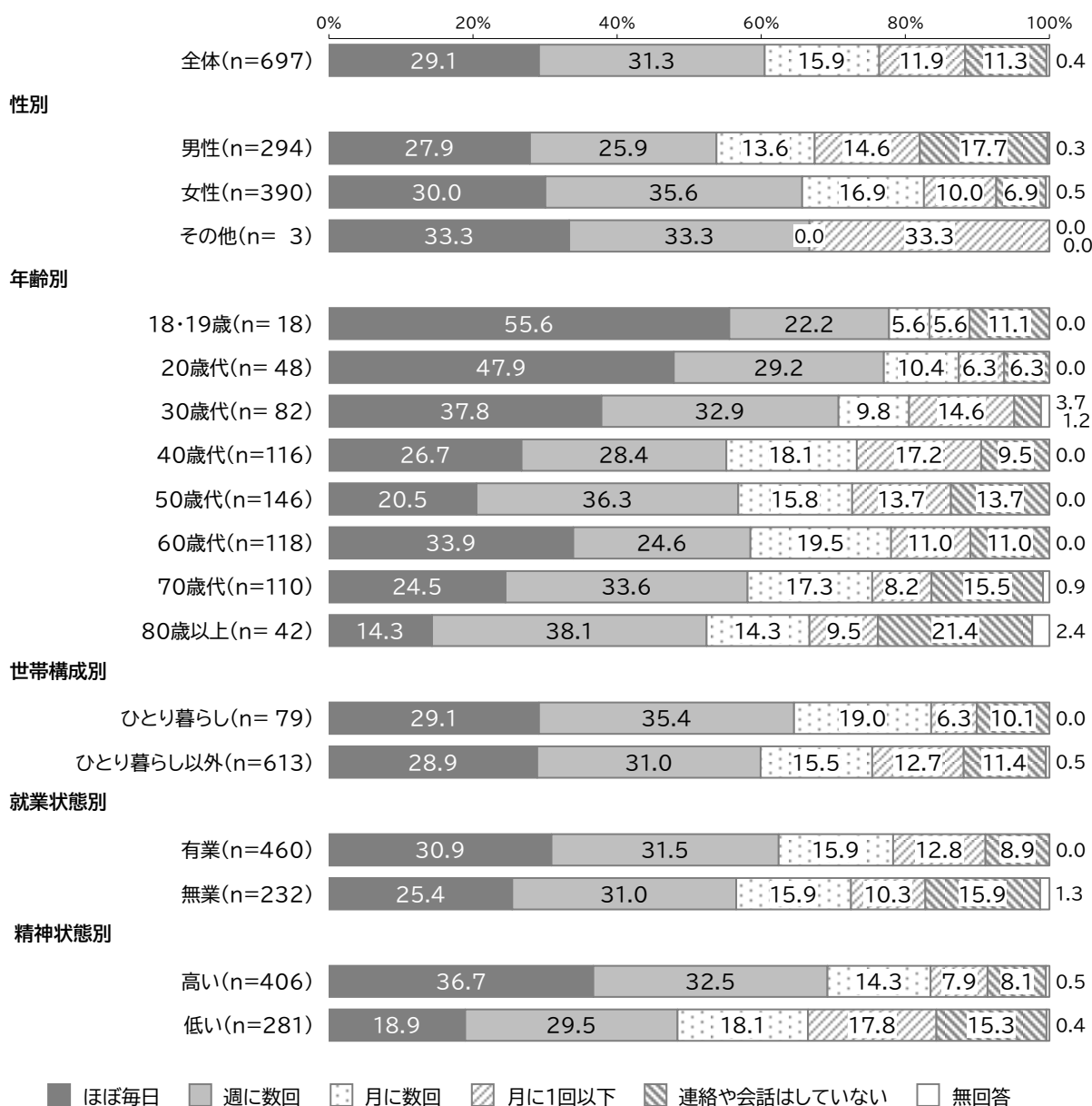
問 10-1 あなたは、インターネットを介して、友人や仲間とどのくらいの頻度で連絡したり、会話したりしますか。(〇は1つ)

インターネットを介したコミュニケーションの頻度をみると、「週に数回」の割合が 31.3% で最も高く、次いで「ほぼ毎日」の割合が 29.1%、「月に数回」の割合が 15.9%、「月に1回以下」の割合が 11.9%となっています。「ほぼ毎日」と「週に数回」と「月に数回」をあわせた“月に数回以上交流をする”の割合は、4人に3人程度となっています。

性別にみると、男性の“月に数回以上交流をする”の割合が、女性よりも 15.1 ポイント低くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“月に数回以上交流をする”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 17.0 ポイント低くなっています。

【インターネットを介したコミュニケーションの頻度】



## (7) インターネットを介した悩みの相談状況

問10-1で、「1. ほぼ毎日」「2. 週に数回」「3. 月に数回」「4. 月に1回以下」と回答された方にお聞きします。

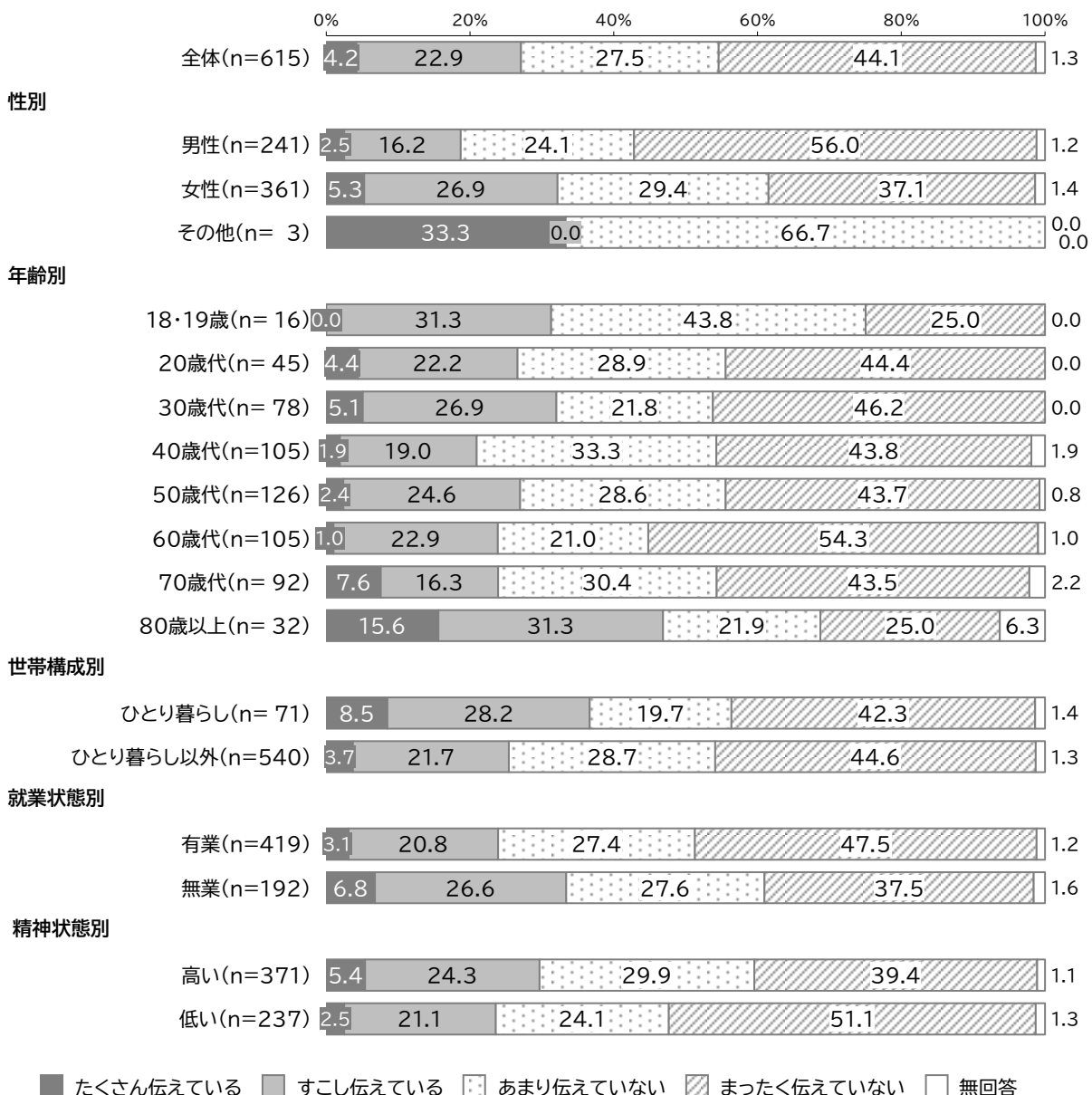
問10-2 あなたは、あなた自身の悩みを、インターネットを介してどのくらい伝えていきますか。(〇は1つ)

インターネットを介した悩みの相談状況を見ると、「まったく伝えていない」の割合が44.1%で最も高く、次いで「あまり伝えていない」の割合が27.5%、「すこし伝えている」の割合が22.9%となっています。「たくさん伝えている」と「すこし伝えている」をあわせた“伝えている”の割合が27.1%となっています。

年齢別にみると、80歳以上で“伝えている”の割合が46.9%と、他の年代に比べて高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“伝えている”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも10ポイント以上高くなっています。

【インターネットを介した悩みの相談状況】

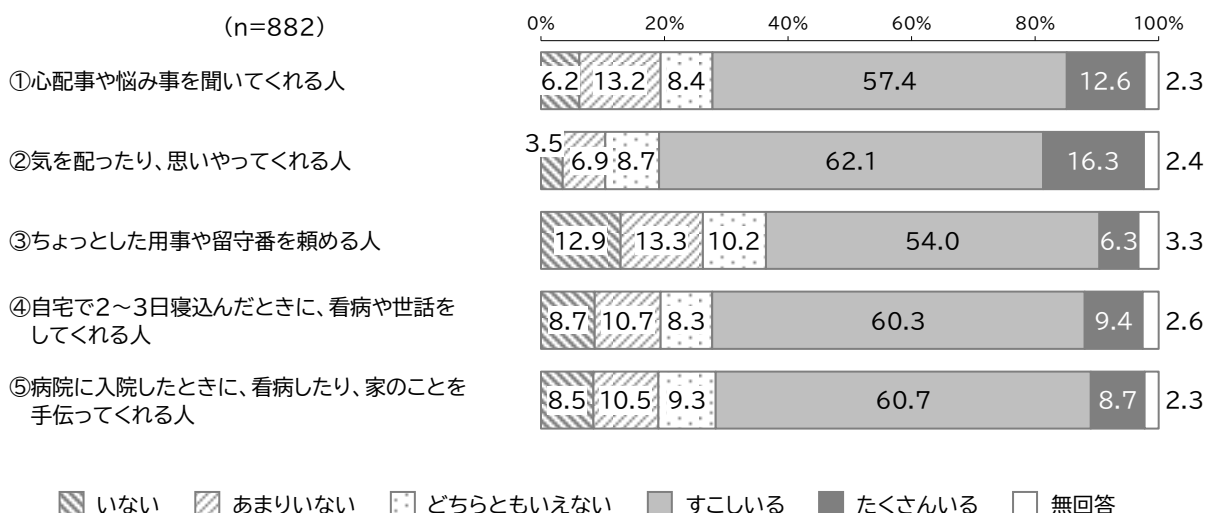


## (8) ソーシャルサポート

問11 あなたには、次のような人はいますか。(①から⑤について、それぞれ○は1つ)

社会的関係の中でやりとりされる支援（ソーシャルサポート）をみると、どの項目も「いない」と「あまりいない」をあわせた“そのような人はいない”の割合が1～2割台となっており、「③ちょっとした用事や留守番を頼める人」の割合は26.2%となっています。

【ソーシャルサポート】



## ①心配事や悩み事を聞いてくれる人

心配事や悩み事を聞いてくれる人について、「すこしいる」の割合が 57.4%で最も高く、次いで「あまりいない」の割合が 13.2%、「たくさんいる」の割合が 12.6%、「どちらともいえない」の割合が 8.4%となっています。“そのような人はいない”の割合が 19.4%となっています。

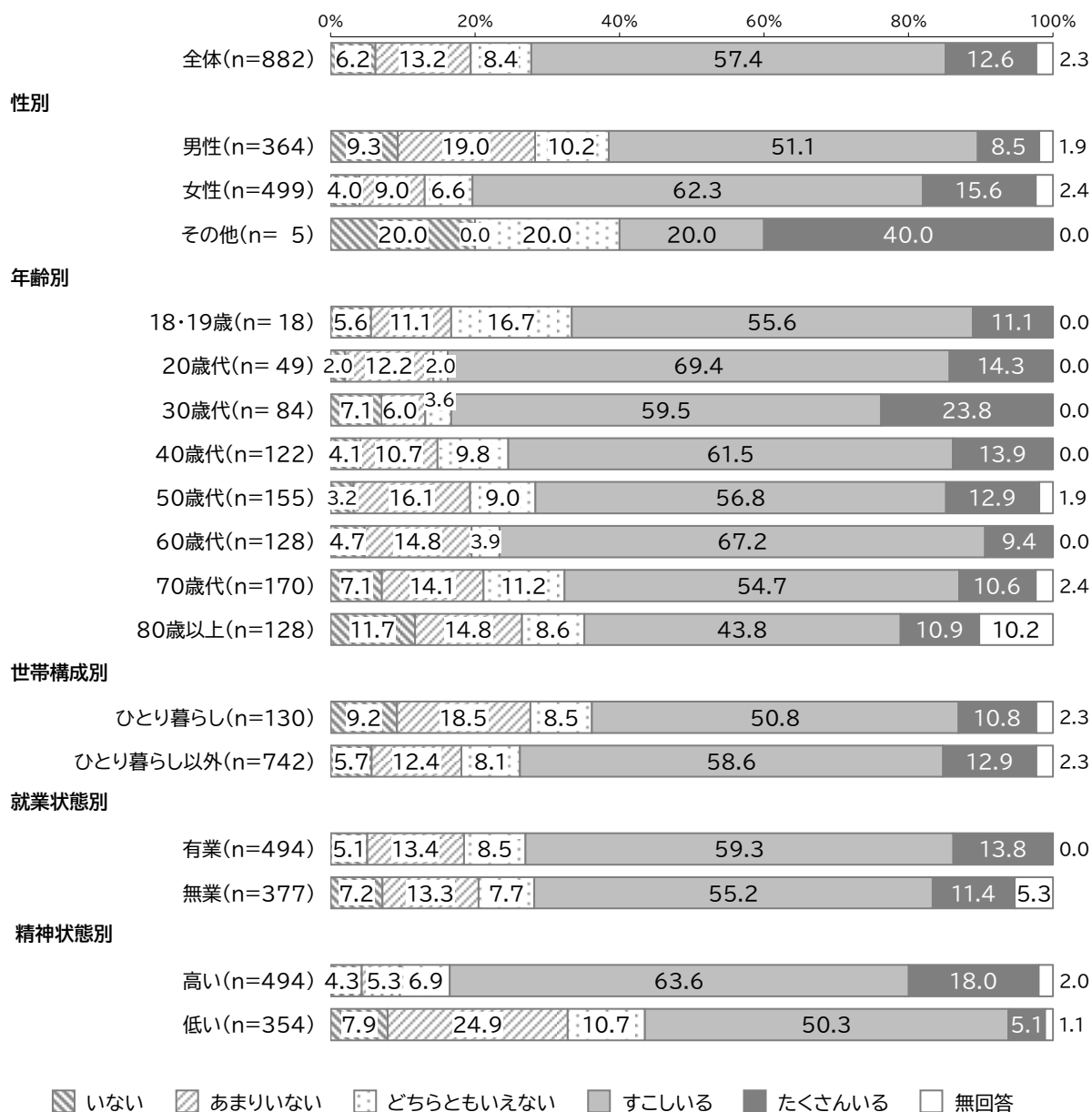
性別にみると、男性の“そのような人はいない”の割合が、女性よりも約 15 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そのような人はいない”の割合は高くなる傾向にあり、70 歳以上で 2 割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そのような人はいない”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約 10 ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そのような人はいない”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 20 ポイント以上高くなっています。

【①心配事や悩み事を聞いてくれる人】



## ②気を配ったり、思いやってくれる人

気を配ったり、思いやってくれる人について、「すこしいる」の割合が 62.1%で最も高く、次いで「たくさんいる」の割合が 16.3%、「どちらともいえない」の割合が 8.7%、「あまりいない」の割合が 6.9%となっています。“そのような人はいない”の割合が 10.4%となっています。

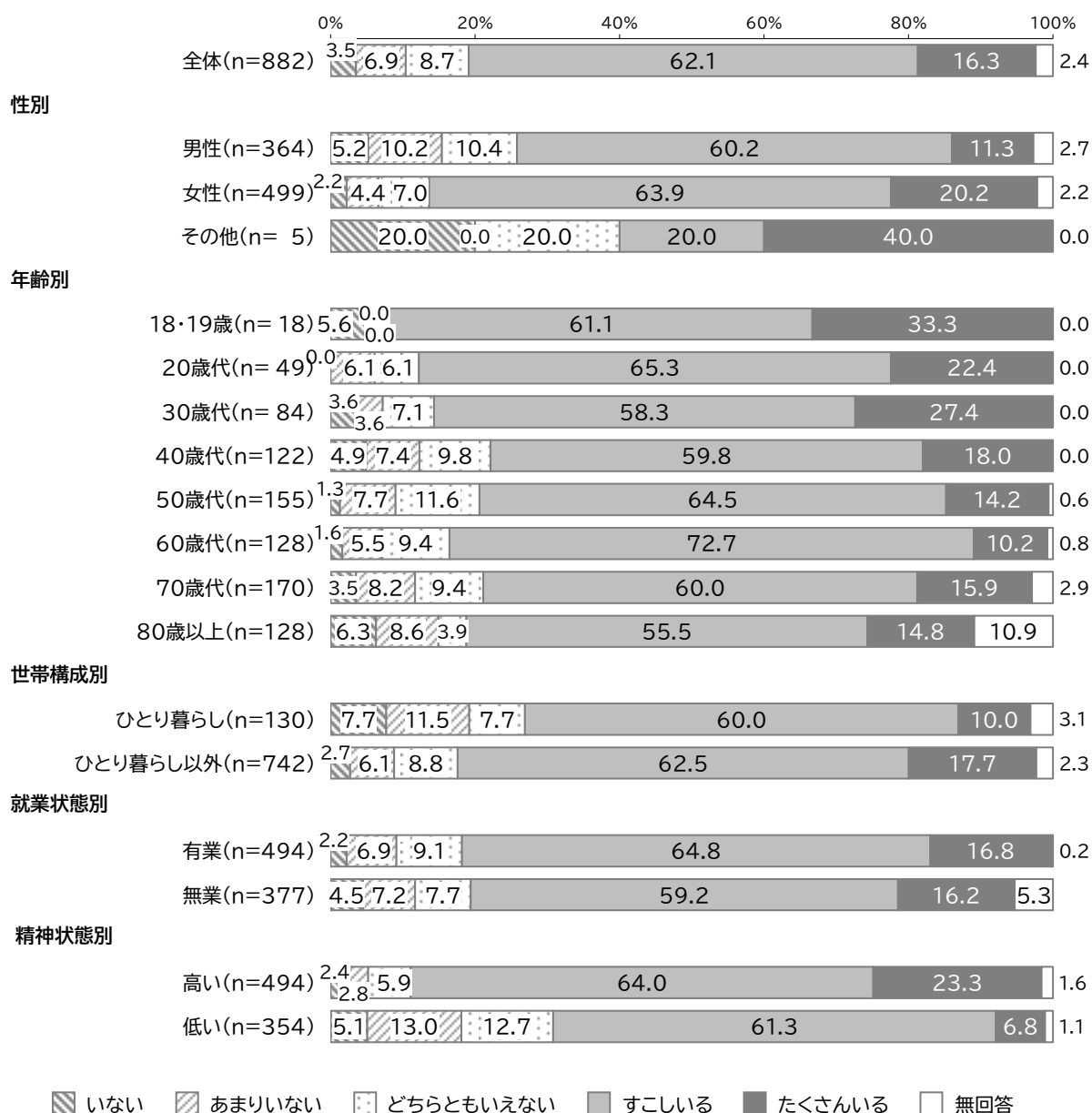
性別にみると、男性の“そのような人はいない”の割合が、女性よりも 8.8 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど“そのような人はいない”の割合は高くなる傾向にあり、80歳以上で 14.9%となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そのような人はいない”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約 10 ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そのような人はいない”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 10 ポイント以上高くなっています。

【②気を配ったり、思いやってくれる人】



### ③ちょっとした用事や留守番を頼める人

ちょっとした用事や留守番を頼める人について、「すこしいる」の割合が 54.0%で最も高く、次いで「あまりいない」の割合が 13.3%、「いない」の割合が 12.9%、「どちらともいえない」の割合が 10.2%、「たくさんいる」の割合が 6.3%となっています。“そのような人はいない”の割合が 26.2%となっています。

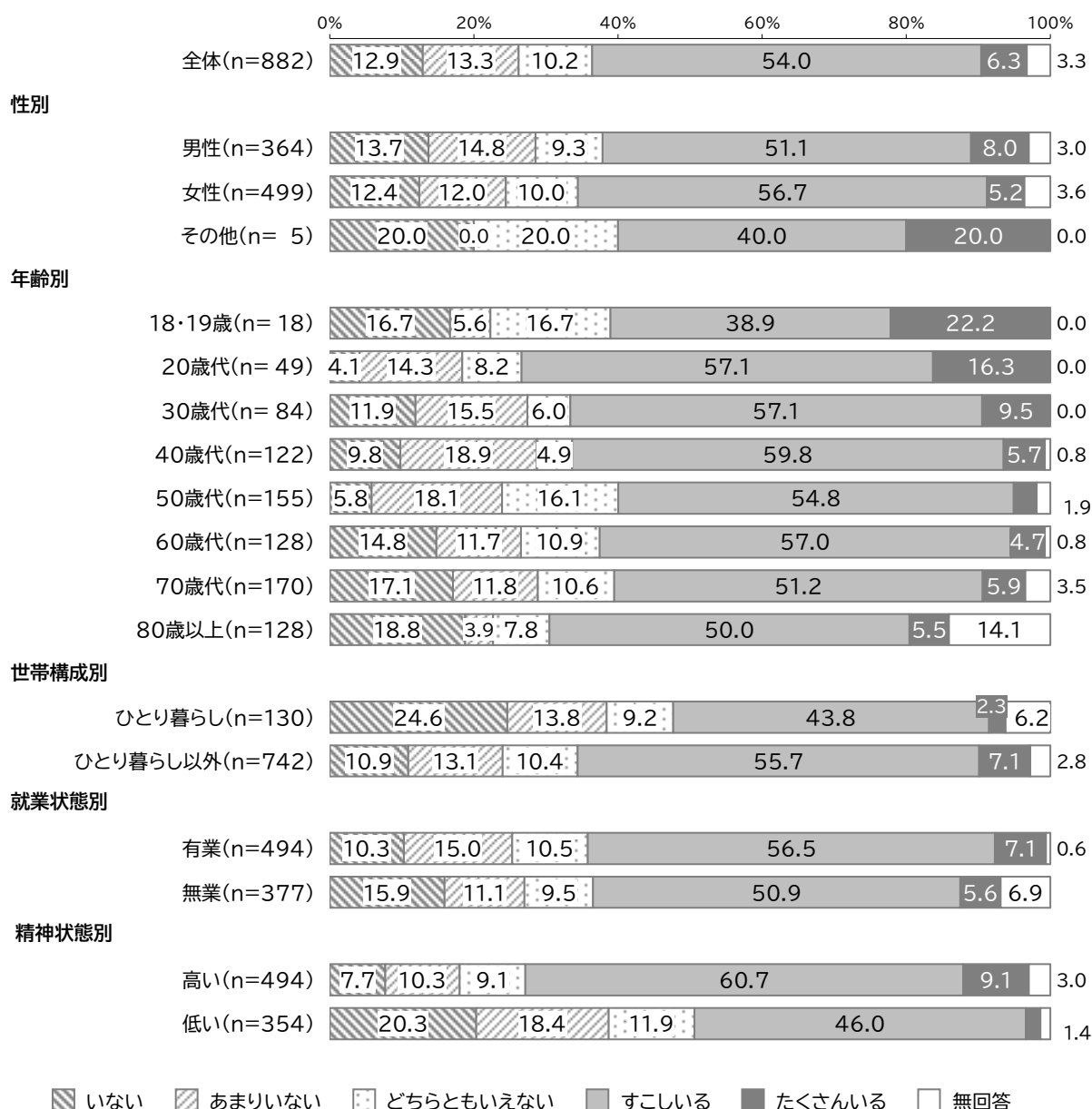
性別にみると、男性の“そのような人はいない”の割合が、女性よりも 4.1 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、20歳代で“そのような人はいない”の割合が2割程度と、他の年代に比べて低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そのような人はいない”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約 15 ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そのような人はいない”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも約 20 ポイント高くなっています。

【③ちょっとした用事や留守番を頼める人】



#### ④自宅で2～3日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

自宅で2～3日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、「すこしいる」の割合が60.3%で最も高く、次いで「あまりいない」の割合が10.7%、「たくさんいる」の割合が9.4%、「いない」の割合が8.7%、「どちらともいえない」の割合が8.3%となっています。

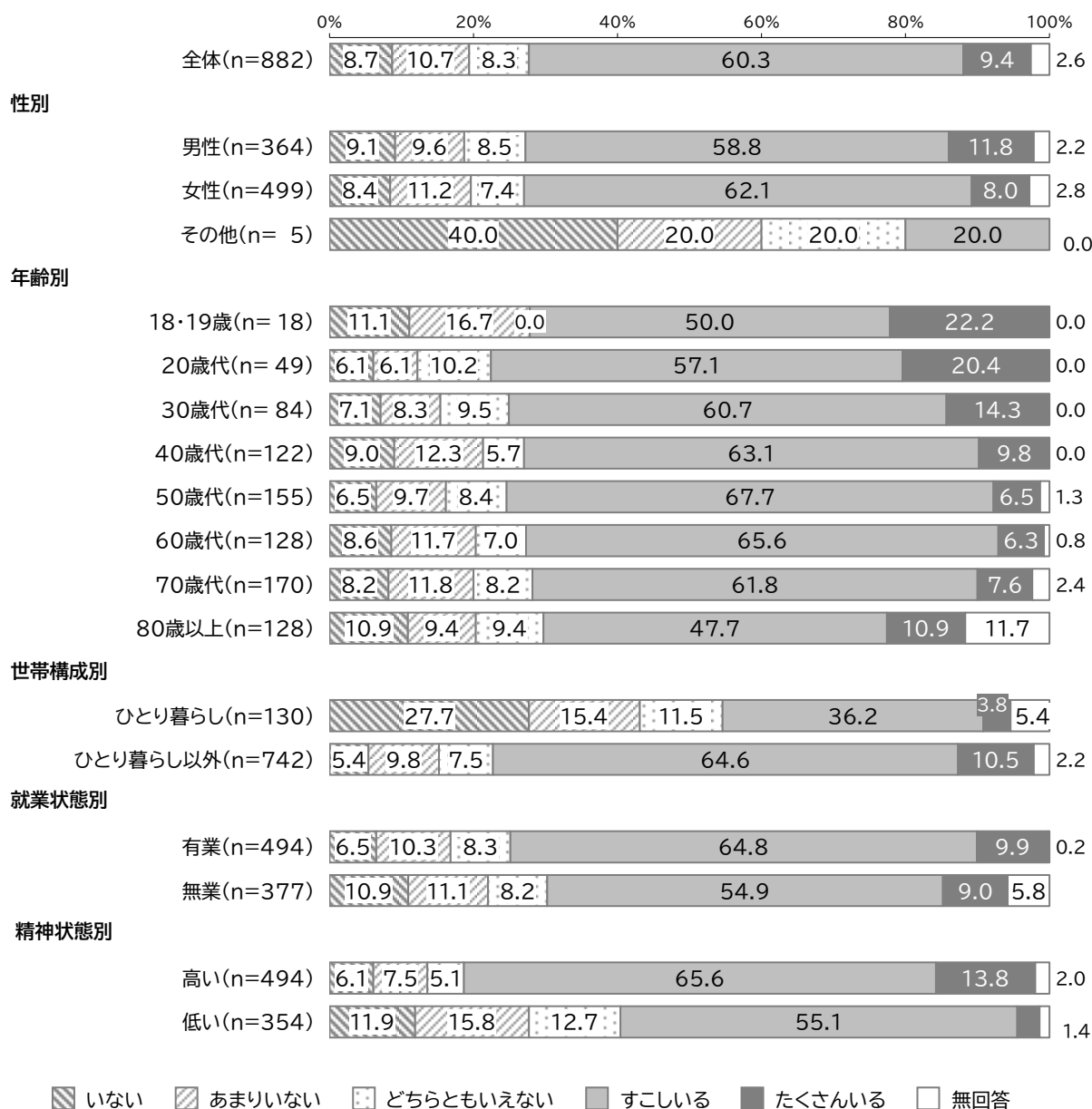
“そのような人はいない”の割合が19.4%となっています。

年齢別にみると、18・19歳で“そのような人はいない”の割合が27.8%と、他の年代に比べて高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そのような人はいない”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも25ポイント以上高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そのような人はいない”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも10ポイント以上高くなっています。

【④自宅で2～3日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人】



## ⑤病院に入院したときに、看病したり、家のことを手伝ってくれる人

病院に入院したときに、看病したり、家のことを手伝ってくれる人について、「すこしいる」の割合が60.7%で最も高く、次いで「あまりいない」の割合が10.5%、「どちらともいえない」の割合が9.3%、「たくさんいる」の割合が8.7%、「いない」の割合が8.5%となっています。

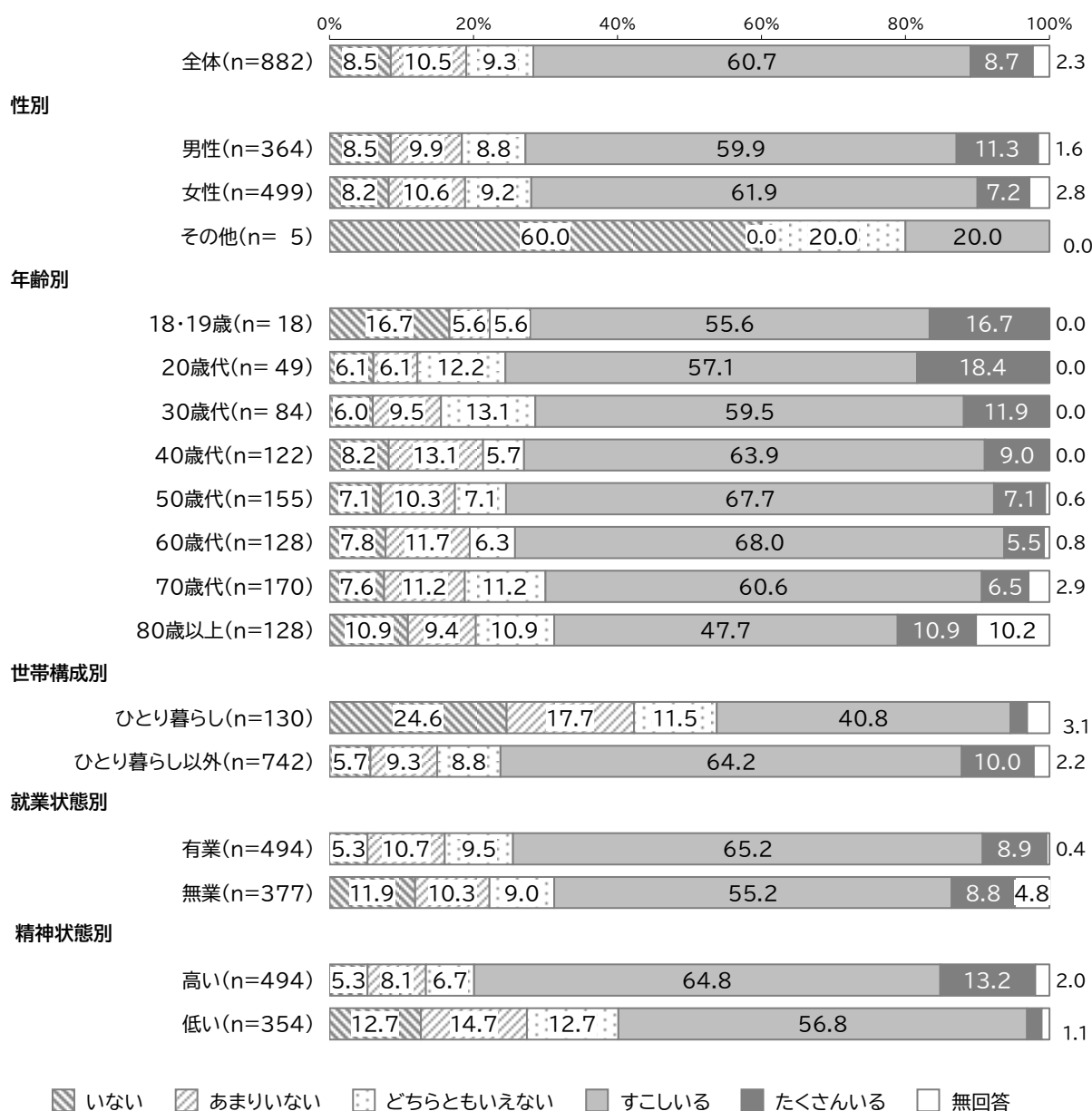
“そのような人はいない”の割合が19.0%となっています。

年齢別にみると、20歳代で“そのような人はいない”の割合が12.2%と、他の年代に比べて低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“そのような人はいない”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも25ポイント以上高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“そのような人はいない”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも約15ポイント高くなっています。

【⑤病院に入院したときに、看病したり、家のことを手伝ってくれる人】



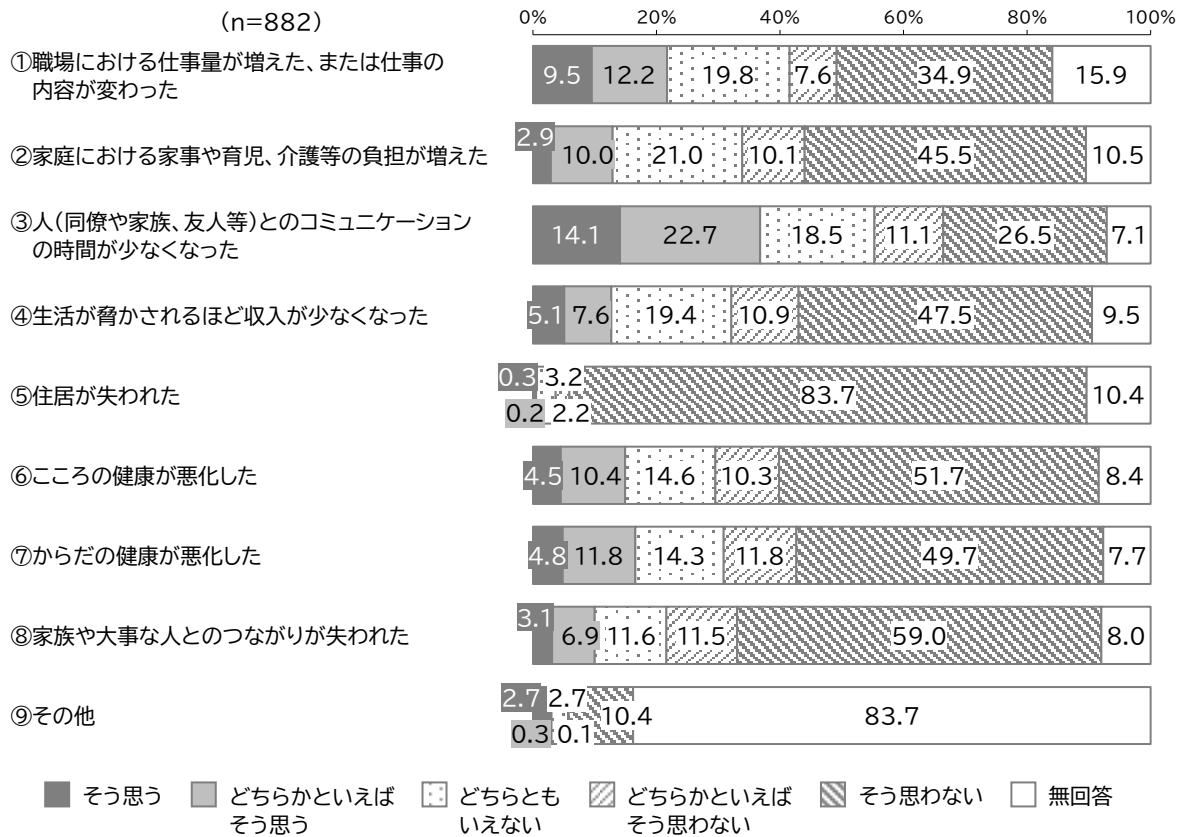


## (9) 新型コロナウイルス感染症流行による影響

問12 新型コロナウイルス感染症の流行以降に、あなたの生活に起こった変化について最も合うものを教えてください。(①から⑨について、それぞれ〇は1つ)

新型コロナウイルス感染症流行による影響をみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“変化があった”の割合が「③人（同僚や家族、友人等）とのコミュニケーションの時間が少なくなった」で36.8%、「①職場における仕事量が増えた、または仕事の内容が変わった」で21.7%となっています。

【新型コロナウイルス感染症流行による影響】



## ①職場における仕事量が増えた、または仕事の内容が変わった

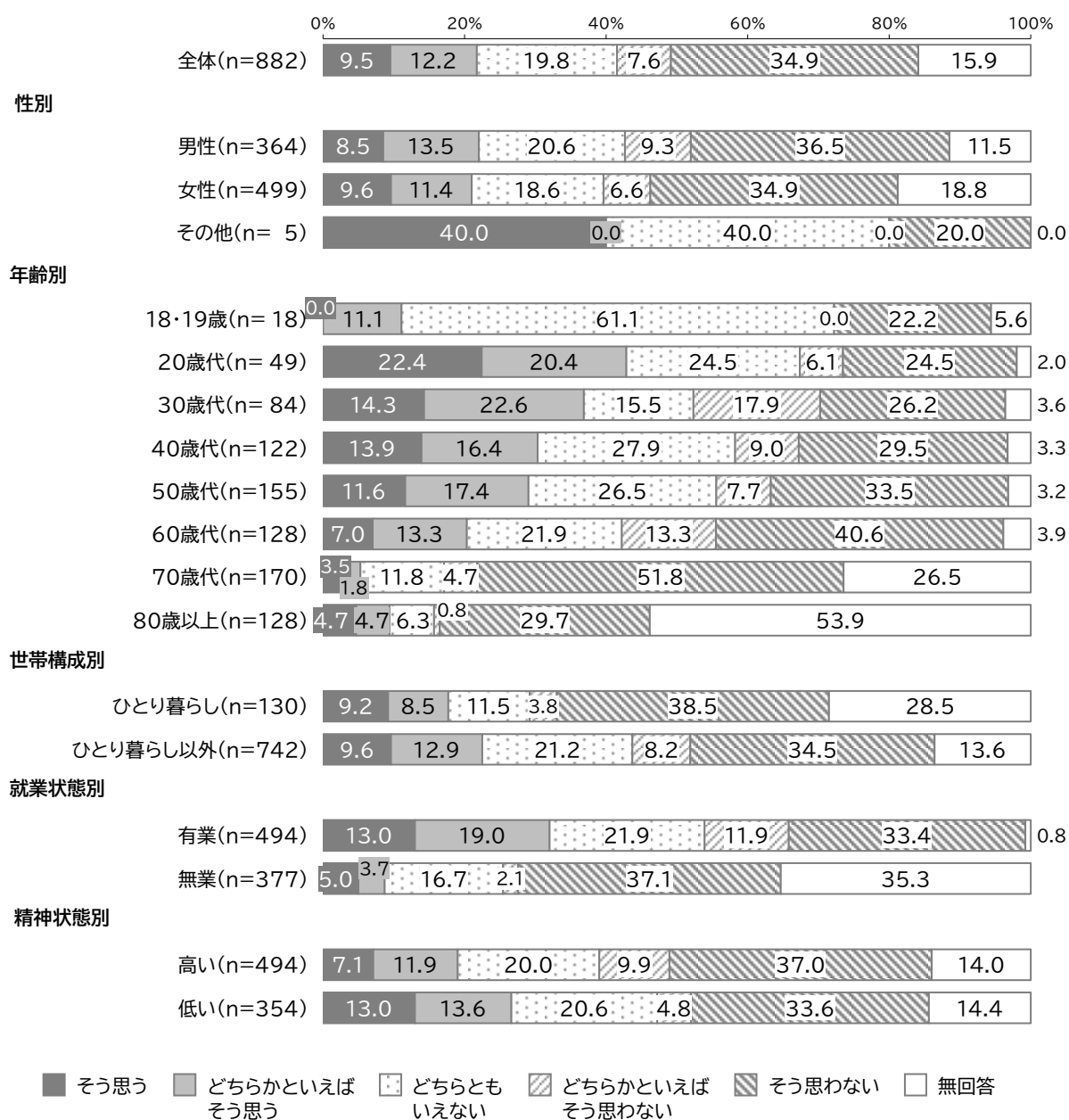
新型コロナウイルス感染症流行による影響で、職場における仕事量が増えた、または仕事の内容が変わったことについて、「そう思わない」の割合が34.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が19.8%、「どちらかといえばそう思う」の割合が12.2%、「そう思う」の割合が9.5%となっています。「変化があった」の割合が21.7%となっています。

年齢別にみると、「変化があった」の割合は20歳代～30歳代が他の年代に比べて高く、20歳代で4割程度となっています。

就業状態別にみると、有業者の「変化があった」の割合が、無業者よりも約20ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「変化があった」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも7.6ポイント高くなっています。

【①職場における仕事量が増えた、または仕事の内容が変わった】



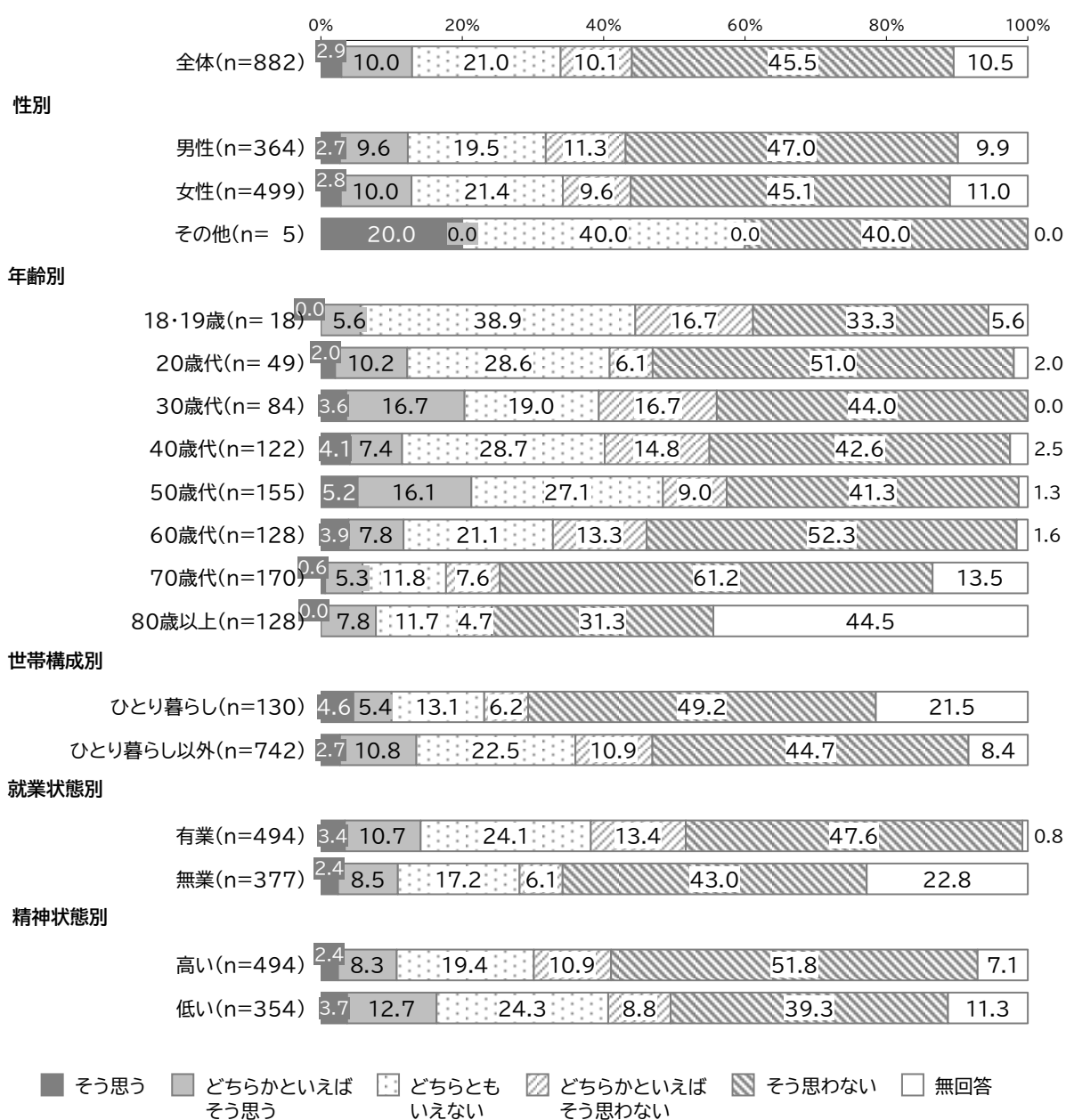
## ②家庭における家事や育児、介護等の負担が増えた

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、家庭における家事や育児、介護等の負担が増えたことについて、「そう思わない」の割合が45.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が21.0%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が10.1%、「どちらかといえばそう思う」の割合が10.0%となっています。“変化があった”の割合が12.9%となっています。

年齢別にみると、30歳代と50歳代で“変化があった”の割合が2割台と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“変化があった”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも5.7ポイント高くなっています。

【②家庭における家事や育児、介護等の負担が増えた】



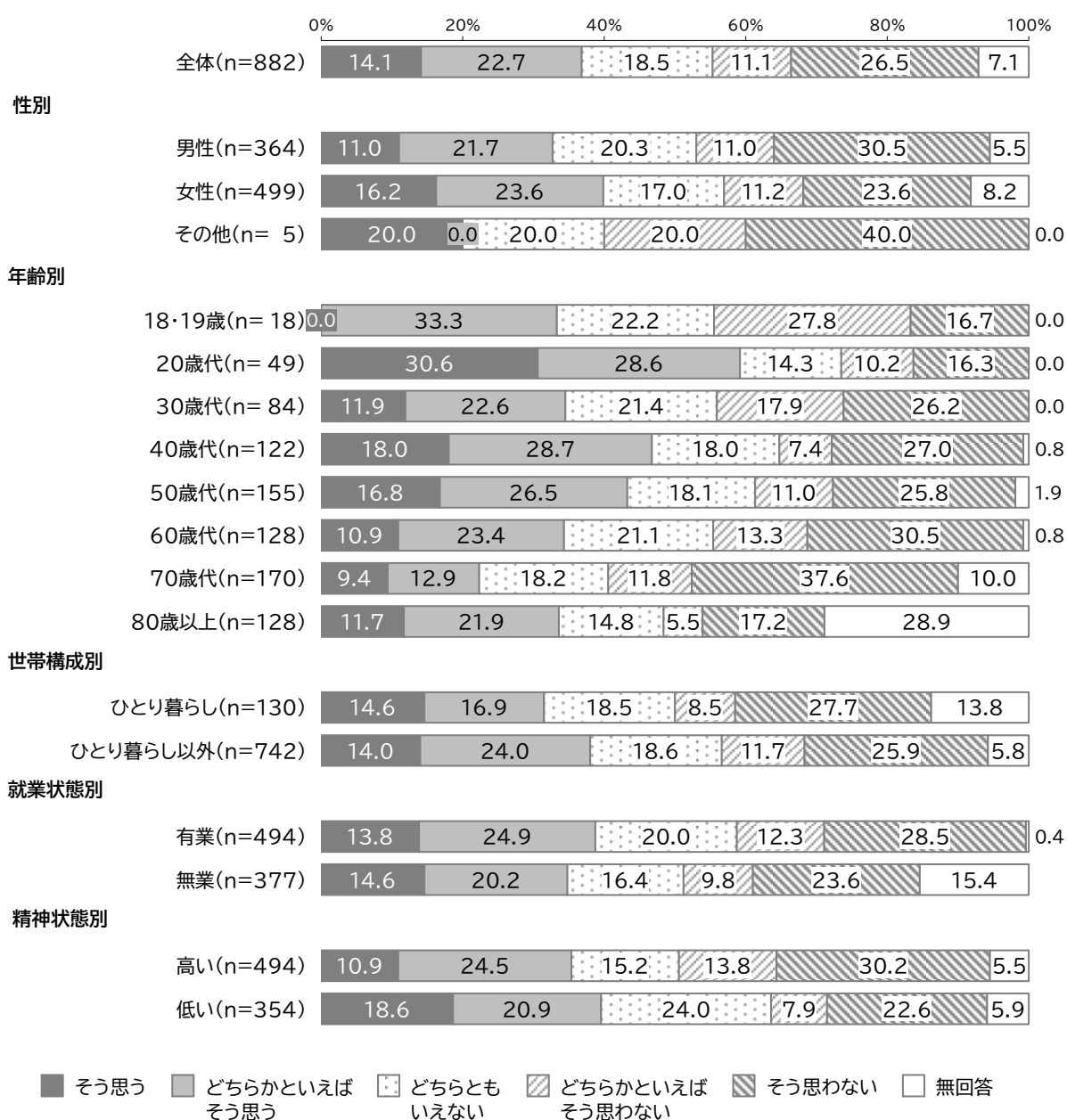
### ③人（同僚や家族、友人等）とのコミュニケーションの時間が少なくなった

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、人（同僚や家族、友人等）とのコミュニケーションの時間が少なくなったことについて、「そう思わない」の割合が26.5%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が22.7%、「どちらともいえない」の割合が18.5%、「そう思う」の割合が14.1%となっています。“変化があった”の割合が36.8%となっています。

性別にみると、女性の“変化があった”の割合が、男性よりも7.1ポイント高くなっています。年齢別にみると、20歳代で“変化があった”の割合が6割程度と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「どちらともいえない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも8.8ポイント高くなっています。

【③人（同僚や家族、友人等）とのコミュニケーションの時間が少なくなった】



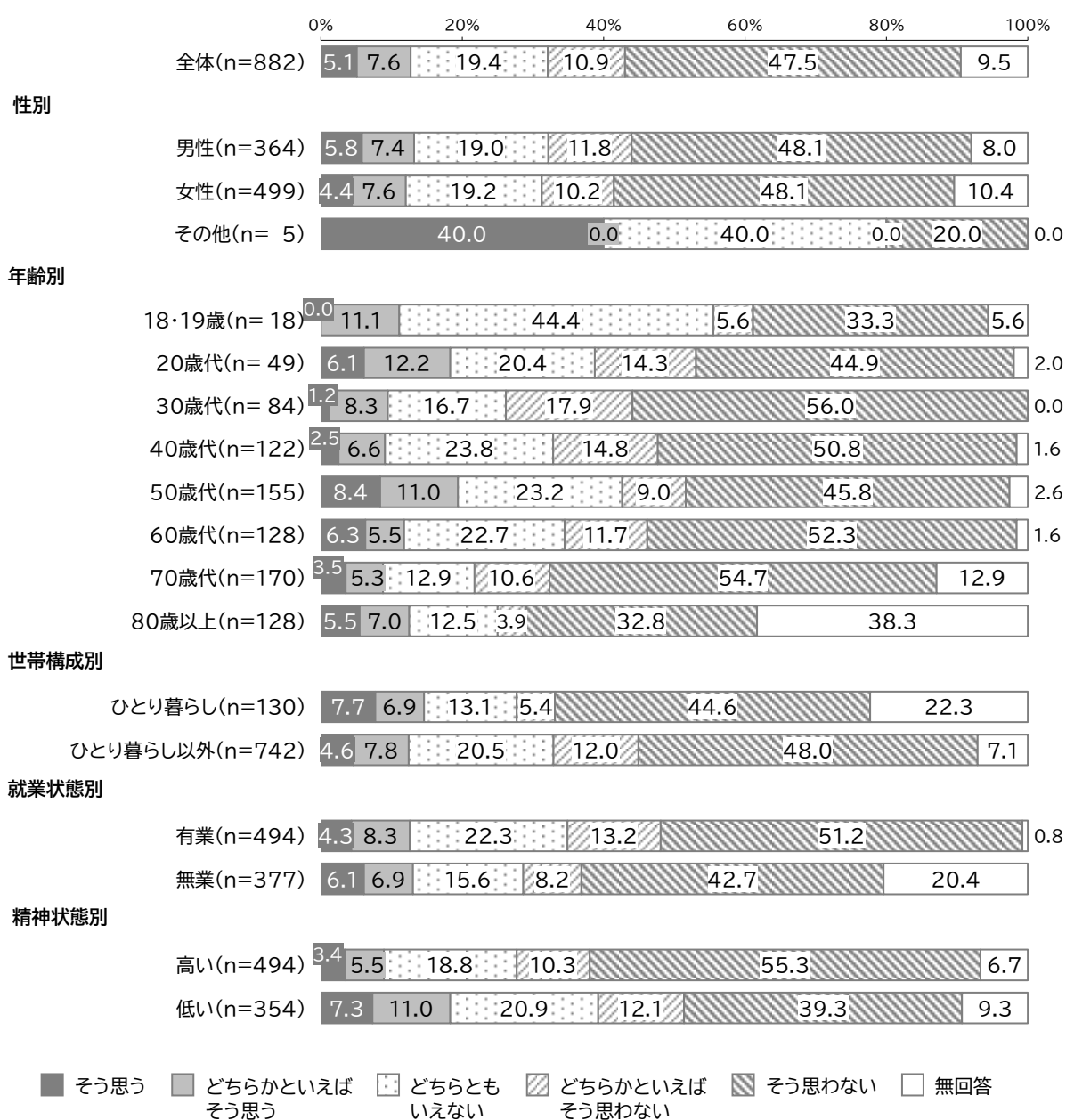
#### ④生活が脅かされるほど収入が少なくなった

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、生活が脅かされるほど収入が少なくなったことについて、「そう思わない」の割合が47.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が19.4%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が10.9%、「どちらかといえばそう思う」の割合が7.6%となっています。「変化があった」の割合が12.7%となっています。

年齢別にみると、20歳代と50歳代で“変化があった”の割合が2割程度と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“変化があった”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも9.4ポイント高くなっています。

【④生活が脅かされるほど収入が少なくなった】

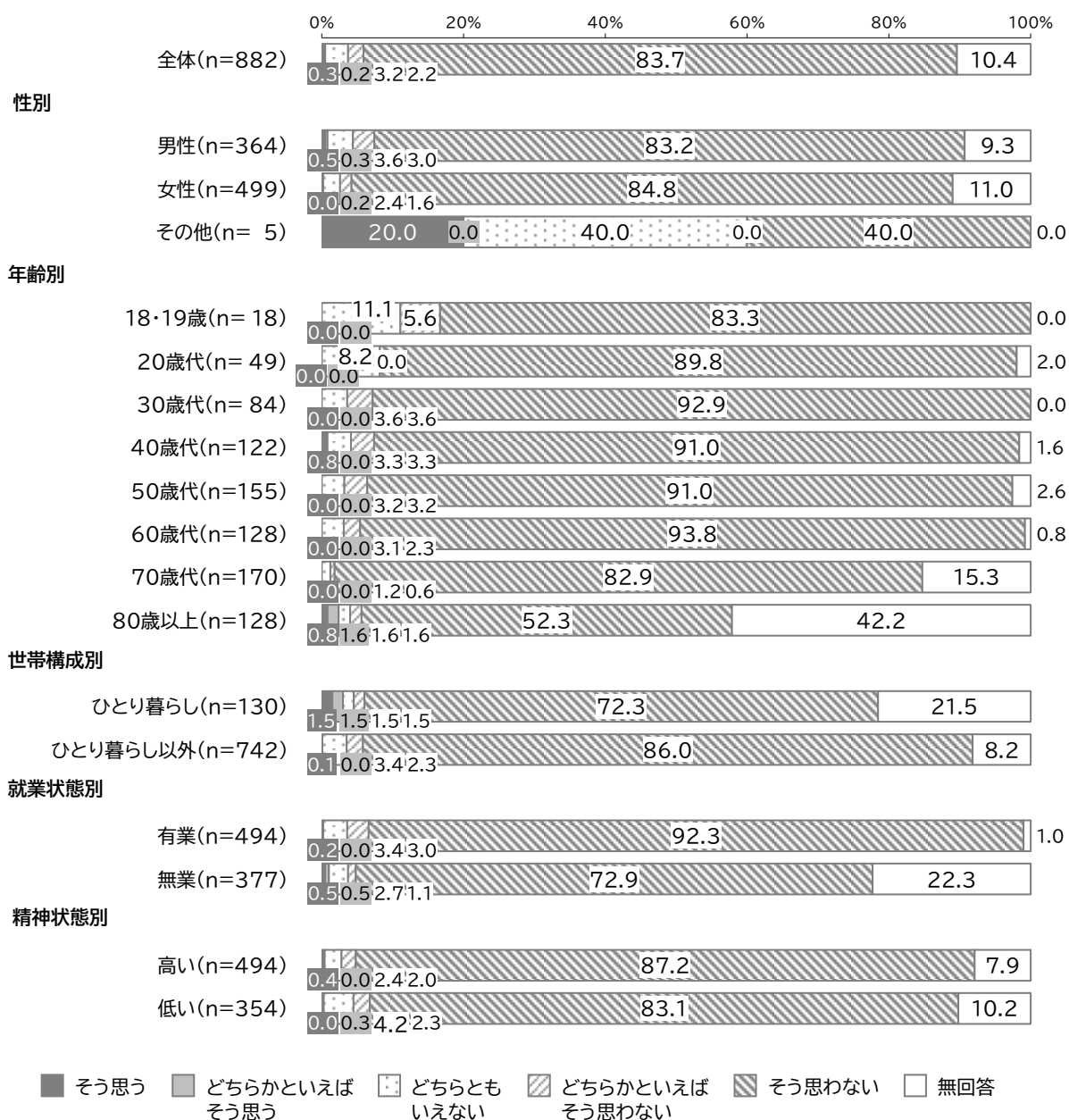


## ⑤住居が失われた

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、住居が失われたことについて、「そう思わない」の割合が83.7%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が3.2%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が2.2%、「そう思う」の割合が0.3%となっています。“変化があった”の割合は0.5%と少数です。

各属性性別で、“変化があった”の割合に大きな差はみられません。

【⑤住居が失われた】



## ⑥こころの健康が悪化した

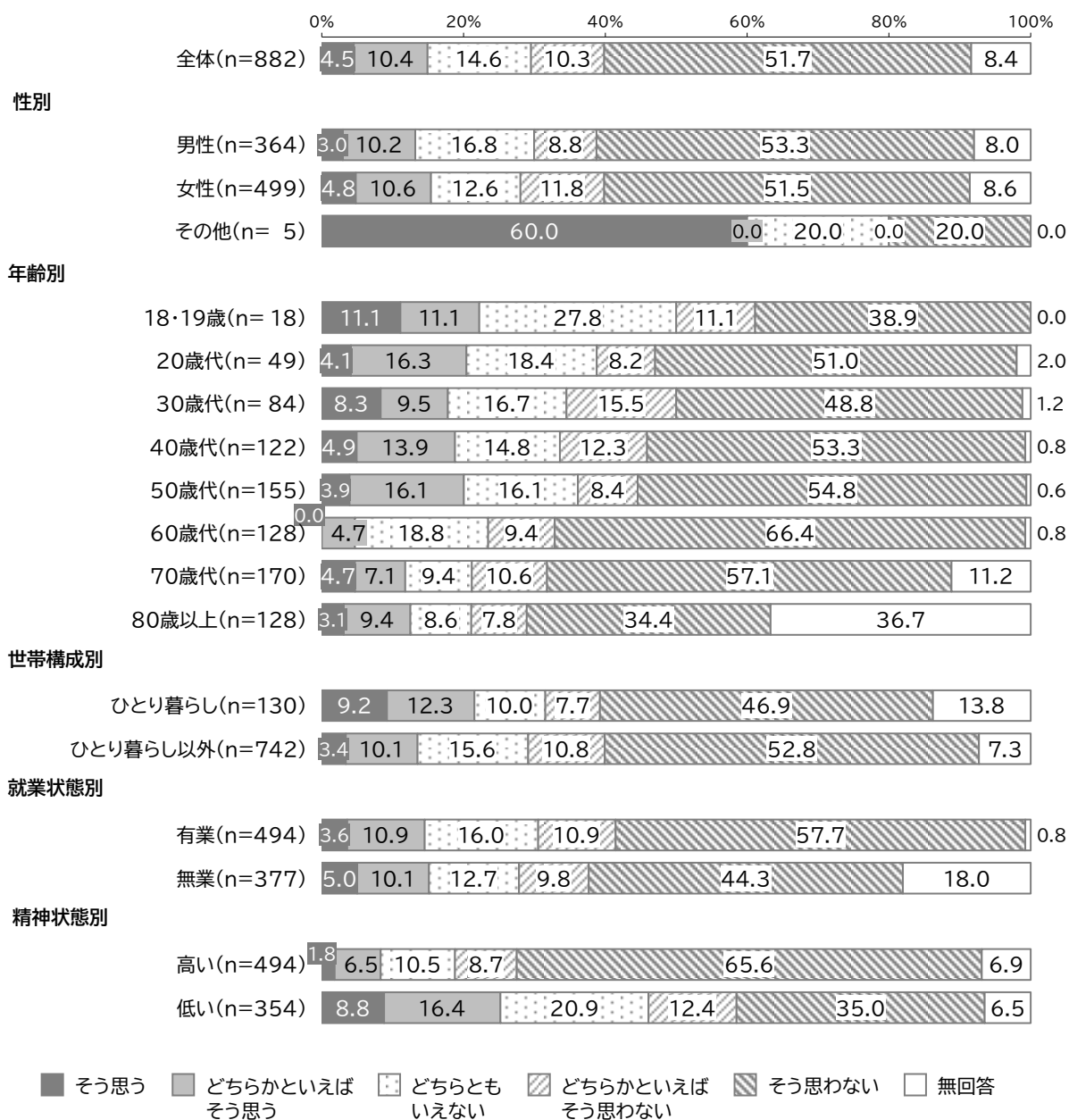
新型コロナウイルス感染症流行による影響で、こころの健康が悪化したことについて、「そう思わない」の割合が 51.7%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 14.6%、「どちらかといえばそう思う」の割合が 10.4%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が 10.3%となっています。“変化があった”の割合が 14.9%となっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど“変化があった”の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で 22.2%となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の“変化があった”の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも 8.0ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“変化があった”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 15ポイント以上高くなっています。

【⑥こころの健康が悪化した】



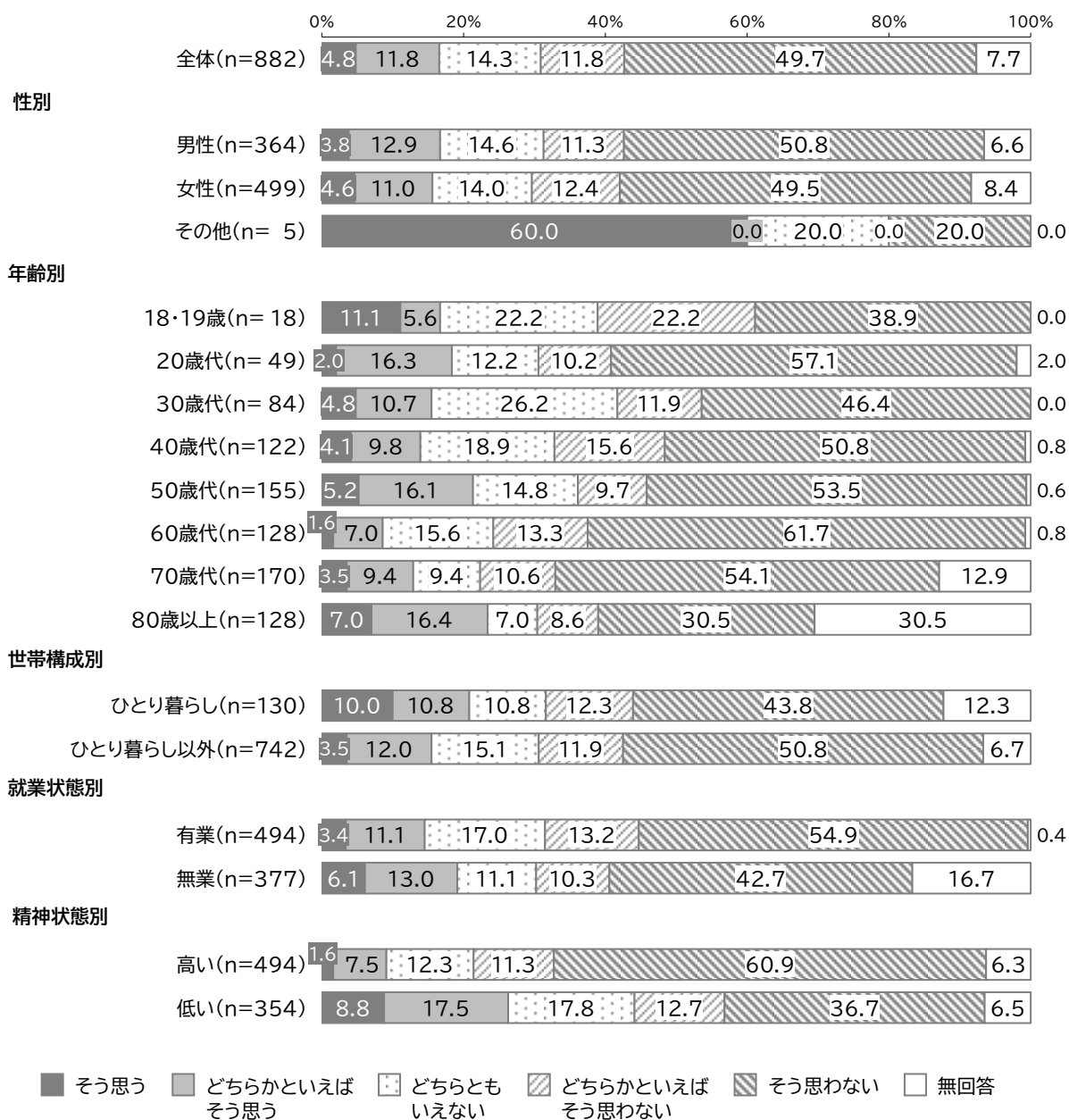
## ⑦からだの健康が悪化した

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、からだの健康が悪化したことについて、「そう思わない」の割合が 49.7%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 14.3%、「どちらかといえばそう思う」と「どちらかといえばそう思わない」で回答した割合がともに 11.8%となっています。「変化があった」の割合が 16.6%となっています。

年齢別にみると、50 歳代と 80 歳以上で“変化があった”の割合が 2 割台と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“変化があった”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 15 ポイント以上高くなっています。

【⑦からだの健康が悪化した】





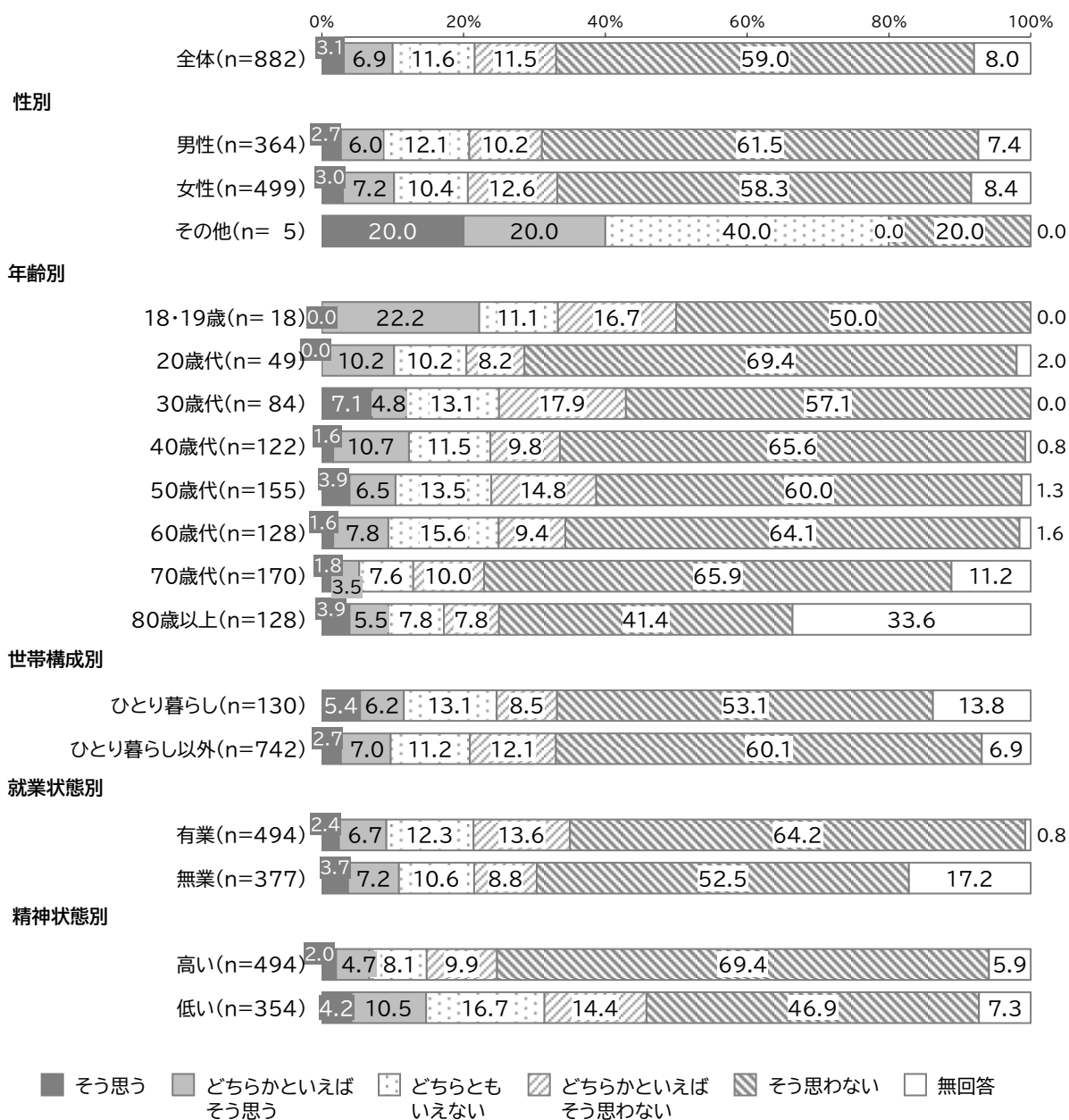
## ⑧家族や大事な人とのつながりが失われた

新型コロナウイルス感染症流行による影響で、家族や大事な人とのつながりが失われたことについて、「そう思わない」の割合が 59.0%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 11.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が 11.5%、「どちらかといえばそう思う」の割合が 6.9%となっています。“変化があった”の割合が 10.0%となっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど“変化があった”の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳では「どちらかといえばそう思う」の割合が2割程度となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の“変化があった”の割合が、「スコアが高いグループ」よりも 8.0 ポイント高くなっています。

【⑧家族や大事な人とのつながりが失われた】



### 3 自殺について

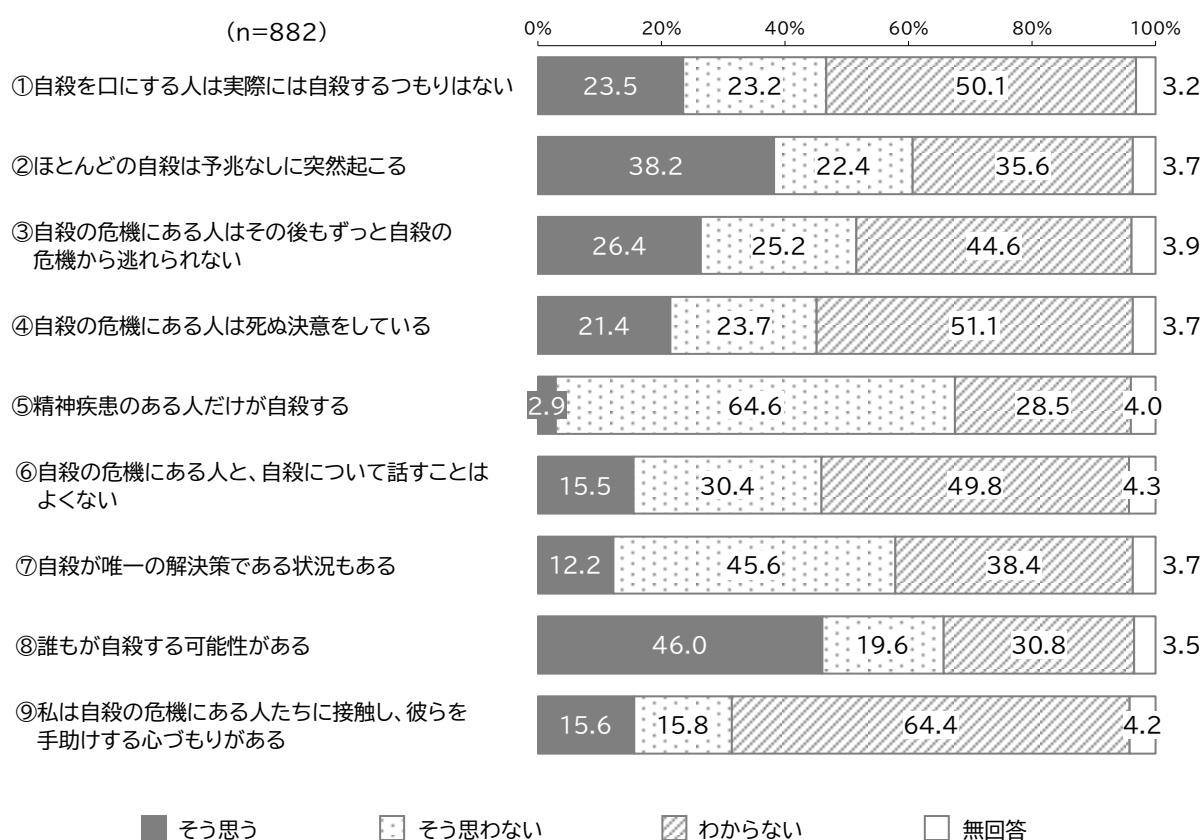
#### (1) 自殺に関する認識

問13 次の9項目は自殺についての質問です。あなたの考えに合うほうに○をつけてください。(①から⑨について、○はそれぞれ1つ)

自殺に関する認識をみると、自殺に関する俗説①～⑥のなかで、「②ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こる」で、「そう思う」の割合が38.2%となっています。

それ以外の項目のうち、「⑧誰もが自殺する可能性がある」で「そう思う」の割合が46.0%となっています。

【自殺に関する認識】



## 【自殺に関する俗説】

自殺に関する認識の質問のうち①から⑥の質問は、いずれもWHO（世界保健機関）の自殺に関する報告書「自殺を予防する 世界の優先課題」から引用しています。この報告書によると、いずれも「広く信じられているものの、根拠のない俗説」である、つまり「誤り」とされています。

自殺に関する俗説		事実
①	自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはない	× 自殺を口にする人はおそらく援助や支援を求めている。自殺を考えている人の多くが不安、抑うつ、絶望を経験しており、自殺以外の選択肢はないと感じている。
②	ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こる	× 多くの自殺には言葉か行動による事前の警告サインが先行する。もちろんそのようなサインがないままに起こる自殺もある。しかし、警告サインが何であるかを理解し、用心することは重要である。
③	自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている	× この俗説とは反対に、自殺の危機にある人は、生死に関して両価的であることが多い。人によっては、生き延びたかったとしても、例えば衝動的に農薬を飲んで数日後に亡くなることもあるかもしれない。適切なタイミングで情緒的支援にアクセスすることで、自殺は予防できる可能性がある。
④	自殺の危機にある人はその後もずっと自殺の危機から逃れられない	× 自殺の危険の高まりはしばしば短期的で状況特有である。自殺念慮を再び抱くことはあるかもしれないが永遠ではなく、以前自殺念慮があった人や自殺企図をした人でも長生きすることができる。
⑤	精神疾患のある人だけが自殺する	× 自殺関連行動は深い悲哀のしるしであるが、必ずしも精神障害のしるしではない。精神障害とともに生きる多くの人が自殺関連行動に影響を受けるわけではないし、自らの命を絶つ人のすべてが精神障害を有するわけではない。
⑥	自殺の危機にある人と、自殺について話すことはよくない	× 自殺についてのスティグマが広がっているため自殺を考えている人々の多くは誰に話したらよいかわからない。包み隠さず話すことは、自殺を考えている人に自殺関連行動を促すよりはむしろ、他の選択肢や、決断を考え直す時間を与え、自殺を予防する。

出典：WHO（世界保健機関）『自殺を予防する 世界の優先課題』自殺予防総合対策センター訳  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所、平成26（2014）年

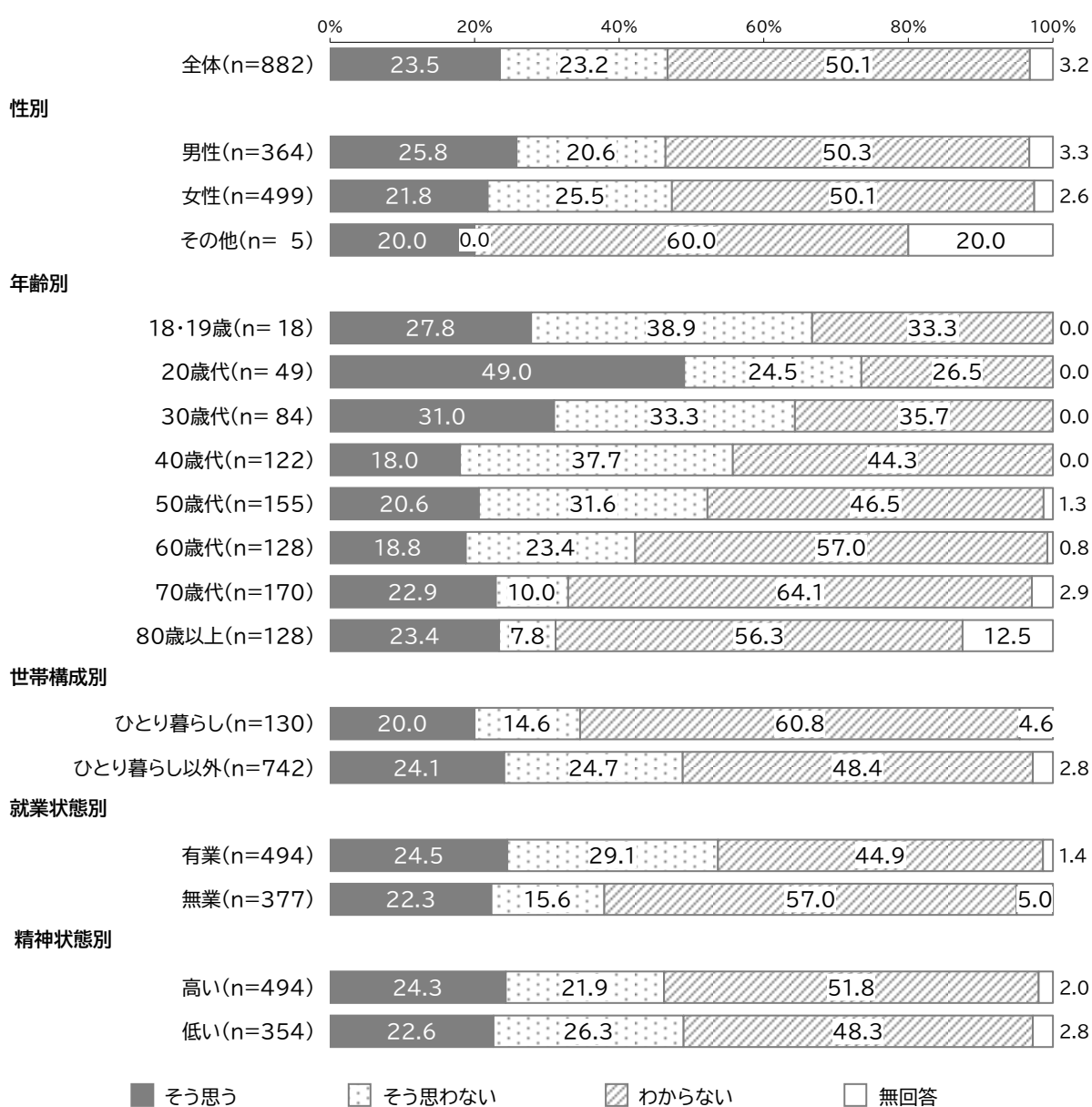
## ①自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはない

自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはないという認識について、「わからない」の割合が 50.1%で最も高く、次いで「そう思う」の割合が 23.5%、「そう思わない」の割合が 23.2%となっています。

年齢別にみると、「そう思う」の割合は 18・19 歳～30 歳代が他の年代に比べて高く、20 歳代で約半数となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思わない」の割合が、無業者よりも 10 ポイント以上高くなっています。

【①自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはない】



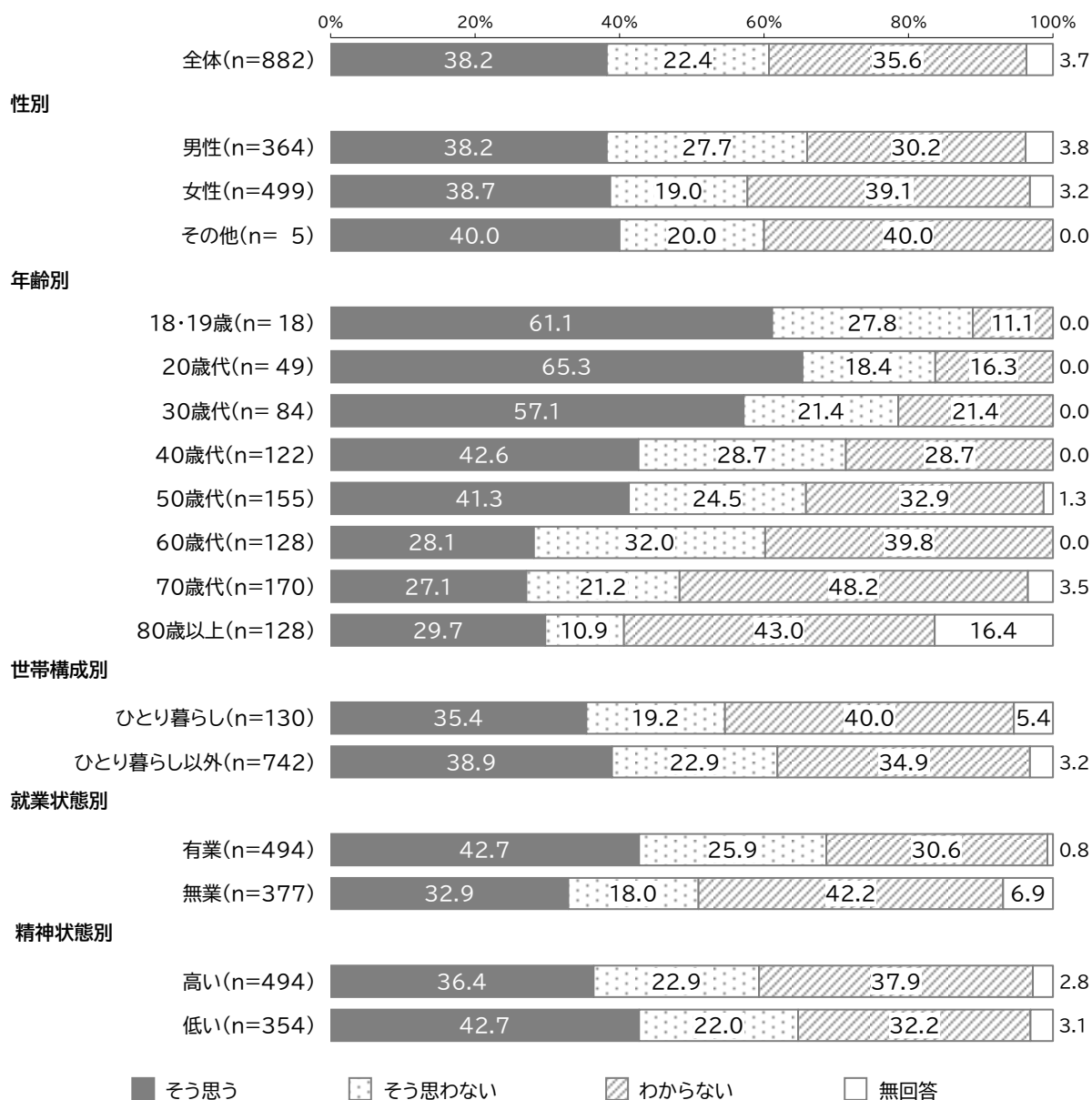
## ②ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こる

ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こるという認識について、「そう思う」の割合が 38.2%で最も高く、次いで「わからない」の割合が 35.6%、「そう思わない」の割合が 22.4%となっています。

性別にみると、男性の「そう思わない」の割合が、女性よりも 8.7 ポイント高くなっています。年齢別にみると、年代が低くなるほど「そう思う」の割合は高くなる傾向にあり、20 歳代以下で 6 割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思う」の割合が、無業者よりも約 10 ポイント高くなっています。

【②ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こる】



### ③自殺の危機にある人はその後もずっと自殺の危機から逃れられない

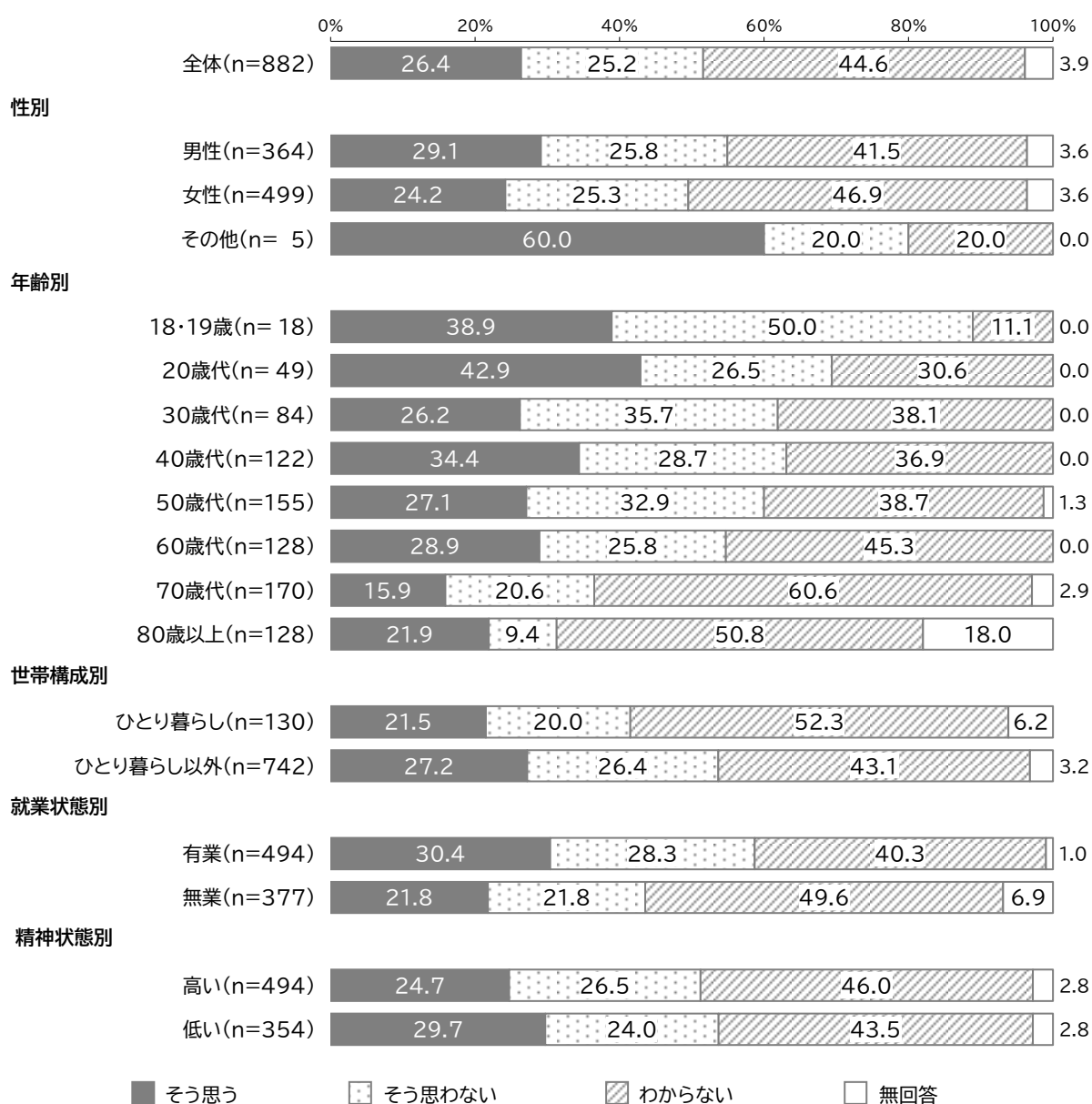
自殺の危機にある人はその後もずっと自殺の危機から逃れられないという認識について、「わからない」の割合が44.6%で最も高く、次いで「そう思う」の割合が26.4%、「そう思わない」の割合が25.2%となっています。

性別にみると、男性の「そう思う」の割合が、女性よりも4.9ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「そう思う」の割合は高くなる傾向にあり、20歳代で4割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思う」の割合が、無業者よりも8.6ポイント高くなっています。

【③自殺の危機にある人はその後もずっと自殺の危機から逃れられない】



#### ④自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている

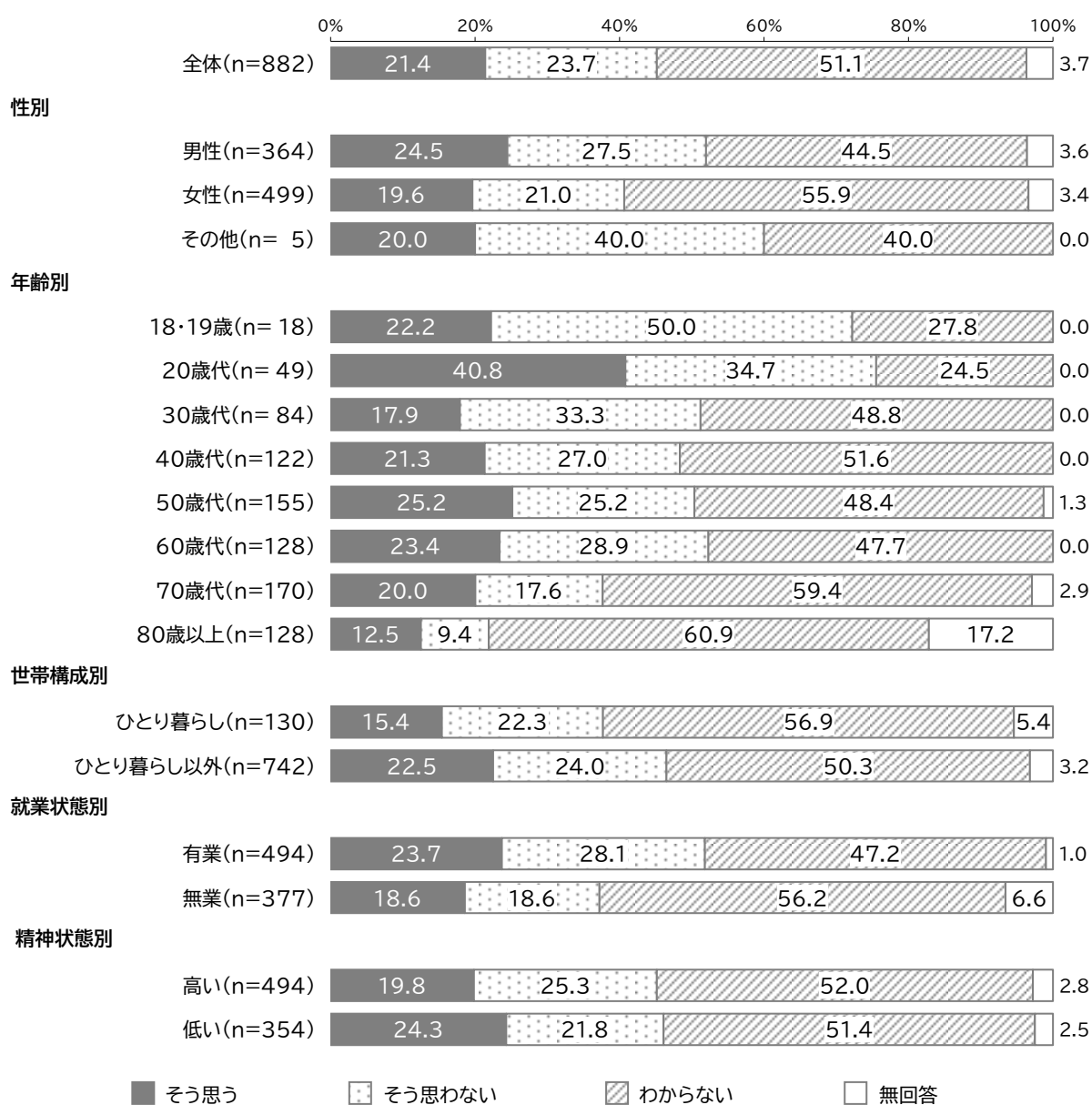
自殺の危機にある人は死ぬ決意をしているという認識について、「わからない」の割合が51.1%で最も高く、次いで「そう思わない」の割合が23.7%、「そう思う」の割合が21.4%となっています。

性別にみると、男性の「そう思う」と「そう思わない」の割合が、それぞれ女性よりも高くなっています。

年齢別にみると、20歳代で「そう思う」の割合が4割台と、他の年代に比べて高くなっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思わない」の割合が、無業者よりも約10ポイント高くなっています。

【④自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている】



## ⑤精神疾患のある人だけが自殺する

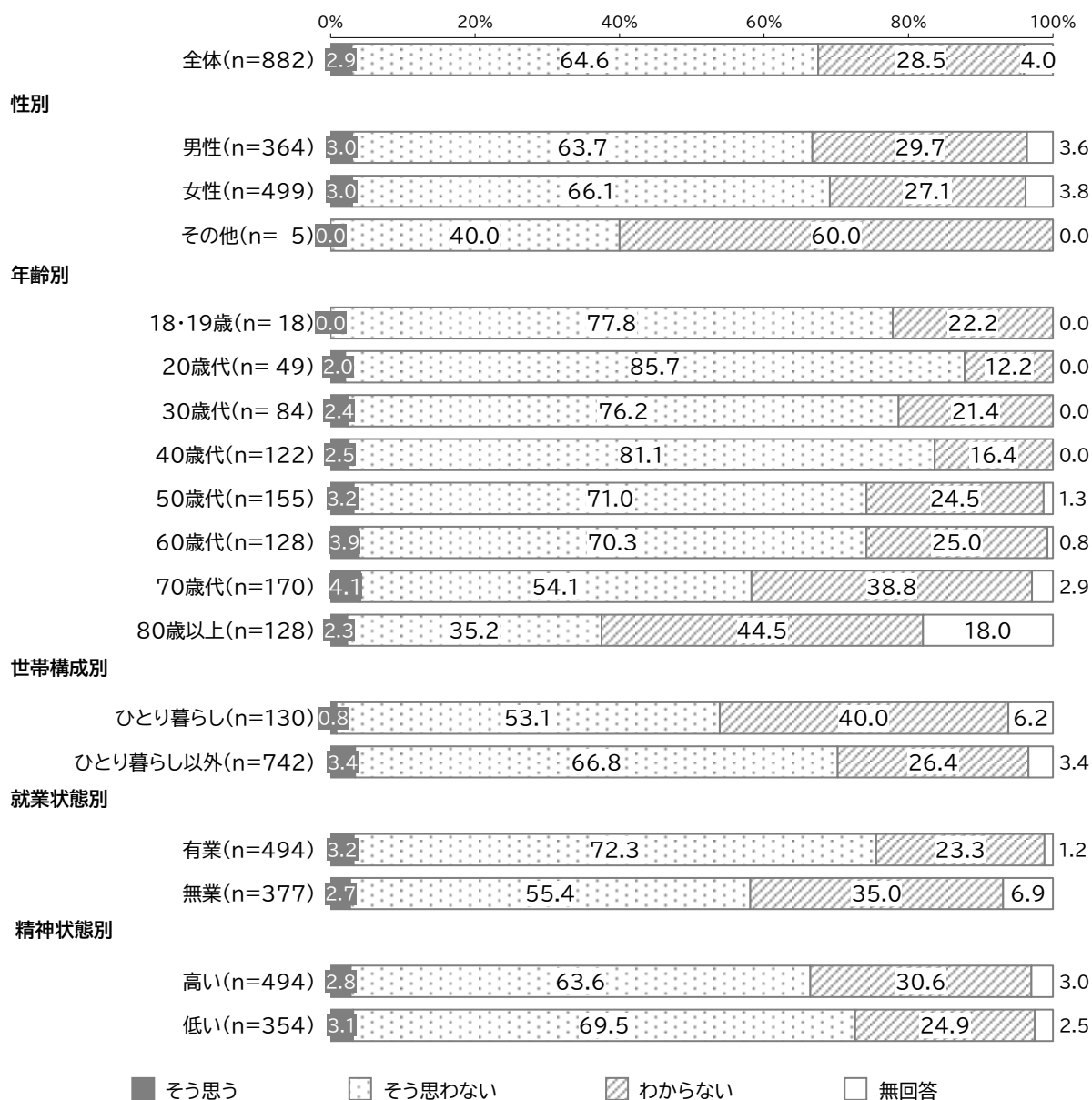
精神疾患のある人だけが自殺するという認識について、「そう思わない」の割合が64.6%で最も高く、次いで「わからない」の割合が28.5%、「そう思う」の割合が2.9%となっています。

年齢別にみると、年代が高くなるほど「そう思わない」の割合は低くなる傾向にあり、80歳以上で3割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「そう思わない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも10ポイント以上低くなっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思わない」の割合が、無業者よりも15ポイント以上高くなっています。

【⑤精神疾患のある人だけが自殺する】





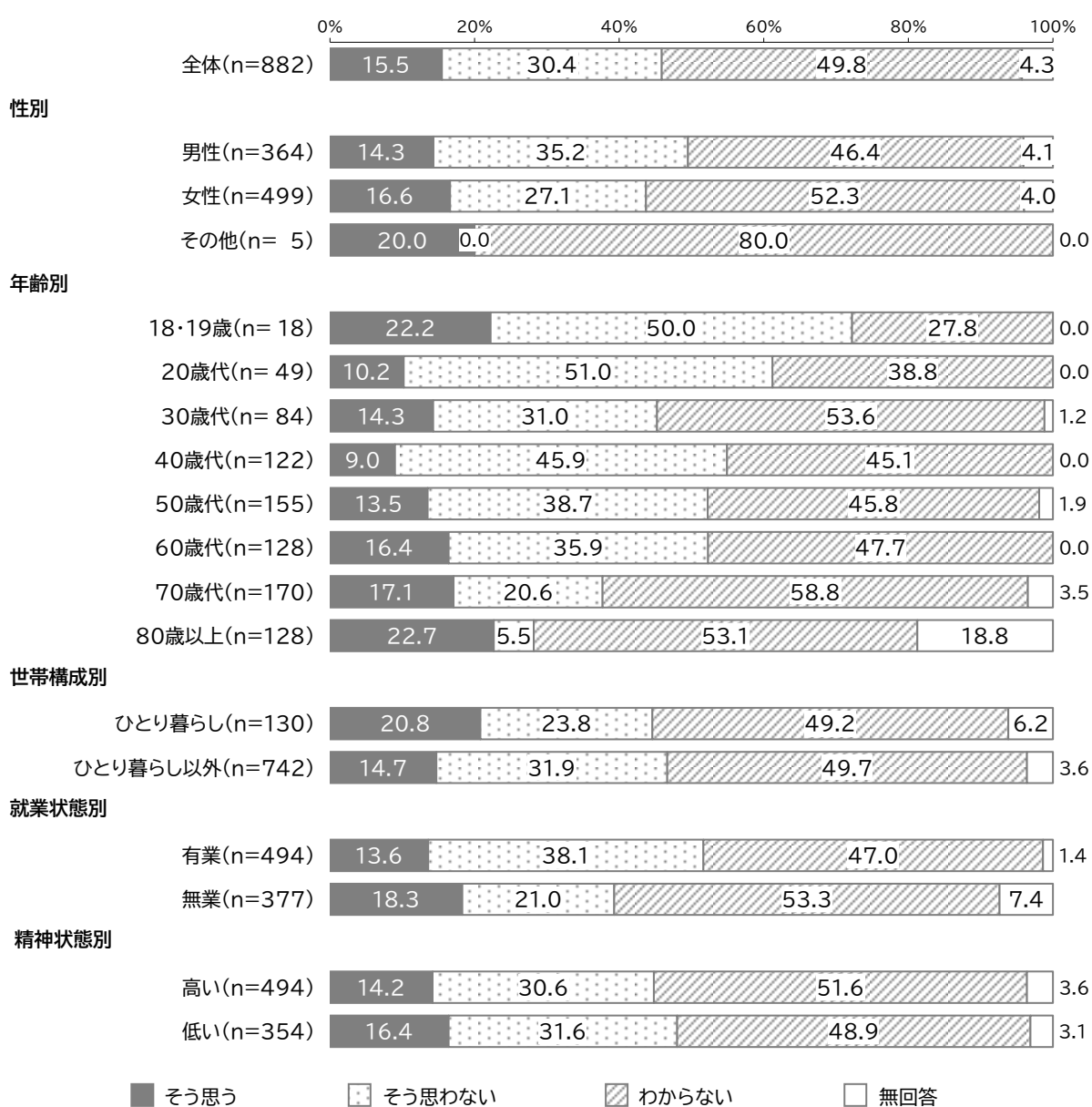
## ⑥自殺の危機にある人と、自殺について話すことはよくない

自殺の危機にある人と、自殺について話すことはよくないという認識について、「わからない」の割合が49.8%で最も高く、次いで「そう思わない」の割合が30.4%、「そう思う」の割合が15.5%となっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「そう思わない」の割合は高くなる傾向にあり、20歳代以下で約半数となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思わない」の割合が、無業者よりも15ポイント以上高くなっています。

【⑥自殺の危機にある人と、自殺について話すことはよくない】



## ⑦自殺が唯一の解決策である状況もある

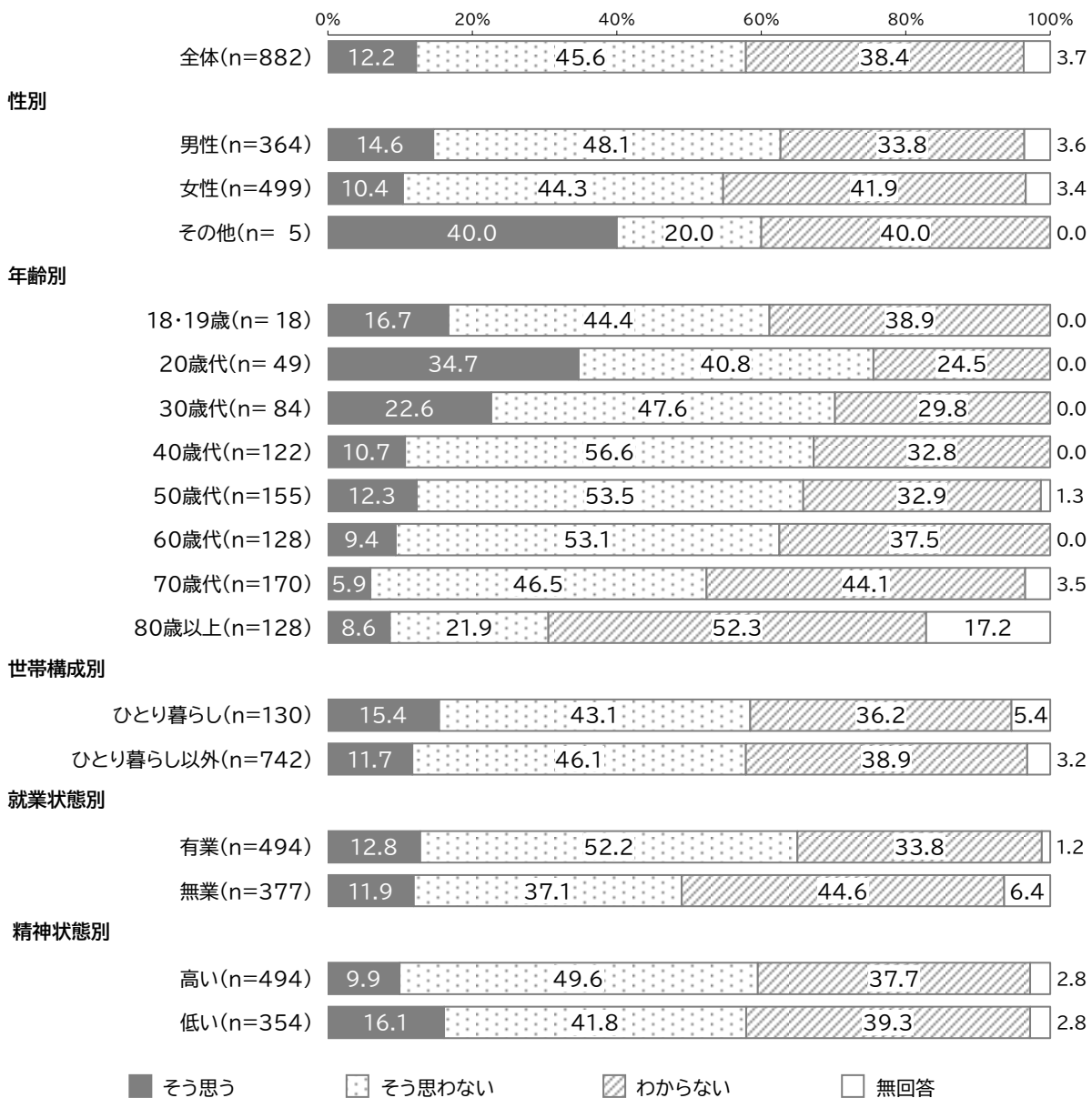
自殺が唯一の解決策である状況もあるという認識について、「そう思わない」の割合が45.6%で最も高く、次いで「わからない」の割合が38.4%、「そう思う」の割合が12.2%となっています。

年齢別にみると、「そう思う」の割合は18・19歳～30歳代が他の年代に比べて高く、20歳代で3割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思わない」の割合が、無業者よりも約15ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「そう思う」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも6.2ポイント高くなっています。

【⑦自殺が唯一の解決策である状況もある】



## ⑧誰もが自殺する可能性がある

誰もが自殺する可能性があるという認識について、「そう思う」の割合が46.0%で最も高く、次いで「わからない」の割合が30.8%、「そう思わない」の割合が19.6%となっています。

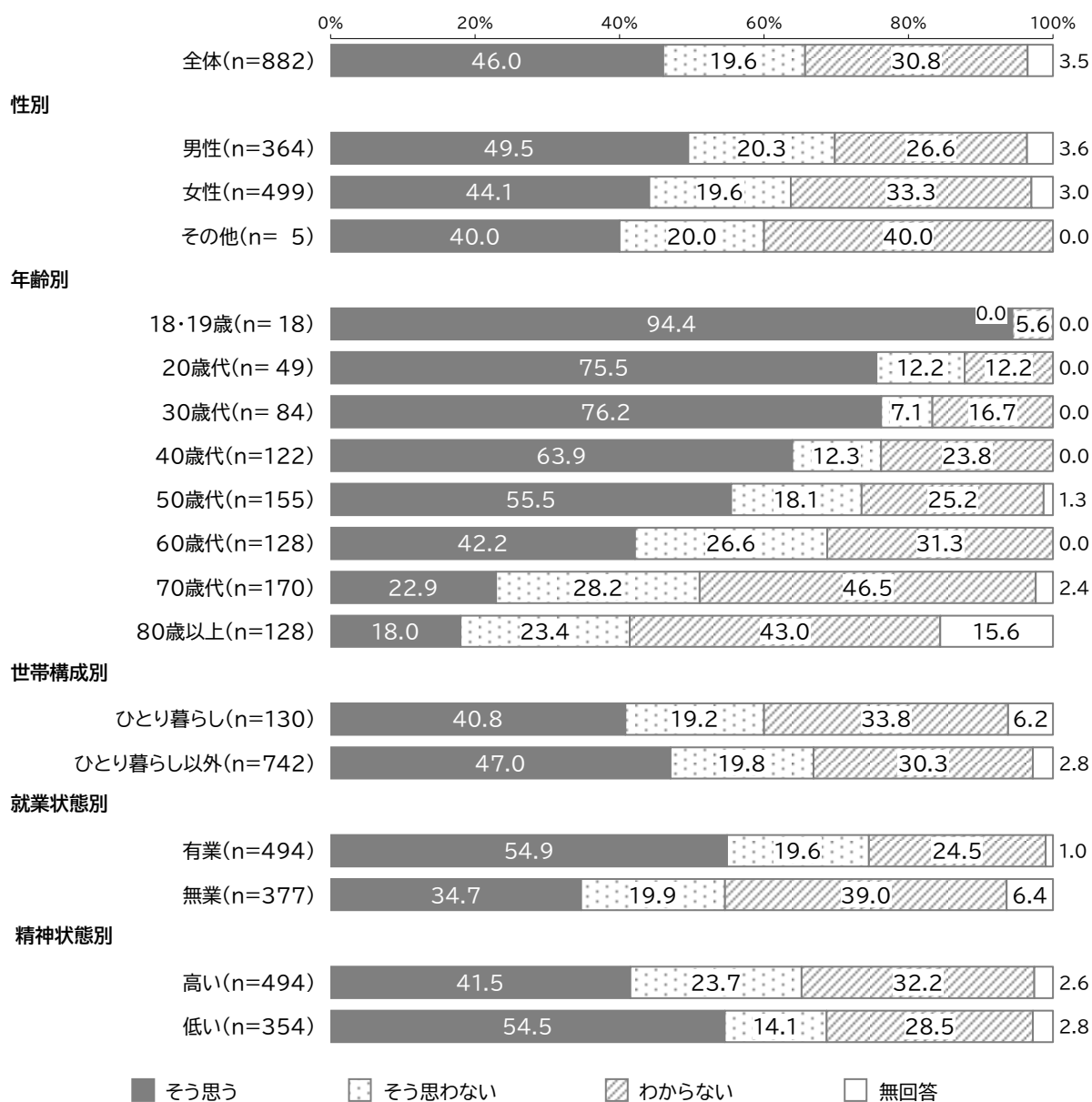
性別にみると、男性の「そう思う」の割合が、女性よりも5.4ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「そう思う」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で9割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「そう思う」の割合が、無業者よりも約20ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「そう思う」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも10ポイント以上高くなっています。

【⑧誰もが自殺する可能性がある】



## ⑨私は自殺の危機にある人たちに接触し、彼らを手助けする心づもりがある

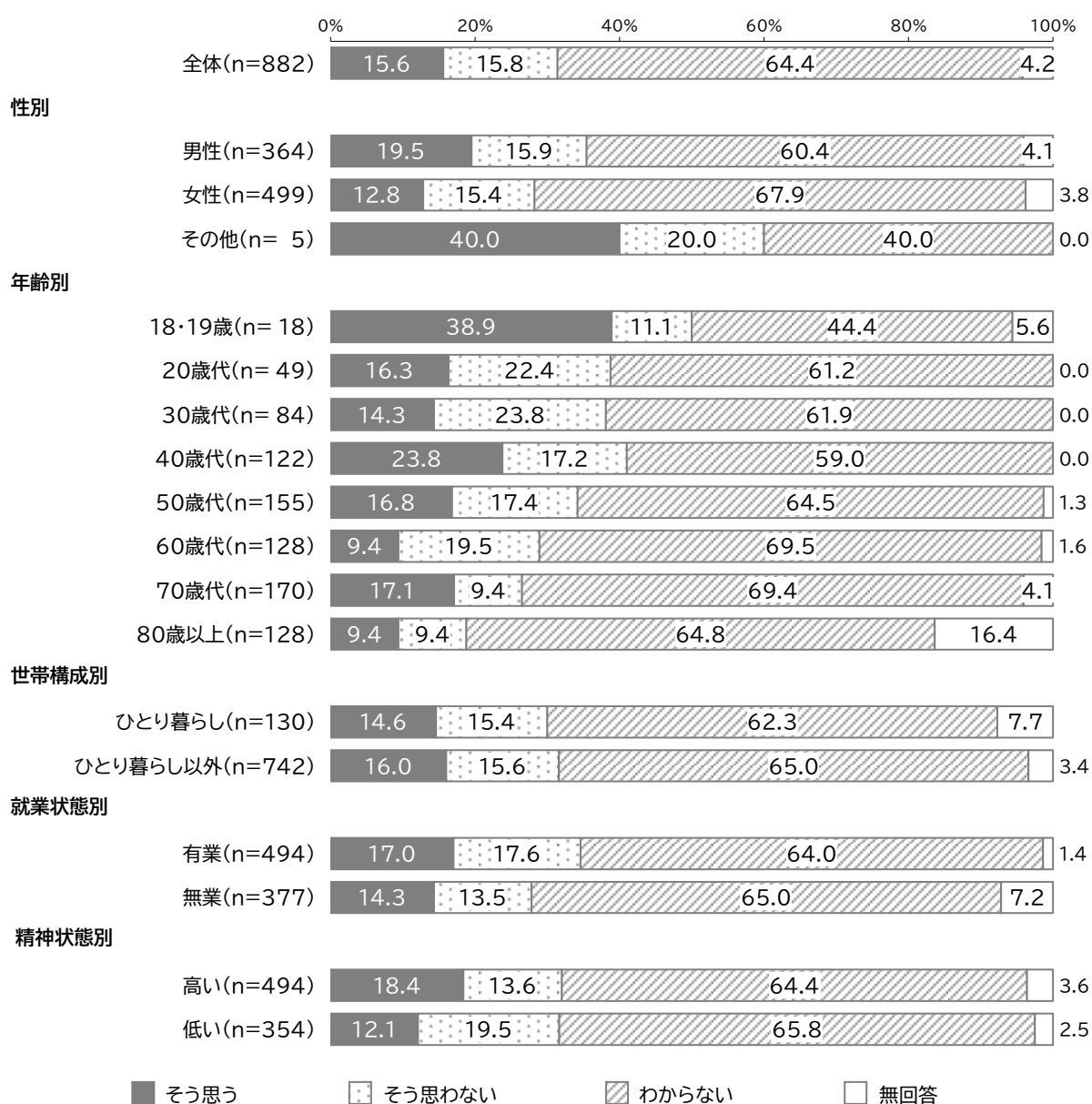
私は自殺の危機にある人たちに接触し、彼らを手助けする心づもりがあるかについては、「わからない」の割合が64.4%で最も高く、次いで「そう思わない」の割合が15.8%、「そう思う」の割合が15.6%となっています。

性別にみると、男性の「そう思う」の割合が、女性よりも6.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、18・19歳で「そう思う」の割合が4割程度と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが高いグループ」の「そう思う」の割合が、「スコアが低いグループ」よりも6.3ポイント高くなっています。

【⑨私は自殺の危機にある人たちに接触し、彼らを手助けする心づもりがある】



## 4 相談することについて

### (1) 自殺を考えたことがあるか

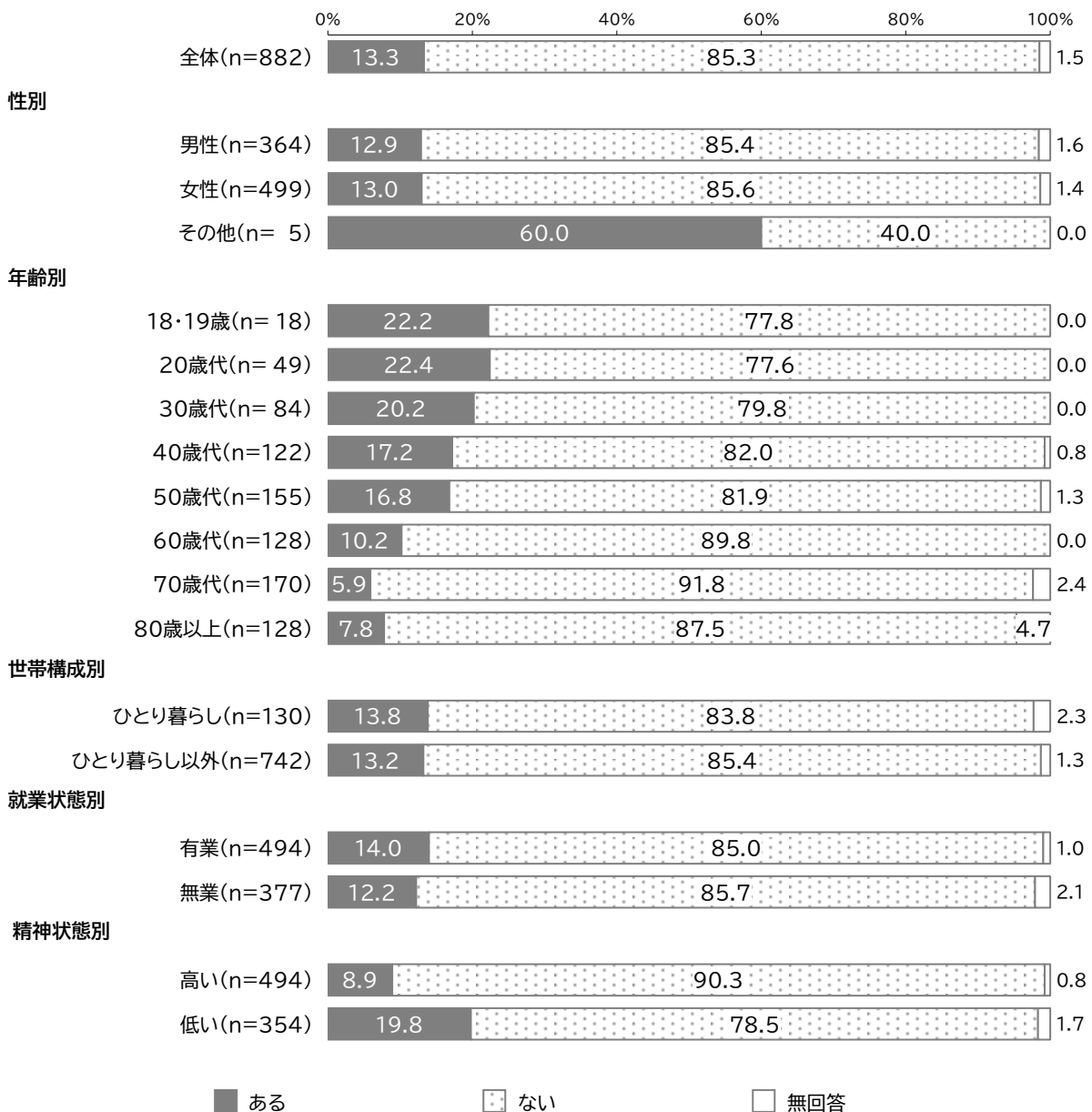
問14 あなたは、これまでの人生の中で、本気で自殺を考えたことがありますか。(○は1つ)

自殺を考えたことの有無をみると、「ある」の割合が13.3%、「ない」の割合が85.3%となっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「ある」の割合は高くなる傾向にあり、30歳代以下で2割台となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「ある」の割合が、「スコアが高いグループ」の2倍以上となっています。

【自殺を考えたことがあるか】



## (2) 自殺を考えたときに相談をしたか

問14で「1. ある」と回答された方にお聞きします。

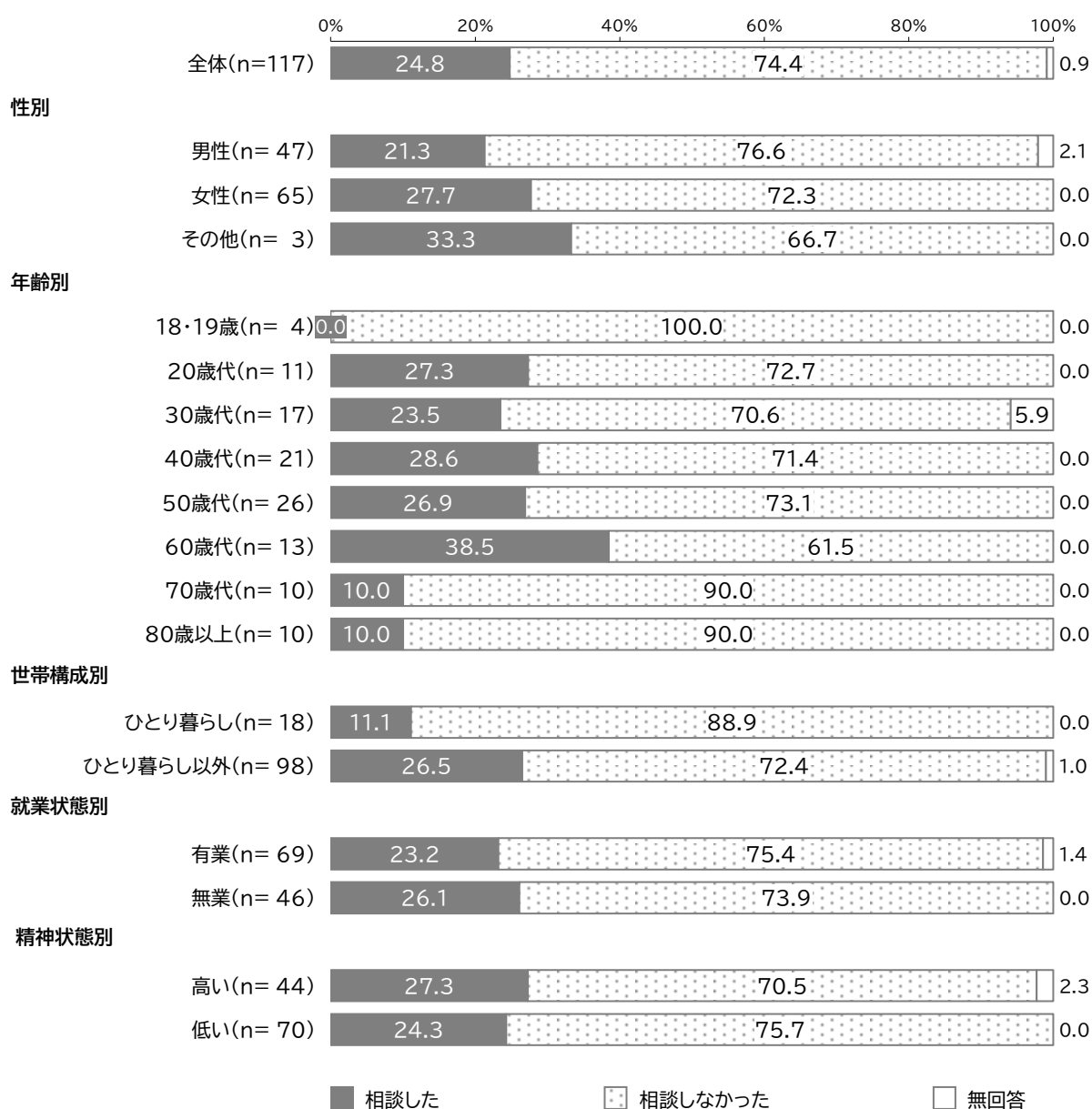
問14-1 誰かに相談しましたか。(○は1つ)

自殺を考えたときの相談の有無をみると、「相談した」の割合が24.8%、「相談しなかった」の割合が74.4%となり、相談した人は4人に1人程度となっています。

年齢別にみると、「相談した」の割合は20歳代～60歳代が他の年代に比べて高く、60歳代で4割弱となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯で「相談しなかった」の割合が9割弱となっています。

【自殺を考えたときに相談をしたか】



### (3) 自殺を考えたときにだれに相談したか

問14-1で「1. 相談した」と回答された方にお聞きします。

問14-2 誰に相談しましたか。(〇はいくつでも)

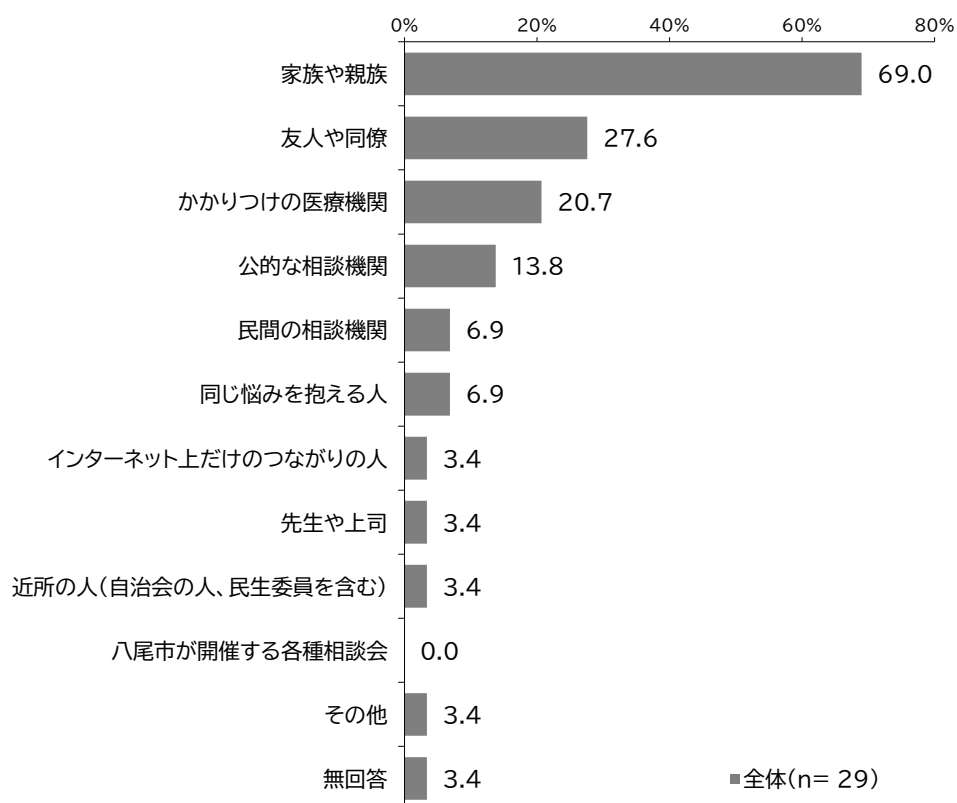
自殺を考えたときに相談した人を見ると、「家族や親族」の割合が69.0%で最も高く、次いで「友人や同僚」の割合が27.6%、「かかりつけの医療機関」の割合が20.7%となっています。

性別にみると、女性の「友人や同僚」の割合が、男性よりも20ポイント以上高くなっています。

就業状態別にみると、有業者の「家族や親族」の割合が、無業者よりも20ポイント以上高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「かかりつけの医療機関」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上高くなっています。

【自殺を考えたときにだれに相談したか】



【自殺を考えたときにだれに相談したか】

		回答者数(n)	家族や親族	友人や同僚	かかりつけの医療機関	公的な相談機関	民間の相談機関	同じ悩みを抱える人	インターネット上でのつながりの人	先生や上司
全体		29	69.0	27.6	20.7	13.8	6.9	6.9	3.4	3.4
性別	男性	10	80.0	10.0	20.0	10.0	-	-	-	-
	女性	18	66.7	38.9	22.2	11.1	11.1	11.1	5.6	5.6
	その他	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-
年齢別	18・19歳	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳代	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	4	100.0	50.0	25.0	-	-	-	25.0	-
	40歳代	6	50.0	50.0	16.7	-	16.7	-	-	-
	50歳代	7	85.7	28.6	57.1	-	14.3	14.3	-	-
	60歳代	5	60.0	20.0	-	20.0	-	20.0	-	20.0
	70歳代	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	80歳以上	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-
世帯構成別	ひとり暮らし	2	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-
	ひとり暮らし以外	26	69.2	26.9	23.1	11.5	7.7	7.7	3.8	3.8
就業状態別	有業	16	81.3	25.0	25.0	6.3	6.3	12.5	-	6.3
	無業	12	58.3	33.3	16.7	16.7	8.3	-	8.3	-
精神状態別	高い	12	75.0	41.7	8.3	25.0	8.3	16.7	-	8.3
	低い	17	64.7	17.6	29.4	5.9	5.9	-	5.9	-

		回答者数(n)	近所の人(自治会の人、民生委員を含む)	八尾市が開催する各種相談会	その他	無回答
全体		29	3.4	-	3.4	3.4
性別	男性	10	10.0	-	-	10.0
	女性	18	-	-	-	-
	その他	1	-	-	100.0	-
年齢別	18・19歳	0	-	-	-	-
	20歳代	3	-	-	-	-
	30歳代	4	-	-	-	-
	40歳代	6	-	-	-	-
	50歳代	7	14.3	-	-	-
	60歳代	5	-	-	-	20.0
	70歳代	1	-	-	-	-
	80歳以上	1	-	-	-	-
世帯構成別	ひとり暮らし	2	-	-	-	-
	ひとり暮らし以外	26	3.8	-	-	3.8
就業状態別	有業	16	6.3	-	-	6.3
	無業	12	-	-	-	-
精神状態別	高い	12	-	-	-	-
	低い	17	5.9	-	5.9	5.9

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)



#### (4) 自殺を考えたときに相談しなかったのはなぜか

問14-1で「2. 相談しなかった」と回答された方にお聞きします。

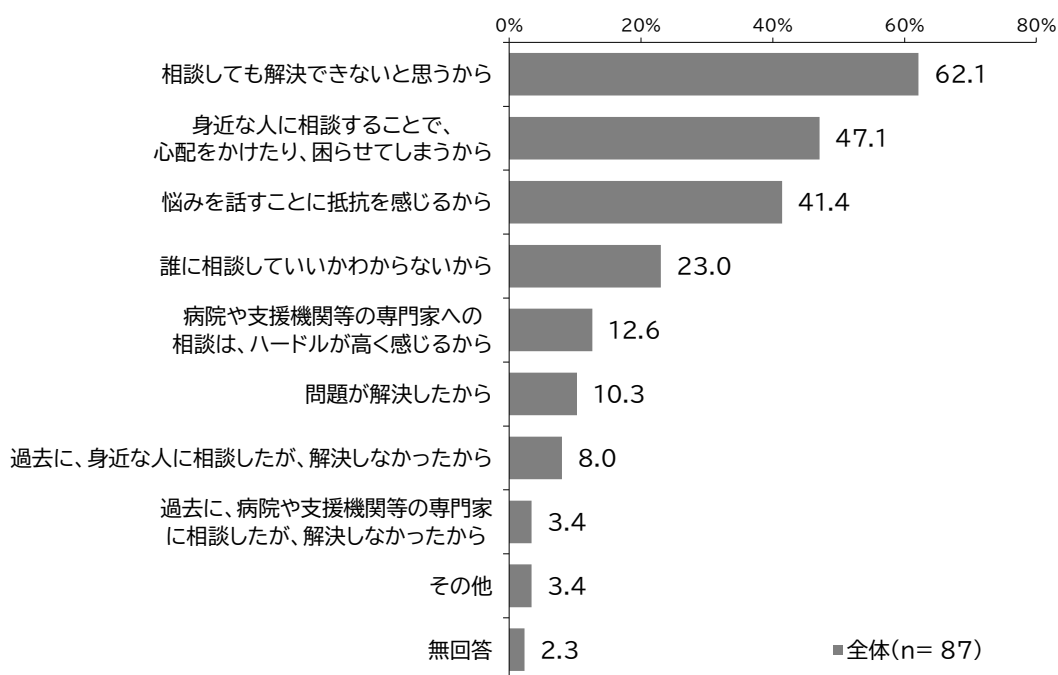
問14-3 その理由について、あてはまるものを教えてください。(〇はいくつでも)

自殺を考えたときに相談しなかった理由をみると、「相談しても解決できないと思うから」の割合が62.1%で最も高く、次いで「身近な人に相談することで、心配をかけたり、困らせてしまうから」の割合が47.1%、「悩みを話すことに抵抗を感じるから」の割合が41.4%となっています。

性別にみると、男性の「相談しても解決できないと思うから」の割合が、女性よりも約15ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「相談しても解決できないと思うから」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも20ポイント以上高くなっています。

【自殺を考えたときに相談しなかったのはなぜか】



【自殺を考えたときに相談しなかったのはなぜか】

		回答者数(n)	相談しても解決できない と思うから	身近な人に相談すること で、心配をかけたり、困 らせてしまうから	悩むを話すことに抵抗を 感じるから	誰に相談していいかわか らないから	病院や支援機関等の専門 家への相談は、ハードル が高く感じるから	問題が解決したから	過去に、病院や支援機関 等の専門家に相談した が、解決しなかったから	過去に、病院や支援機関 等の専門家に相談した が、解決しなかったから	その他	無回答
全体		87	62.1	47.1	41.4	23.0	12.6	10.3	8.0	3.4	3.4	2.3
性別	男性	36	72.2	47.2	44.4	19.4	11.1	13.9	13.9	2.8	-	-
	女性	47	57.4	48.9	40.4	27.7	14.9	8.5	4.3	4.3	6.4	2.1
	その他	2	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0
年齢別	18・19 歳	4	75.0	75.0	25.0	-	-	25.0	25.0	-	-	-
	20 歳代	8	62.5	50.0	62.5	12.5	37.5	-	-	-	-	-
	30 歳代	12	58.3	41.7	50.0	25.0	25.0	25.0	8.3	-	8.3	-
	40 歳代	15	66.7	33.3	20.0	20.0	6.7	13.3	20.0	13.3	-	-
	50 歳代	19	73.7	57.9	42.1	36.8	10.5	10.5	10.5	-	10.5	-
	60 歳代	8	37.5	50.0	50.0	25.0	-	12.5	-	-	-	-
	70 歳代	9	55.6	33.3	33.3	33.3	11.1	-	-	-	-	-
	80 歳以上	9	66.7	55.6	55.6	11.1	11.1	-	-	11.1	-	11.1
世帯 構成別	ひとり暮らし	16	56.3	37.5	37.5	12.5	-	6.3	6.3	-	-	6.3
	ひとり暮らし以外	71	63.4	49.3	42.3	25.4	15.5	11.3	8.5	4.2	4.2	1.4
就業 状態別	有業	52	65.4	46.2	42.3	21.2	11.5	15.4	7.7	1.9	5.8	-
	無業	34	55.9	50.0	41.2	26.5	14.7	2.9	8.8	5.9	-	5.9
精神 状態別	高い	31	48.4	48.4	41.9	12.9	9.7	22.6	6.5	3.2	6.5	3.2
	低い	53	71.7	47.2	41.5	30.2	15.1	3.8	9.4	3.8	1.9	-

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)

## (5) 八尾市保健所の相談窓口の認知度

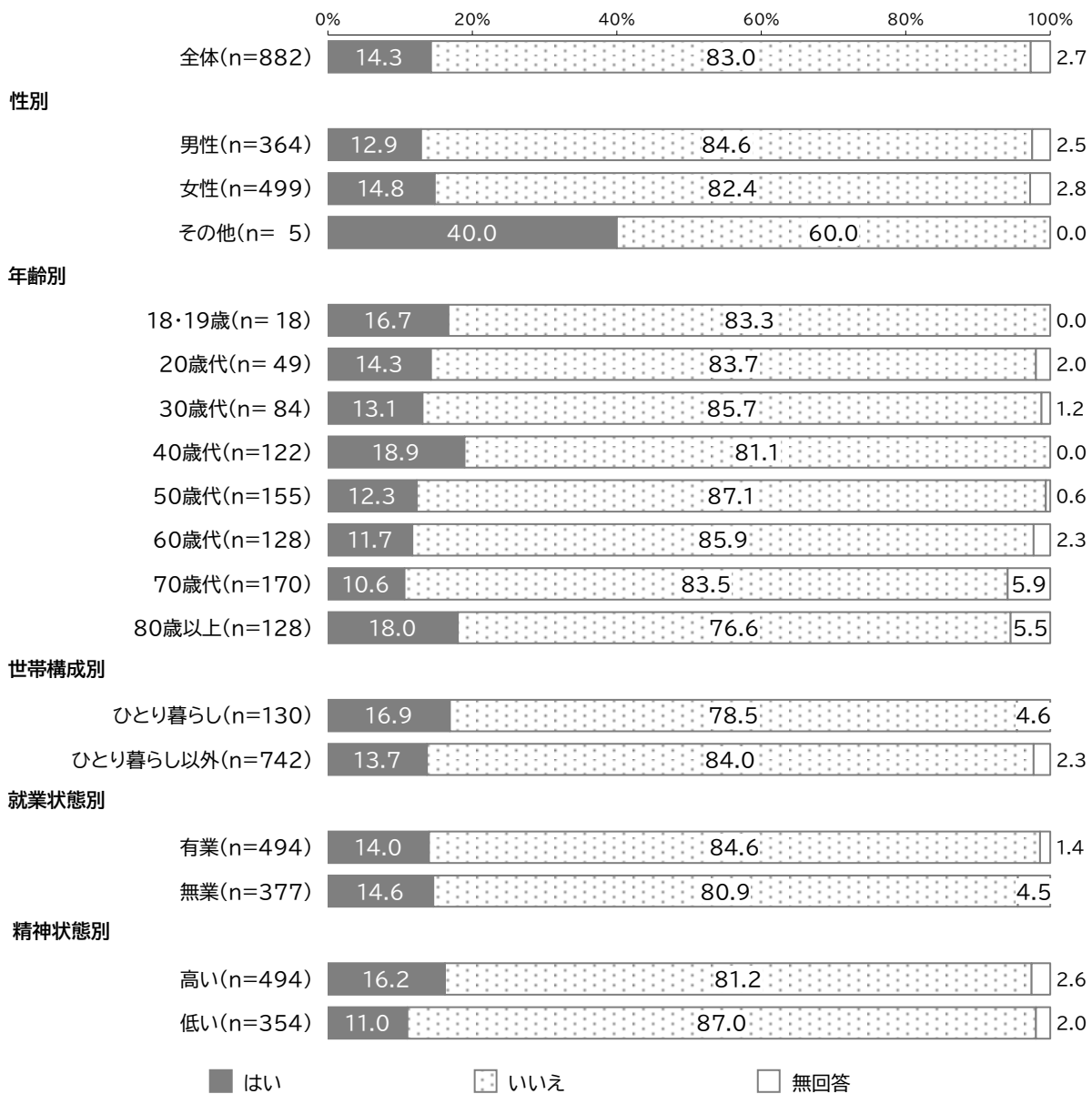
問15 あなたは、八尾市保健所で精神保健福祉相談を受けられることを知っていますか。  
(○は1つ)

八尾市保健所で精神保健福祉相談を受けられることの認知度をみると、「はい」の割合が14.3%、「いいえ」の割合が83.0%となっています。

年齢別にみると、40歳代と80歳以上で「はい」の割合が2割弱と、他の年代に比べて高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「はい」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも5.2ポイント低くなっています。

【「八尾市保健所精神保健福祉相談」の認知度】



あなたは、「八尾市ころといのちの相談」という電話相談があることを知っていますか。  
(〇は1つ)

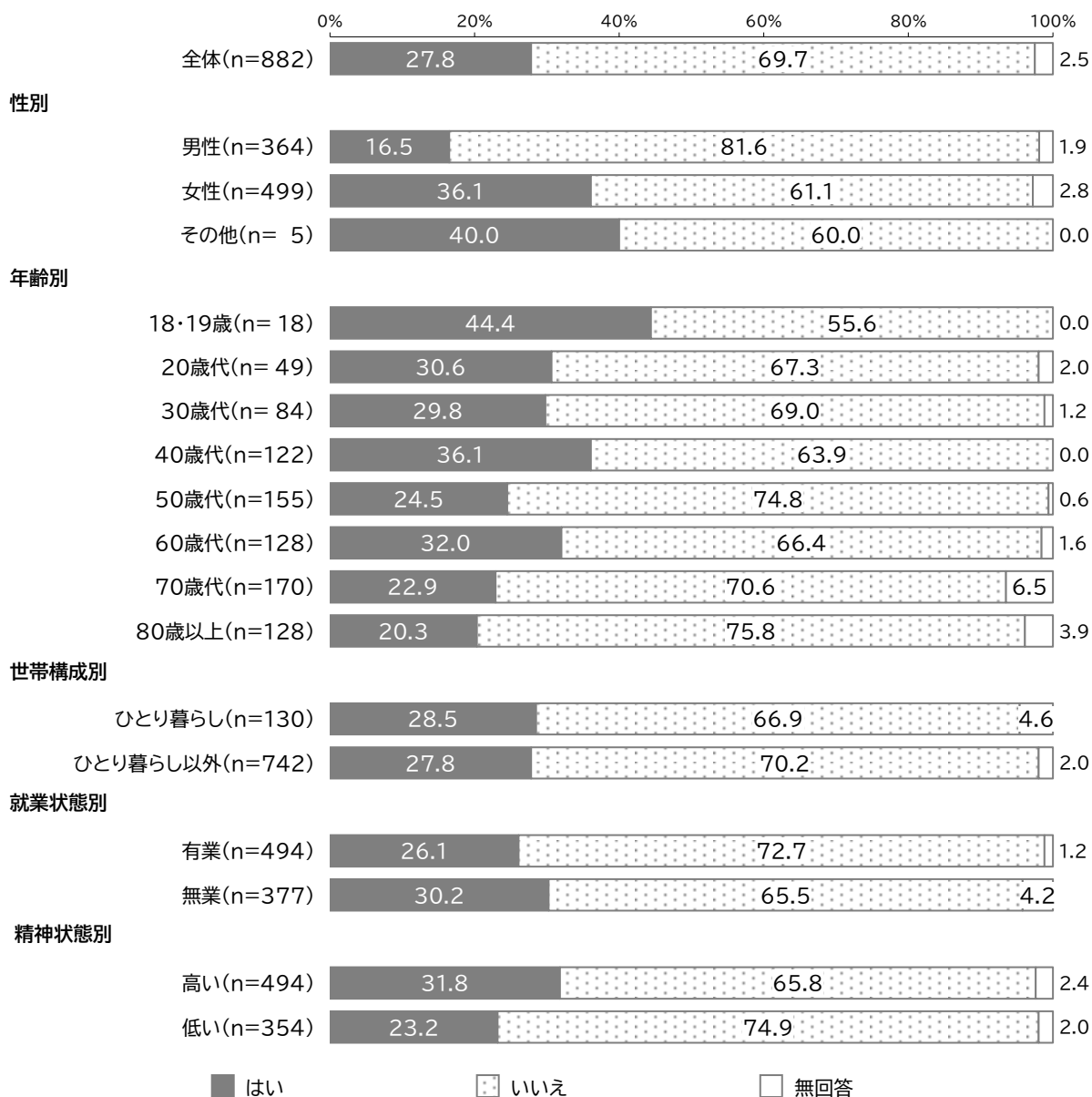
「八尾市ころといのちの相談」の認知度をみると、「はい」の割合が27.8%、「いいえ」の割合が69.7%となっています。

性別にみると、女性の「はい」の割合が、男性よりも約20ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「はい」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で4割台となっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「はい」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも8.6ポイント低くなっています。

【「八尾市ころといのちの相談」の認知度】



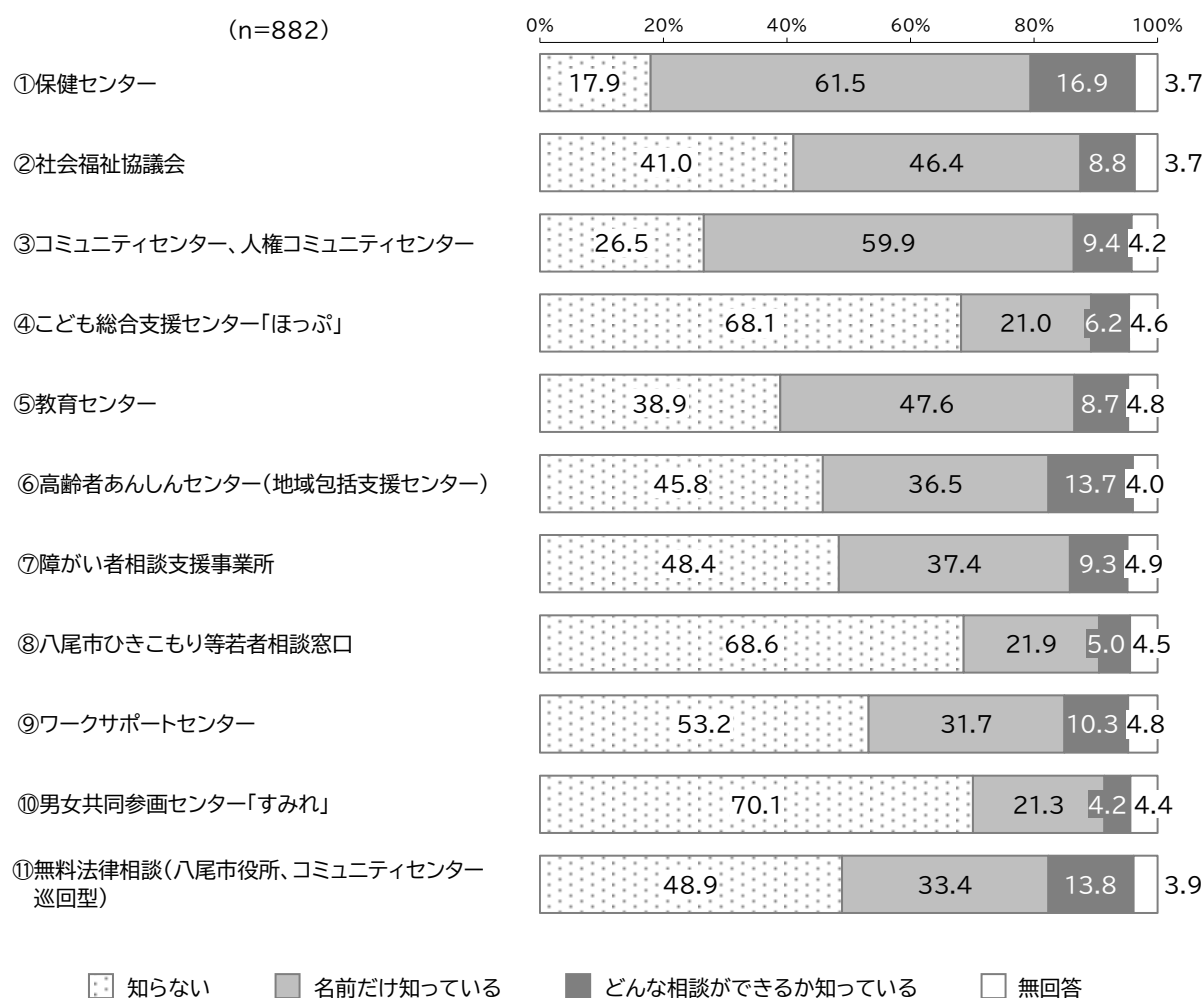
## (6) 相談窓口の認知度

問16 あなたは、次の相談窓口を知っていますか。(①から⑪について、それぞれ〇は1つ)

相談窓口の認知度をみると、「どんな相談ができるか知っている」と回答した割合は、高い項目でも1割台で、「①保健センター」(16.9%)、「⑪無料法律相談(八尾市役所、コミュニティセンター巡回型)」(13.8%)、「⑥高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)」(13.7%)の順で高くなっています。

一方で「知らない」と回答した割合は、「⑩男女共同参画センター「すみれ」」(70.1%)、「⑧八尾市ひきこもり等若者相談窓口」(68.6%)、「④子ども総合支援センター「ほっぷ」」(68.1%)の順で高くなっています。

【相談窓口の認知度】



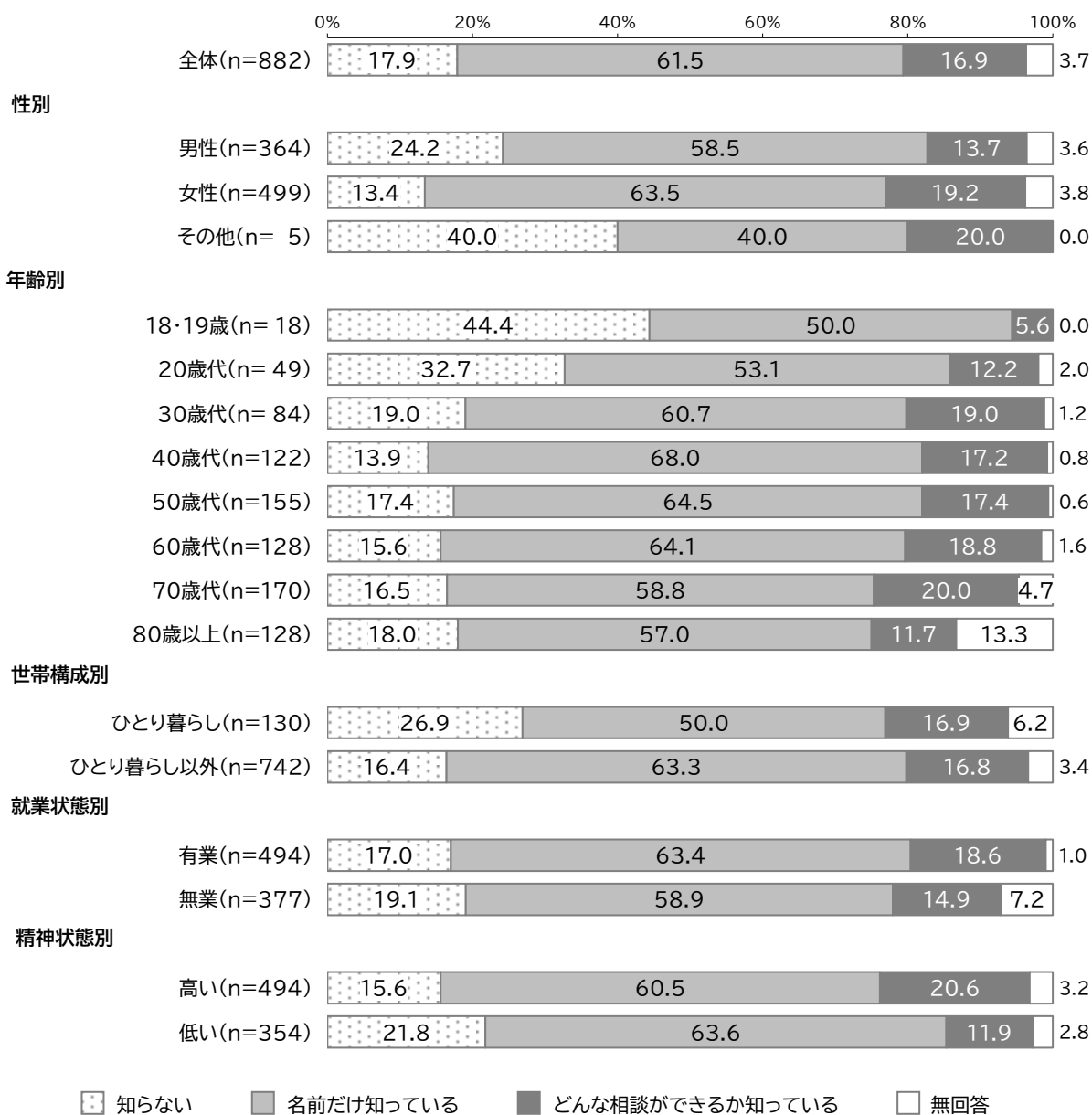
## ①保健センター

保健センターの認知度について、「名前だけ知っている」の割合が 61.5%で最も高く、次いで「知らない」の割合が 17.9%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が 16.9%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも約 10 ポイント高くなっています。年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で4割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも約 10 ポイント高くなっています。

【①保健センター】



## ②社会福祉協議会

社会福祉協議会の認知度について、「名前だけ知っている」の割合が46.4%で最も高く、次いで「知らない」の割合が41.0%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が8.8%となっています。

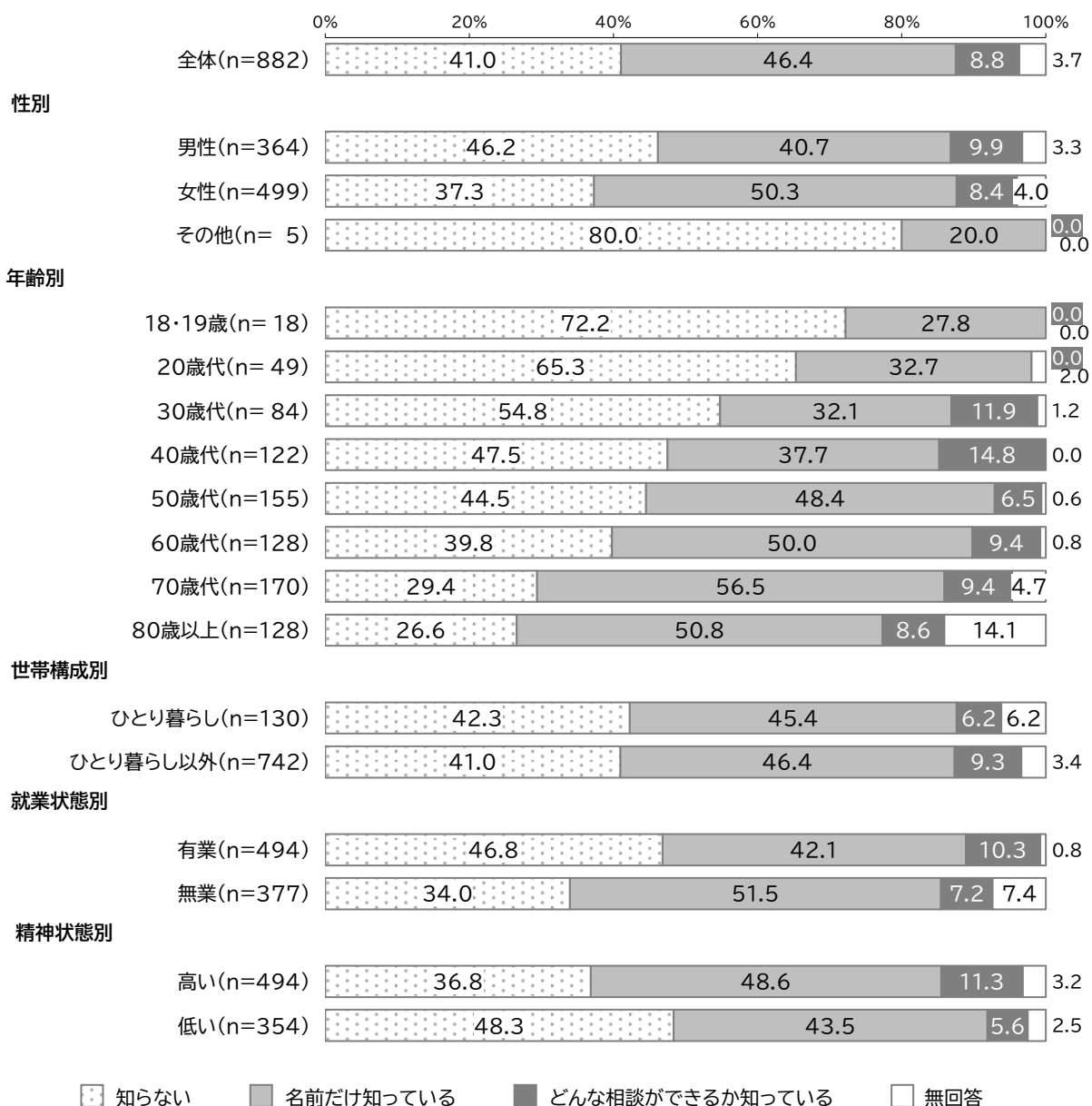
性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも8.9ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で7割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「知らない」の割合が、無業者よりも10ポイント以上高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「知らない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも10ポイント以上高くなっています。

【②社会福祉協議会】



### ③コミュニティセンター、人権コミュニティセンター

コミュニティセンター、人権コミュニティセンターの認知度について、「名前だけ知っている」の割合が59.9%で最も高く、次いで「知らない」の割合が26.5%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が9.4%となっています。

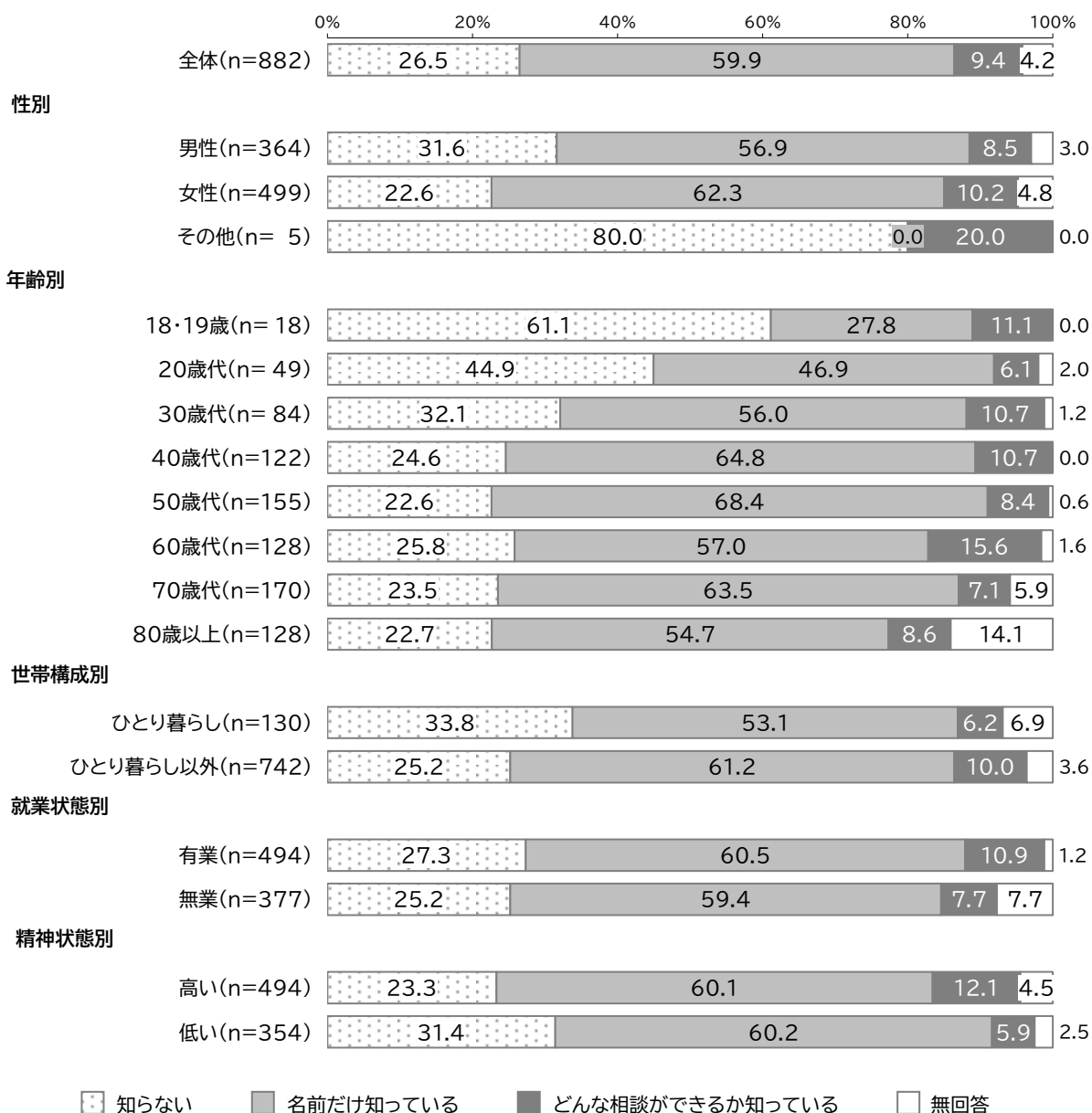
性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも9.0ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で6割程度となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも8.6ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「知らない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも8.1ポイント高くなっています。

【③コミュニティセンター、人権コミュニティセンター】





#### ④子ども総合支援センター「ほっぷ」

子ども総合支援センター「ほっぷ」の認知度について、「知らない」の割合が68.1%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が21.0%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が6.2%となっています。

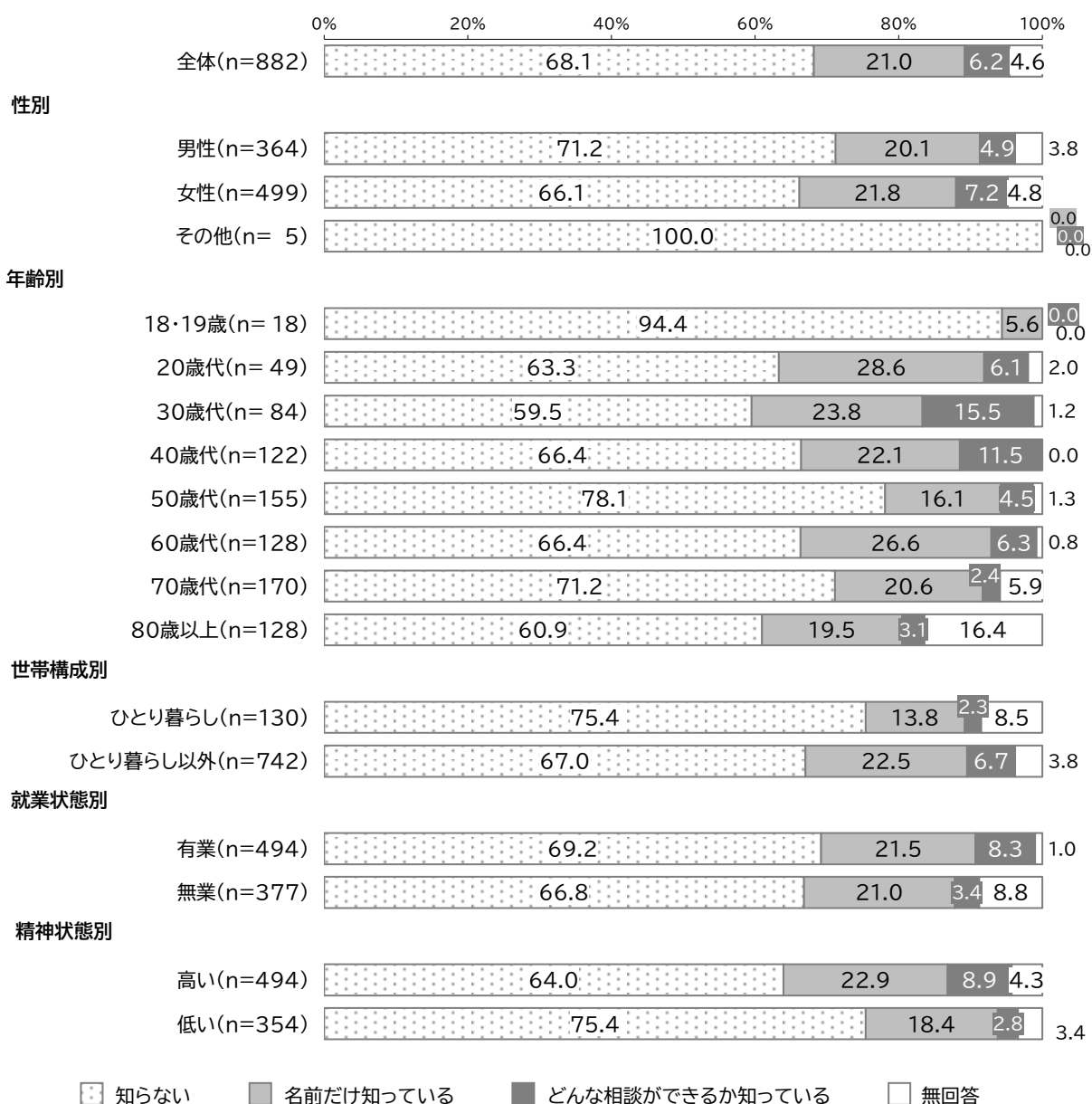
性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも5.1ポイント高くなっています。

年齢別にみると、18・19歳で「知らない」の割合が9割台と、他の年代に比べて特に高くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも8.4ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「知らない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも10ポイント以上高くなっています。

【④子ども総合支援センター「ほっぷ」】



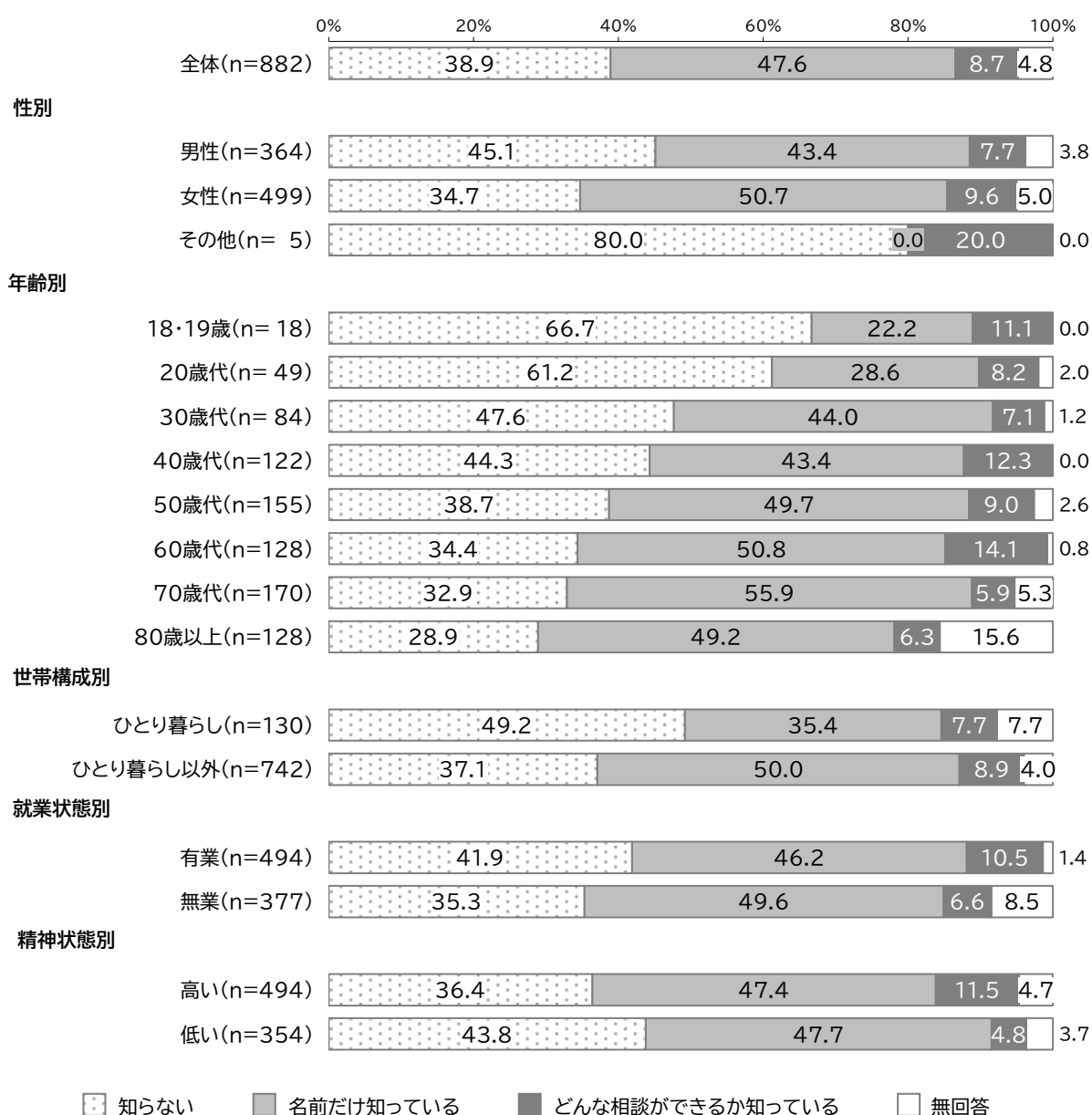
## ⑤教育センター

教育センターの認知度について、「名前だけ知っている」の割合が 47.6%で最も高く、次いで「知らない」の割合が 38.9%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が 8.7%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも約 10 ポイント高くなっています。年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、20 歳代以下で 6 割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも 10 ポイント以上高くなっています。

【⑤教育センター】



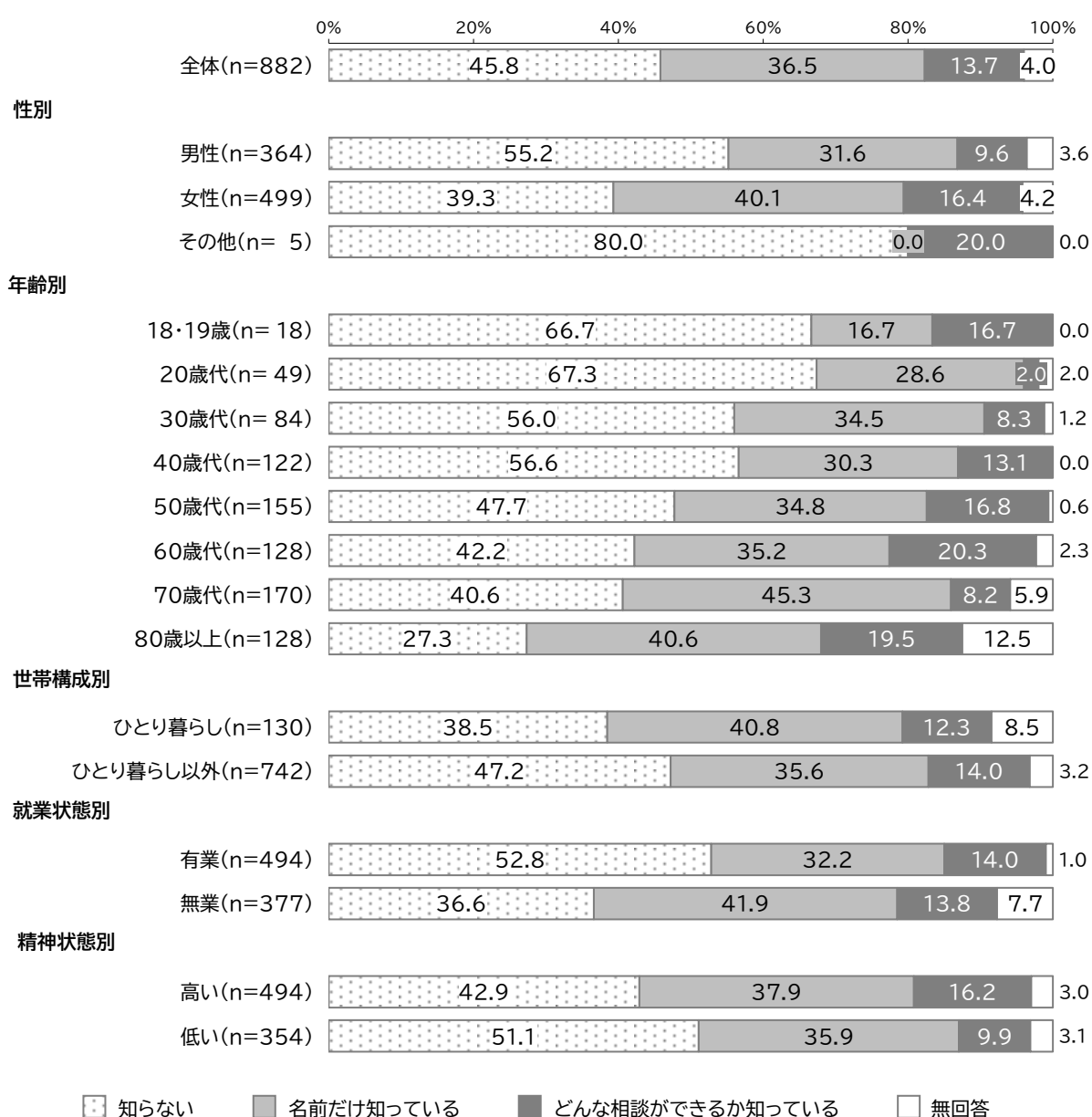
## ⑥高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の認知度について、「知らない」の割合が45.8%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が36.5%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が13.7%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも約15ポイント高くなっています。年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、20歳代以下で6割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「知らない」の割合が、無業者よりも15ポイント以上高くなっています。

【⑥高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）】



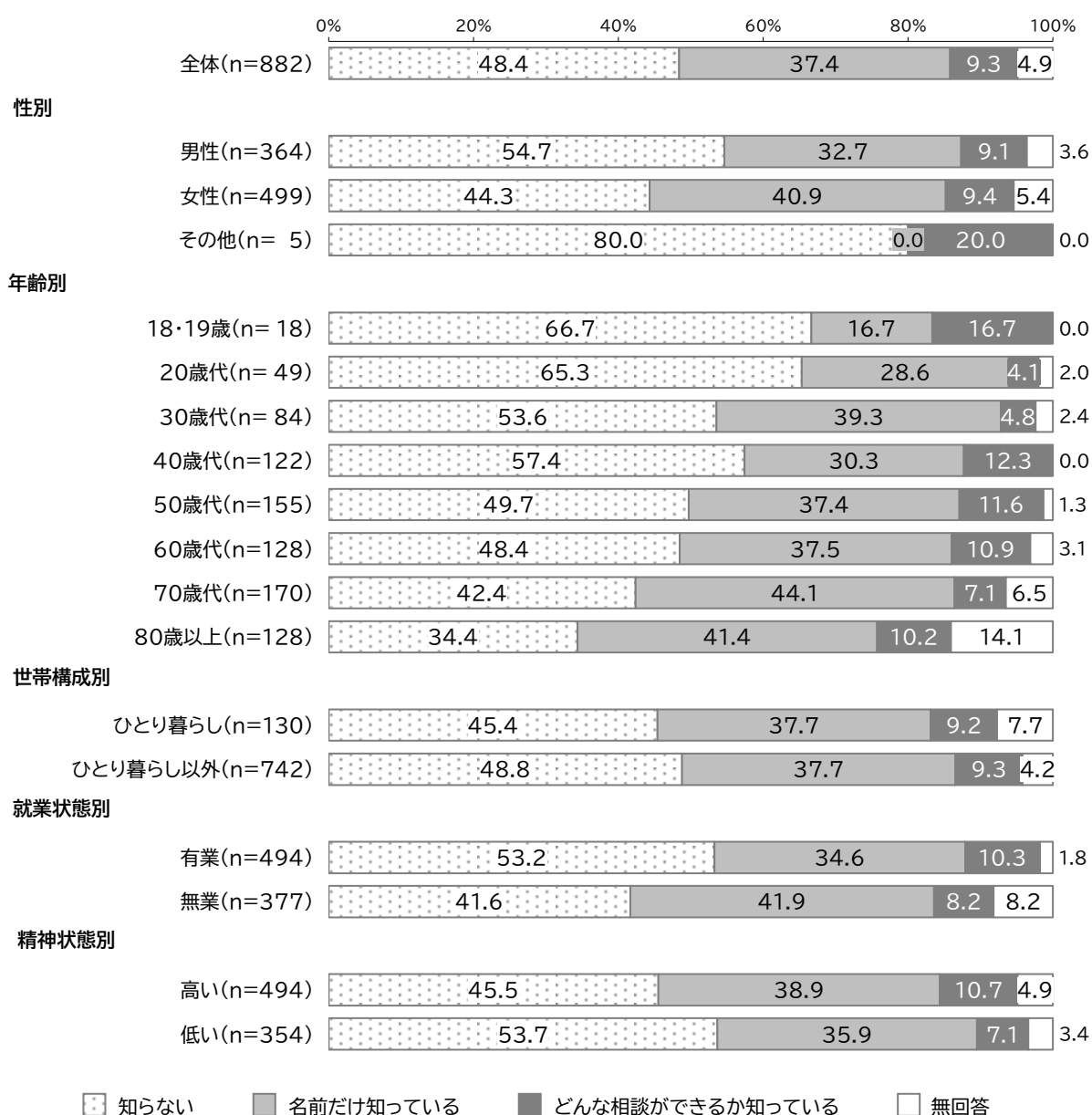
## ⑦障がい者相談支援事業所

障がい者相談支援事業所の認知度について、「知らない」の割合が 48.4%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が 37.4%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が 9.3%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも約 10 ポイント高くなっています。年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、20 歳代以下で 6 割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「知らない」の割合が、無業者よりも 10 ポイント以上高くなっています。

【⑦障がい者相談支援事業所】



## ⑧八尾市ひきこもり等若者相談窓口

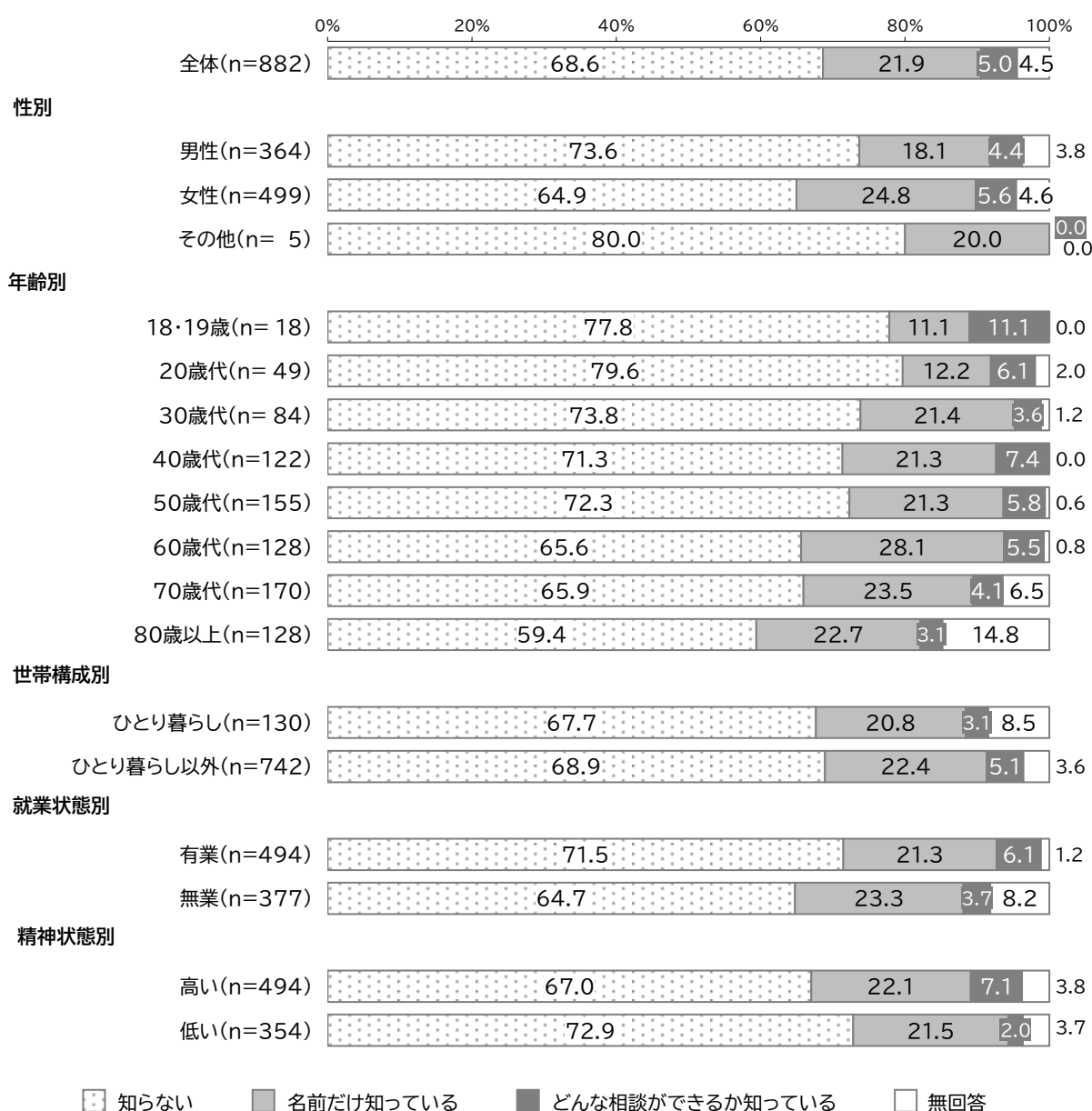
八尾市ひきこもり等若者相談窓口の認知度について、「知らない」の割合が 68.6%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が 21.9%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が 5.0%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも 8.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、20歳代で約8割となっています。

就業状態別にみると、有業者の「知らない」の割合が、無業者よりも 6.8ポイント高くなっています。

【⑧八尾市ひきこもり等若者相談窓口】



## ⑨ワークサポートセンター

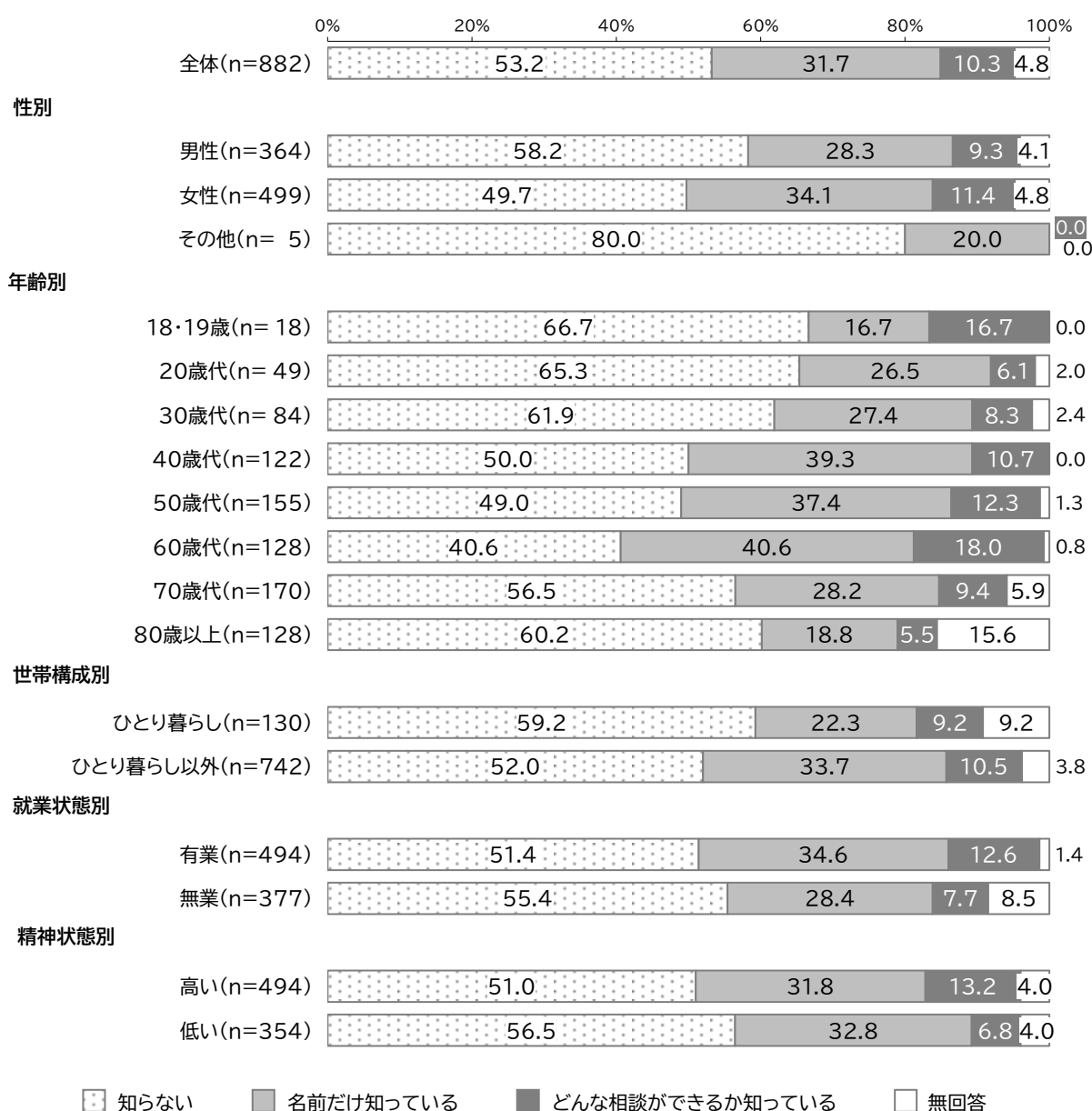
ワークサポートセンターの認知度について、「知らない」の割合が 53.2%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が 31.7%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が 10.3%となっています。

性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも 8.5 ポイント高くなっています。

年齢別にみると、60 歳代で「知らない」の割合が 4 割台と、他の年代に比べて低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも 7.2 ポイント高くなっています。

【⑨ワークサポートセンター】



## ⑩男女共同参画センター「すみれ」

男女共同参画センター「すみれ」の認知度について、「知らない」の割合が70.1%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が21.3%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が4.2%となっています。

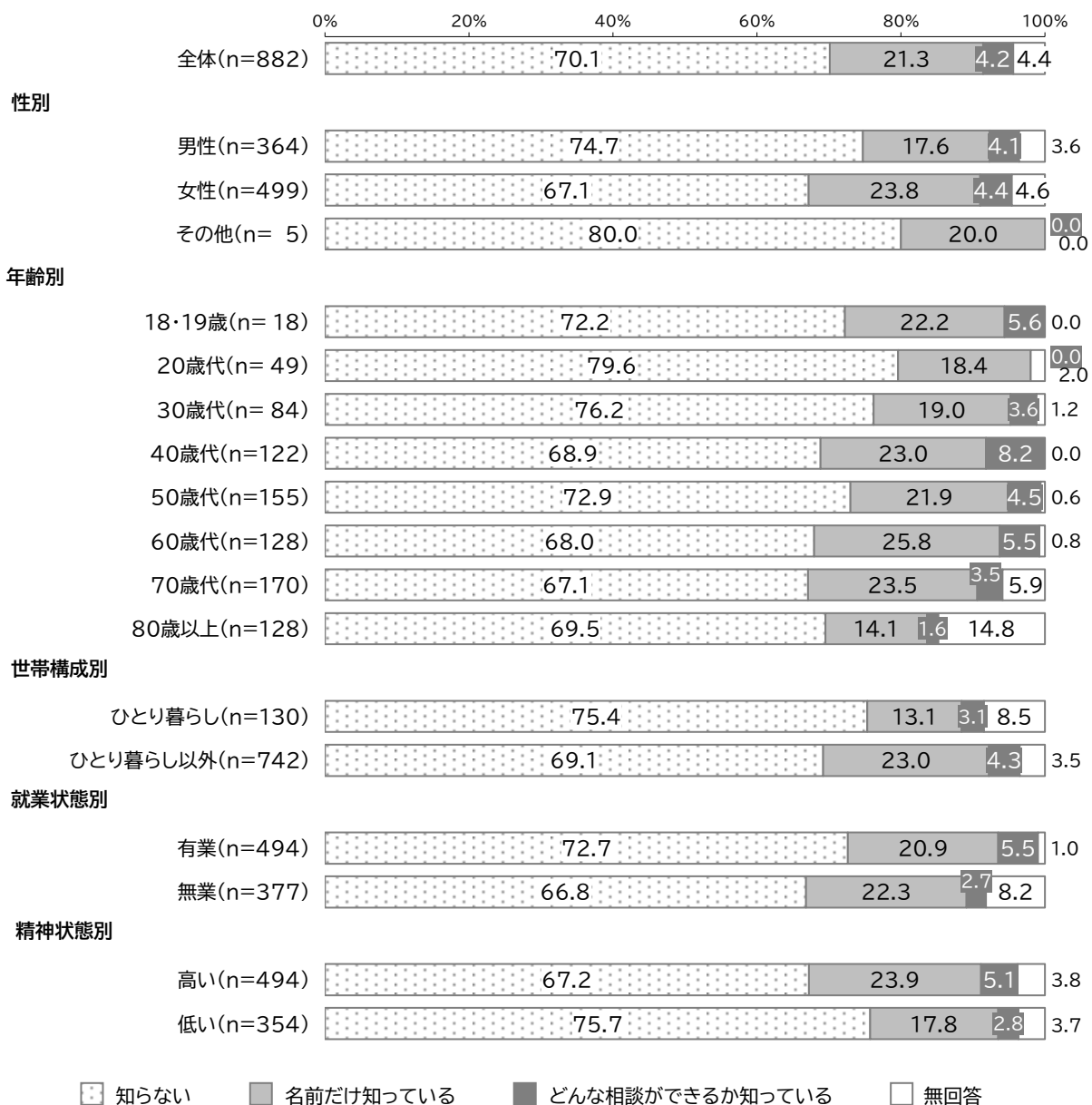
性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも7.6ポイント高くなっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層も「知らない」の割合が6～7割台となっています。

世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯の「知らない」の割合が、ひとり暮らし以外の世帯よりも6.3ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「知らない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも8.5ポイント高くなっています。

【⑩男女共同参画センター「すみれ」】



## ①無料法律相談（八尾市役所、コミュニティセンター巡回型）

無料法律相談（八尾市役所、コミュニティセンター巡回型）の認知度について、「知らない」の割合が48.9%で最も高く、次いで「名前だけ知っている」の割合が33.4%、「どんな相談ができるか知っている」の割合が13.8%となっています。

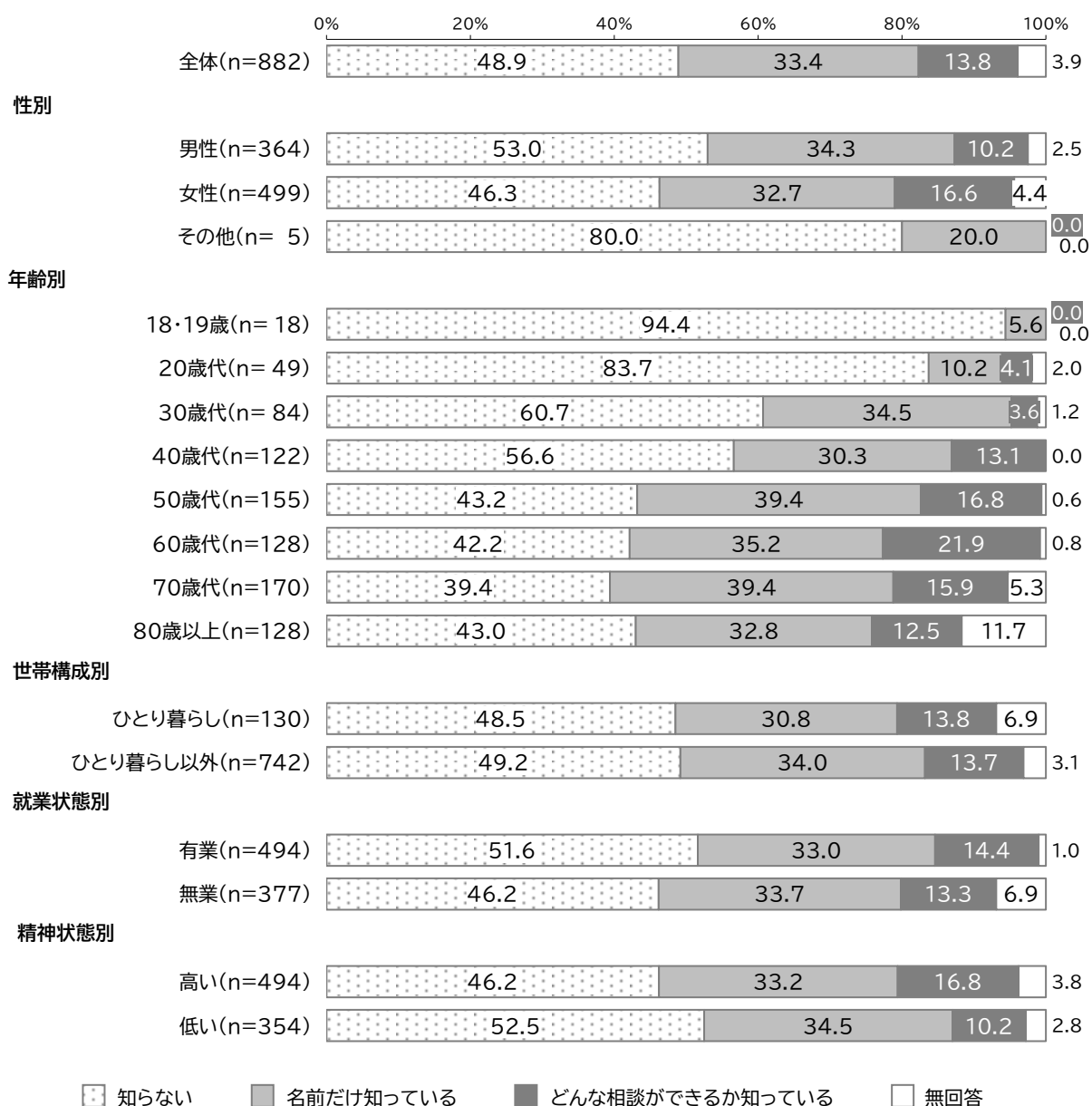
性別にみると、男性の「知らない」の割合が、女性よりも6.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年代が低くなるほど「知らない」の割合は高くなる傾向にあり、18・19歳で9割台となっています。

就業状態別にみると、有業者の「知らない」の割合が、無業者よりも5.4ポイント高くなっています。

精神状態別にみると、「スコアが低いグループ」の「知らない」の割合が、「スコアが高いグループ」よりも6.3ポイント高くなっています。

【①無料法律相談（八尾市役所、コミュニティセンター巡回型）】





## 5 自殺対策・予防等について

### (1) 身近な方の自殺を経験した方の有無

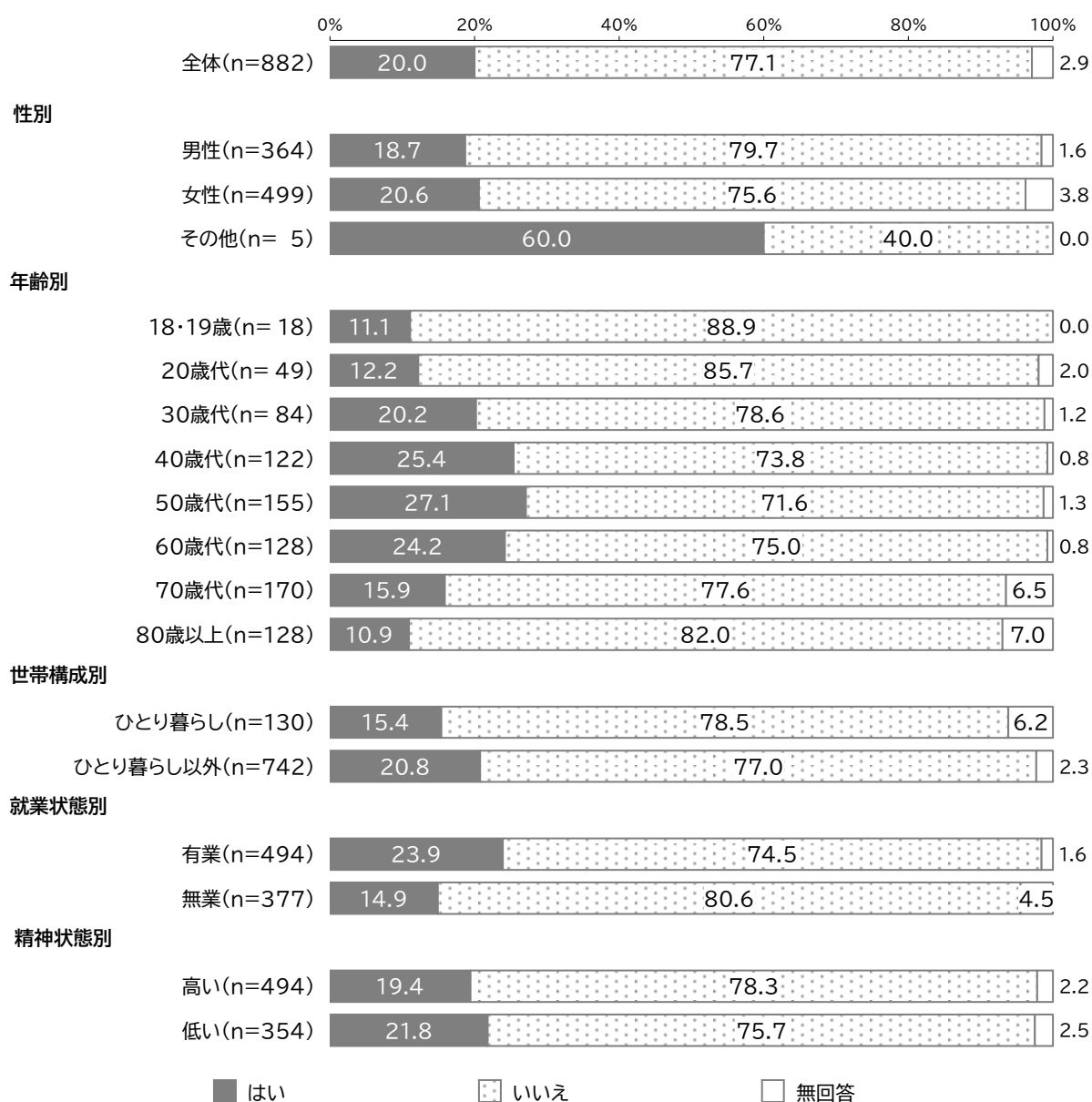
問17 あなたまたはあなたの身近な方で、身近な方の自殺（自死）を経験した方をご存知ですか。（○は1つ）

身近な方の自殺を経験した方を知っているかどうかでは、「はい」の割合が20.0%、「いいえ」の割合が77.1%となっています。

年齢別にみると、「はい」の割合は30歳代～60歳代が他の年代に比べて高く、50歳代で27.1%となっています。

就業状態別にみると、有業者の「はい」の割合が、無業者よりも9.0ポイント高くなっています。

【身近な方の自殺を経験した方の有無】



## (2) 身近な方の自殺を経験した方に起きた影響

問17で「1. はい」と回答された方にお聞きます。複数の事例がある場合は、直近の一例についてお答えください。

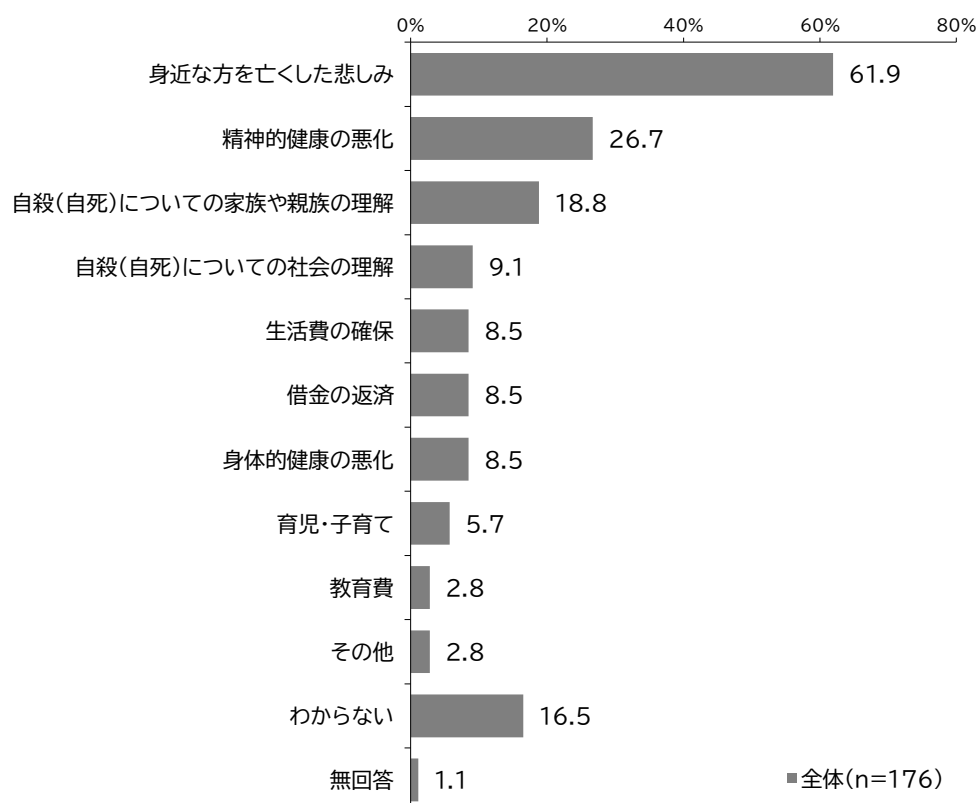
問17-1 自殺（自死）を身近に経験された方は、自殺（自死）の起こった後、どんなことで困っていましたか。該当するものに○をつけてください。（○はいくつでも）

身近な方の自殺を経験した方に起きた影響をみると、「身近な方を亡くした悲しみ」の割合が61.9%で最も高く、次いで「精神的健康の悪化」の割合が26.7%、「自殺（自死）についての家族や親族の理解」の割合が18.8%となっています。

年齢別にみると、「身近な方を亡くした悲しみ」の割合は50歳代～60歳代が他の年代に比べて高く、どちらの年代も7割台となっています。

精神状態別にみると、「スコアが高いグループ」の「身近な方を亡くした悲しみ」の割合が、「スコアが低いグループ」よりも7.5ポイント高くなっています。

【身近な方の自殺を経験した方に起きた影響】



【身近な方の自殺を経験した方に起きた影響】

		回答者数(n)	身近な方を亡くした悲しみ	精神的健康の悪化	解の家族や親族の理解	自殺(自死)についての社会的理解	生活費の確保	借金の返済	身体的健康の悪化	育児・子育て
全体		176	61.9	26.7	18.8	9.1	8.5	8.5	8.5	5.7
性別	男性	68	60.3	23.5	13.2	10.3	8.8	10.3	5.9	2.9
	女性	103	65.0	29.1	22.3	7.8	7.8	7.8	9.7	7.8
	その他	3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	33.3	-
年齢別	18・19歳	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳代	6	83.3	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	17	52.9	29.4	11.8	5.9	11.8	5.9	17.6	5.9
	40歳代	31	67.7	38.7	16.1	9.7	9.7	9.7	6.5	3.2
	50歳代	42	76.2	26.2	23.8	11.9	9.5	11.9	4.8	4.8
	60歳代	31	74.2	35.5	22.6	16.1	3.2	9.7	6.5	9.7
	70歳代	27	37.0	11.1	18.5	3.7	11.1	11.1	7.4	7.4
	80歳以上	14	50.0	28.6	14.3	-	7.1	-	21.4	7.1
世帯構成別	ひとり暮らし	20	55.0	30.0	20.0	5.0	5.0	10.0	10.0	-
	ひとり暮らし以外	154	63.6	26.0	18.2	9.1	8.4	8.4	7.8	6.5
就業状態別	有業	118	64.4	28.0	19.5	10.2	10.2	11.0	7.6	5.9
	無業	56	57.1	23.2	16.1	5.4	3.6	3.6	8.9	5.4
精神状態別	高い	96	64.6	25.0	16.7	5.2	8.3	9.4	6.3	6.3
	低い	77	57.1	29.9	19.5	10.4	7.8	7.8	11.7	3.9

		回答者数(n)	教育費	その他	わからない	無回答
全体		176	2.8	2.8	16.5	1.1
性別	男性	68	1.5	2.9	17.6	-
	女性	103	2.9	1.9	13.6	1.9
	その他	3	33.3	33.3	33.3	-
年齢別	18・19歳	2	-	50.0	50.0	-
	20歳代	6	-	-	16.7	-
	30歳代	17	5.9	5.9	29.4	-
	40歳代	31	3.2	-	16.1	3.2
	50歳代	42	2.4	-	11.9	-
	60歳代	31	3.2	-	9.7	-
	70歳代	27	-	7.4	14.8	-
	80歳以上	14	-	-	14.3	7.1
世帯構成別	ひとり暮らし	20	-	-	20.0	-
	ひとり暮らし以外	154	2.6	2.6	15.6	1.3
就業状態別	有業	118	3.4	1.7	16.9	0.8
	無業	56	-	3.6	16.1	1.8
精神状態別	高い	96	2.1	3.1	14.6	1.0
	低い	77	2.6	2.6	19.5	1.3

注)濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目(回答者数が15件未満の場合は網掛けなし)

## 5 八尾市こころの健康に関する市民意識調査 調査票

### 『八尾市こころの健康に関する市民意識調査』 調 査 票

皆さまには日頃から、市政の発展にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
本市では、自殺対策について、取り組みを進めているところです。このたび、自殺対策計画を策定するにあたり、市内にお住まいの18歳以上の方の中から3,000人を無作為に抽出し、回答をお願いするものです。こころの健康に関する市民の皆さまの現状やお考えなどをお聞きし、自殺対策に限らず、総合的なこころの健康づくりを推進するための基礎資料として活用してまいります。ご多忙とは存じますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年8月

八尾市 健康福祉部 保健予防課

回答方法は無記名式で行い、結果は統計的に処理します。今回の調査で得た情報は上記の目的以外では使用しません。回答については、個人情報保護に関する法令を遵守し、厳重に取り扱いをいたします。

＜ご記入いただく上でのお願い＞

- ✓ この調査は、あなたご自身のお考えでご記入ください。また、ご家族などが記入に協力される場合は、できるだけご本人の意向をお聞きの上、ご記入ください。
- ✓ 回答にあたっては、特に説明のない限り、あてはまる項目を選び、その番号を○で囲んでください。
- ✓ なお、設問には（○は1つ）、（それぞれに○は1つ）、（○はいくつでも）、などと書いてありますので、それぞれの指示にしたがってお答えください。
- ✓ 回答が「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
- ✓ 一部の方だけお答えいただく設問もありますので、その場合は → にしたがってお答えください。

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、  
8月25日（金）までにご投函くださいますようお願いいたします。（切手は不要です）

問い合わせ先：八尾市健康福祉部保健予防課（八尾市保健所）

精神保健担当 奥澤・英・朴井

住所 八尾市清水町一丁目2-5 電話番号 072-994-6644

\* 調査票の到着直後は担当課の電話が混み合います。ご了承ください。

1 こころの健康<sup>けんこう</sup>についておたずねします

問1 あなたは、こころの健康<sup>けんこう</sup>にどのくらい関心<sup>かんしん</sup>がありますか。(○は1つ)

1. 関心<sup>かんしん</sup>がある                      2. やや関心<sup>かんしん</sup>がある                      3. どちらともいえない  
4. あまり関心<sup>かんしん</sup>がない                      5. 関心<sup>かんしん</sup>がない

問2 以下の5つの各項目<sup>かくこうもく</sup>について、最近<sup>さいきん</sup>2週間<sup>しゅうかん</sup>のあなたの状態<sup>じょうたい</sup>に最も近いもの<sup>もっと</sup>に○をつけてください。(①から⑤について○はそれぞれ1つ)

		まったく ない	ほんの たまに	半分 <sup>はんぶん</sup> 以下の <sup>い</sup> 期間 <sup>かかん</sup> を	半分 <sup>はんぶん</sup> 以上の <sup>い</sup> 期間 <sup>かかん</sup> を	ほとん どいつも	いつも
①	あか たくの きぶん す 明るく、楽しい気分で過ごした	1	2	3	4	5	6
②	おちつ いた、リラックスした気ぶん <sup>きぶん</sup> で <sup>す</sup> 過ごした	1	2	3	4	5	6
③	いよくてき かつどうてき す 意欲的で、活動的に過ごした	1	2	3	4	5	6
④	ぐっすり <sup>やす</sup> と休め、気持ちよく目覚めた	1	2	3	4	5	6
⑤	にちじょうせい <sup>な</sup> かつ なか きょうみ 日常生活の中に、興味のあることが たくさんあった	1	2	3	4	5	6

問3 あなたは、日常生活<sup>にちじょうせい</sup>の不满<sup>ふまん</sup>、悩み<sup>なや</sup>、苦勞<sup>くろう</sup>、ストレス<sup>と</sup>等を解消<sup>かいしょう</sup>するためにどのようなことをしていますか。(①から⑥について、それぞれ○は1つ)

		よく する	とき どき する	あまり しない	ま た た く し な い
①	うんどう 運動する	1	2	3	4
②	さけ の お酒を飲む	1	2	3	4
③	すいみん 睡眠をとる	1	2	3	4
④	はなし き 人に話を聞いてもらう	1	2	3	4
⑤	しゅみ 趣味やレジャーをする	1	2	3	4
⑥	がまん じかん た ま 我慢して時間が経つのを待つ	1	2	3	4

問4 あなたは、<sup>ふだん</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>なか</sup> <sup>じぶん</sup> <sup>いばしょ</sup> <sup>やす</sup> <sup>ばしょ</sup> <sup>かん</sup> 普段の生活の中で「自分の居場所（こころの安らぐ場所）がない」と感じる  
 ことがありますか。（○は1つ）

1. しばしばある    2. ときにある    3. あまりない    4. ない

問5 次の項目について、あなたの<sup>かんが</sup> <sup>もっと</sup> <sup>ちか</sup> <sup>ばんごう</sup> <sup>えら</sup> <sup>ちいき</sup> 考えに最も近い番号を選んでください。「地域」とは、  
<sup>す</sup> <sup>ちやうない</sup> お住まいの「町内」をイメージしています。（①から⑧について、それぞれ○は1つ）

		そう 思う <small>おも</small>	そう 思う <small>おも</small>	ど ち ら か と い え ば	ど ち ら と も い え ない	ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ ない <small>おも</small>
①	<sup>じぶん</sup> <sup>こうふく</sup> 自分は幸福である	1	2	3	4	5	
②	<sup>いっばんてき</sup> <sup>ひと</sup> <sup>しんらい</sup> 一般的に人は信頼できる	1	2	3	4	5	
③	<sup>ちいき</sup> <sup>ひと</sup> <sup>しんらい</sup> 地域の人を信頼できる	1	2	3	4	5	
④	<sup>ちいき</sup> <sup>ひと</sup> <sup>おお</sup> <sup>ばあい</sup> <sup>ほか</sup> <sup>ひと</sup> <sup>やく</sup> 地域の方は、多くの場合、他の人の役に た 立とうとする	1	2	3	4	5	
⑤	<sup>ちいき</sup> <sup>やく</sup> <sup>た</sup> この地域の役に立ちたい	1	2	3	4	5	
⑥	<sup>ちいき</sup> <sup>いちいん</sup> <sup>じっかん</sup> この地域の一員であると実感できる	1	2	3	4	5	
⑦	<sup>ちいき</sup> <sup>なか</sup> <sup>だいじ</sup> この地域の中でのつながりを大事にし た いたい	1	2	3	4	5	
⑧	<sup>こんご</sup> <sup>ちいき</sup> <sup>す</sup> <sup>つづ</sup> 今後もこの地域に住み続けたい	1	2	3	4	5	

## 2 日常の悩みやストレスについておたずねします

問6 あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか。(〇は1つ)

1. ある → 問7へ

2. ない → 問10へ

問6で「1. ある」と回答された方にお聞きします。

問7 どのような悩みやストレスがありますか。(〇はいくつでも)

その他の回答がある場合は、「20」に記入してください。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1. 家族との人間関係      | 2. 家族以外との人間関係        |
| 3. 恋愛・性に関すること    | 4. 結婚                |
| 5. 離婚            | 6. いじめ、セクシュアル・ハラスメント |
| 7. 生きがいに関すること    | 8. 自由にできる時間がないこと     |
| 9. 収入・家計・借金等     | 10. 自分の病気や介護         |
| 11. 家族の病気や介護     | 12. 妊娠・出産            |
| 13. 育児           | 14. 家事               |
| 15. 自分の学業・受験・進学  | 16. 子どもの教育           |
| 17. 自分の仕事        | 18. 家族の仕事            |
| 19. 住まいや生活環境     | 20. その他 ( )          |
| (公害、安全及び交通事情を含む) | 21. わからない            |

問7-1 問7で回答した中で、最も気になる原因の番号を番号記入欄に記入してください。

最も気になる悩みやストレスの番号記入欄

番 → 問8へ

問8 あなたは、問7で回答した悩みやストレスを相談していますか。

1. はい → 問9へ

2. いいえ → 問10へ

問8で「1. はい」と回答された方にお聞きします。

問9 なや悩みやストレスを、どのように相談していますか。(〇はいくつでも)

1. 家族に相談している
2. 友人・知人に相談している
3. 職場の上司、学校の先生に相談している
4. 公的な機関（保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等）の相談窓口（電話等での相談を含む）を利用している
5. 民間の相談機関（悩み相談所等）の相談窓口（電話等での相談を含む）を利用している
6. 病院・診療所の医師に相談している
7. テレビ、ラジオ、新聞等の相談コーナーを利用している
8. 1～7以外で相談している
9. 相談したいが誰にも相談できないでいる
10. 相談したいがどこに相談したらよいかわからない

問9-1 問9で回答した中で、最も気になる悩みやストレスについてどのように相談しているのか、あてはまる番号の主なものを2つまで番号記入欄に記入してください。

最も気になる悩みやストレスの相談状況の番号記入欄

番号

番号



問10 あなたは、インターネットをどのくらい使っていますか。スマートフォン、パソコン、タブレットなどでの利用を含みます。(○は1つ)

1. ほぼ毎日	2. 週に数回	5. ほぼ使わない
3. 月に数回	4. 月に1回以下	

問10で、「1. ほぼ毎日」「2. 週に数回」「3. 月に数回」「4. 月に1回以下」と回答された方にお聞きします。

問10-1 あなたは、インターネットを介して、友人や仲間とどのくらいの頻度で連絡したり、会話したりしますか。(○は1つ)

1. ほぼ毎日	2. 週に数回	5. 連絡や会話はしていない
3. 月に数回	4. 月に1回以下	

問10-1で、「1. ほぼ毎日」「2. 週に数回」「3. 月に数回」「4. 月に1回以下」と回答された方にお聞きします。

問10-2 あなたは、あなた自身の悩みを、インターネットを介してどのくらい伝えていきますか。(○は1つ)

1. たくさん伝えている	2. すこし伝えている
3. あまり伝えていない	4. まったく伝えていない

問 1 1 あなたには、次のような人はいますか。(①から⑤について、それぞれ○は1つ)

		いない	あまりいない	どちらともいえない	すこしいる	たくさんいる
①	心配事や悩み事を聞いてくれる人	1	2	3	4	5
②	気を配ったり、思いやってくれる人	1	2	3	4	5
③	ちょっとした用事や留守番を頼める人	1	2	3	4	5
④	自宅で2～3日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人	1	2	3	4	5
⑤	病院に入院したときに、看病したり、家のことを手伝ってくれる人	1	2	3	4	5

問 1 2 新型コロナウイルス感染症の流行以降に、あなたの生活に起こった変化について最も合うものを答えてください。(①から⑨について、それぞれ○は1つ)

		そう思う	そう思う	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	そう思わない
①	職場における仕事量が増えた、または仕事の内容が変わった	1	2	3	4	5	
②	家庭における家事や育児、介護等の負担が増えた	1	2	3	4	5	
③	人(同僚や家族、友人等)とのコミュニケーションの時間が少なくなった	1	2	3	4	5	
④	生活が脅かされるほど収入が少なくなった	1	2	3	4	5	
⑤	住居が失われた	1	2	3	4	5	
⑥	こころの健康が悪化した	1	2	3	4	5	
⑦	からだの健康が悪化した	1	2	3	4	5	
⑧	家族や大事な人とのつながりが失われた	1	2	3	4	5	
⑨	その他( )	1	2	3	4	5	

### 3 自殺についておたずねします

問 1 3 次の9項目は自殺についての質問です。

あなたの考えに合うほうに○をつけてください。(①から⑨について、○はそれぞれ1つ)

	そう思う おも	そう思わない おも	わからない
① 自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはない	1	2	3
② ほとんどの自殺は予兆なしに突然起こる	1	2	3
③ 自殺の危機にある人はその後ずっと自殺の危機から逃れられない	1	2	3
④ 自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている	1	2	3
⑤ 精神疾患のある人だけが自殺する	1	2	3
⑥ 自殺の危機にある人と、自殺について話すことはよくない	1	2	3
⑦ 自殺が唯一の解決策である状況もある	1	2	3
⑧ 誰もが自殺する可能性がある	1	2	3
⑨ 私は自殺の危機にある人たちに接触し、彼らを手助けする心づもりがある	1	2	3

4 相談することについておたずねします

問14 あなたは、これまでの人生の中で、本気で自殺を考えたことがありますか。

(○は1つ)

1. ある

2. ない

問14で「1. ある」と回答された方にお聞きします。

問14-1 誰かに相談しましたか。(○は1つ)

1. 相談した

2. 相談しなかった

問14-1で「1. 相談した」と回答された方にお聞きします。

問14-2 誰に相談しましたか。(○はいくつでも)

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 家族や親族               | 2. 友人や同僚          |
| 3. インターネット上だけのつながりの人   | 4. 先生や上司          |
| 5. 近所の人(自治会の人、民生委員を含む) | 6. かかりつけの医療機関     |
| 7. 公的な相談機関             | 8. 民間の相談機関        |
| 9. 同じ悩みを抱える人           | 10. 八尾市が開催する各種相談会 |
| 11. その他(具体的に           | )                 |

問14-1で「2. 相談しなかった」と回答された方にお聞きします。

問14-3 その理由について、あてはまるものを教えてください。(○はいくつでも)

1. 悩みを話すことに抵抗を感じるから
2. 誰に相談していいかわからないから
3. 相談しても解決できないと思うから
4. 問題が解決したから
5. 身近な人に相談することで、心配をかけたり、困らせてしまうから
6. 病院や支援機関等の専門家への相談は、ハードルが高く感じるから
7. 過去に、身近な人に相談したが、解決しなかったから
8. 過去に、病院や支援機関等の専門家に相談したが、解決しなかったから
9. その他(具体的に

問15 あなたは、八尾市保健所で精神保健福祉相談を受けられることを知っていますか。

(○は1つ)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

あなたは、「八尾市こころといのちの相談」という電話相談があることを知っていますか。

(○は1つ)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問16 あなたは、次の相談窓口を知っていますか。(①から⑪について、それぞれ○は1つ)

		知らない	名前だけ知っている	どんな相談ができるか知っている
①	保健センター	1	2	3
②	社会福祉協議会	1	2	3
③	コミュニティセンター、人権コミュニティセンター	1	2	3
④	子ども総合支援センター「ほっぷ」	1	2	3
⑤	教育センター	1	2	3
⑥	高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）	1	2	3
⑦	障がい者相談支援事業所	1	2	3
⑧	八尾市ひきこもり等若者相談窓口	1	2	3
⑨	ワークサポートセンター	1	2	3
⑩	男女共同参画センター「すみれ」	1	2	3
⑪	無料法律相談 (八尾市役所、コミュニティセンター巡回型)	1	2	3

5 自殺対策・予防等についておたずねします

問17 あなたまたはあなたの身近な方で、身近な方の自殺（自死）を経験した方をご存知ですか。（〇は1つ）

1. はい

2. いいえ

問17で「1. はい」と回答された方にお聞きます。複数の事例がある場合は、直近の一例についてお答えください。

問17-1 自殺（自死）を身近に経験された方は、自殺（自死）の起こった後、どんなことで困っていましたか。該当するものに〇をつけてください。（〇はいくつでも）

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 1. 身近な方を亡くした悲しみ     | 2. 自殺（自死）についての家族や親族の理解 |
| 3. 自殺（自死）についての社会の理解 | 4. 生活費の確保              |
| 5. 育児・子育て           | 6. 教育費                 |
| 7. 借金の返済            | 8. 身体的健康の悪化            |
| 9. 精神的健康の悪化         |                        |
| 10. その他（具体的に        | ）                      |
| 11. わからない           |                        |

問18 八尾市の自殺対策についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

最後のページで、あなたご自身についておたずねします。続けてご回答をお願いします。

6 あなた自身についておたずねします

問19 あなたの性別と年齢を教えてください。

※ 性別を選択することに違和感や抵抗感がある場合は、回答をいただかなくても結構です。

① 性別 (○は1つ)

1. 男性                      2. 女性                      3. その他

② 年齢

\_\_\_\_\_ 歳

問20 あなたの家族構成について、あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

1. ひとり暮らし              2. 夫婦のみ              3. 二世帯同居 (親と子どもなど)  
4. 三世帯同居 (親と子どもと孫など)  
5. その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )

問21 あなたの主たるご職業をお選びください。(○は1つ)

1. フルタイムの勤務      2. パートタイムの勤務      3. 自営業  
4. 主婦・主夫              5. 学生                      6. 無職 (年金受給者を含む)  
7. その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

調査票は、同封の返信用封筒に入れて、8月25日(金)までに

ご投函くださいますようお願いいたします。

## 6 関連事業一覧

基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(1)自殺や精神疾患等の正しい知識の普及啓発	①自殺やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進	精神保健事業 メンタルヘルスや精神疾患等に関する普及啓発を実施し、こころの健康づくりについて市民の理解が深まる。	保健予防課		
		自殺対策推進事業 自殺やうつ病等精神疾患に関する普及啓発を実施することで、自殺の正しい認識について市民の理解が深まる。	保健予防課		
		図書館管理運営業務 メンタルヘルス等に関する特集コーナーの設置を通じて普及啓発を実施し、こころの健康づくりについて市民の理解が深まる。	教育委員会 生涯学習課		
	②こころとからだの健康づくりについての啓発	福利厚生業務 職員の健康増進、元気回復、活力ある職場環境の形成、職場の安全衛生向上に寄与する。		職員課	
		障がい者理解啓発事業 障がいへの理解を深めることで、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる環境を作ることができ、こころとからだの健康を保つことを促進する。		障がい福祉課	
		国民健康保険特定健康診査等事業【特別会計】 窓口等での市民対応の中で相談者の困窮度合いにも留意し、必要な支援につなげるよう努める。		健康保険課	
		健康づくり推進事業 「八尾市健康まちづくり宣言」の普及・啓発に取り組むとともに、八尾市健康まちづくり計画の基本項目である「休養・こころの健康」の取り組みを関係課と連携しながら推進する。		保健企画課	
		医事監視指導等事業 病院、診療所、助産所、施術所等の許認可事務及び監視指導業務を通じて、医療の安全だけでなく、医療を受ける市民の利益の保護を図り、健康で自分らしい生活が送ることができる。		保健企画課	
		栄養改善指導等事業 特定給食施設等に対し、適切な栄養管理について指導・助言することにより、給食を利用する市民の健康の保持・増進を図り、健康で自分らしい生活が送ることができる。		保健企画課	
		薬事監視指導等事業 医薬品の適正な使用及び薬物乱用防止に関する普及啓発を実施し、医薬品や薬物について市民の理解を深め、市民が健康で自分らしい生活を送ることができる。		保健企画課	
		感染症対策事業 感染症の発生及びまん延防止や正しい知識を普及啓発することにより、市民の健康の保持・増進を図り、市民が感染症への不安なく、健康で自分らしい生活が送ることができる。		保健予防課	
		精神保健事業 メンタルヘルスや精神疾患等に関する普及啓発を実施し、こころの健康づくりについて市民の理解が深まる。		保健予防課	
		地域健康づくり支援事業 地域の特性に応じた健康づくりの支援及び、地域の主体的な健康づくりの取り組みを推進する。		健康推進課	
		健康相談事業 電話・面接・オンライン等により、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行うことにより健康に関する不安を軽減することができる。		健康推進課	
		食育推進事業 市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、「食」への感謝の気持ちを深めるとともに、食に関する知識や判断力を身につけ実践することにより、生涯にわたって健康で、豊かな人間性を育むことができる。		健康推進課	
		健康増進事業（がん検診） がん検診を実施し、がんに対する正しい知識の普及啓発することにより、定期的にかん検診を受け、要精密検査の場合は必ず精密検査を受診する。		健康推進課	
		健康増進事業（健康診査等） 各種健（検）診を実施し、生活習慣病予防等の正しい知識の普及啓発を図ることにより、特定健診や歯科健診の受診など、定期健康診査の受診や治療のために必要な受診ができる。		健康推進課	
		訪問指導事業 療養上の保健指導が必要な方及びその家族、健（検）診後に保健指導が必要な方に対して訪問指導を実施し、必要な保健指導を行うことにより健康に関する不安を軽減することができる。		健康推進課	
		健康教育事業 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図り、健康への意識を高めることができる。		健康推進課	
		学校図書館活用推進事業 児童・生徒の学習に対してより効果的な図書活用・読書活動の充実を図る中で、こころとからだの健康づくりに関する正しい理解が促進される。		教育委員会 学校教育推進課	
		子どもが輝く学校づくり総合支援事業 学校における児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりを推進する中で、こころとからだの健康づくりに関する正しい理解が促進される。		教育委員会 学校教育推進課	
		③生きがいづくりへの支援	シルバー人材センター事業 公益社団法人八尾市シルバー人材センターに補助金を交付し、当該事業の目的達成に向けた支援をすることで、高齢者がいきいきと働くことができる環境を整備する。		高齢介護課
			敬老祝寿等関係事業 高齢者保健福祉月間に関連して様々な敬老事業を行うことで、長寿への意識高揚を推進する。		高齢介護課
	高齢クラブ活動助成事業 高齢クラブ連合会及び単位クラブの活動に対して助成金を交付するとともに各種クラブ活動の支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる環境を整備する。			高齢介護課	
	高齢者ふれあい農園事業 農園の整備を行い、農園活動を支援するとともに地域の児童・生徒等とのふれあい交流活動を推進することで、高齢者の生きがいづくりを推進する。			高齢介護課	
	地域介護予防活動支援事業【一般会計・特別会計】 高齢者の介護予防と生きがいの増進並びに社会参加を促進し、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができる。			高齢介護課	
	訪問理容助成事業 在宅で疾病等の理由により理容院に向くことが困難な高齢者等に対して訪問理容サービスを実施することで、在宅介護の負担を軽減する。			高齢介護課	



基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(1)自殺や精神疾患等の正しい知識の普及啓発	③生きがいがづくりへの支援	老人福祉センター運営管理事業	市内在住の満 60 歳以上高齢者に対し、講座等の事業を老人福祉センターにて実施することで、高齢者の生きがいがづくりを推進する。	高齢介護課	
		障がい者社会参加支援事業	障がい者の社会参加を通じて、生きがいがづくりを促進する。	障がい福祉課	
		食生活改善推進員養成事業	地域での実践・普及を進める人材の育成を図り、市民に食育の啓発活動を実施する。	健康推進課	
		進路指導対策事業	進路指導の充実を図り、生徒が目的意識や意欲をもって進路決定できる。	教育委員会 学校教育推進課	
④自殺に関する現状の把握、情報提供	市政情報の発信	広報紙「やお市政だより」、視覚障がい者への「点字広報」「声の市政だより」の発行をはじめ、市ホームページや様々なSNSなど多様な広報媒体を活用した市政情報の発信を行う。	広報・公民連携課		
	各種統計調査事業(保健衛生関係)	各種統計の調査で基礎資料のデータ収集を行うことによって、国民の健康の保持・増進のための企画や指針が作成される。	保健企画課		
	自殺対策推進事業	厚生労働省の人口動態統計・警察庁の自殺統計・消防庁の救急の現況等関連資料を活用し、本市の自殺の現状を把握し、八尾市自殺対策計画審議会等を通じて、本市の自殺の課題等を検討・分析する。	保健予防課		
(2)自殺対策を支える人材の育成	①市職員、関係機関の様々な職種を対象とするゲートキーパー養成講座の実施	職員の人材育成	監督職(主査及び相当級に昇格した者)を対象とした「ゲートキーパー養成講座」の継続的な実施	人事課	
		市税等の徴収及び滞納整理に関する業務	様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材を育成する。	納税課	
		自殺対策推進事業	市職員や関係機関等の様々な職種を対象として、ゲートキーパー養成講座等研修を実施することで、自殺対策を支える人材が増える。	保健予防課	
	②市民や地域団体へのゲートキーパー養成講座の実施	自殺対策推進事業	市民や地域団体等の方々を対象として、ゲートキーパー養成講座等研修を実施することで、自殺対策を支える人材が増える。	保健予防課	
		自殺対策推進事業	相談対応等に携わる支援者が、自殺未遂者等に対して不安なく支援できるよう、支援者自身のケアや助言を行う。	保健予防課	
	④研修(支援者への支援も含む)の内容及び方法等の検討	重層的支援体制整備事業	市民向け研修会や庁内の福祉職等相談対応職員への研修等を通じ、複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯の様々な悩みや生活上の困りごとをよく聞き取り、SOS を早期にキャッチできるように(早期の「気づき」)人材育成を行っている。 また、課題を抱えた人や世帯が地域で孤立することなく、地域での生活が継続できるよう、地域の場につなぐ機能の充実を図るとともに、地域の見守り機関及び見守りの場へのコーディネートや受け皿づくりを社会福祉協議会とともに進めていく。	地域共生推進課	
		福祉人材養成事業	官民共同により、さまざまな福祉人材不足の解消に向けた研修やイベント等を開催することで、地域福祉の理解を深め、福祉人材の発掘・育成を行う。	地域共生推進課	
		自殺対策推進事業	相談対応等に携わる支援者自身が、こころの健康を保つことができるよう、研修やリーフレットの配布等方法の検討を行う。	保健予防課	
		人権教育研修事業	各種人権教育研修会等を通して人権教育の取組みを一層充実させるとともに、自殺防止に関する取組みに活用する。	教育委員会 人権教育課	
		いじめのない環境づくり推進事業	いじめ防止等に向けた啓発を実施し、いじめのない環境づくりを進める。	いじめから こころを守る課	
	(3)相談支援の周知・充実	①相談窓口情報等のわかりやすい発信	防災計画等推進事業	災害対策本部組織である保健所・健康管理班(保健企画課、保健衛生課、保健予防課、健康推進課)と連携し、八尾市地域防災計画及び各班マニュアル等の改訂に取り組むことで、地域住民の生命と暮らしを守る。	危機管理課
			災害対策事業	さまざまな情報伝達手段を使って、防災情報を広く発信し、避難所等の整備を行うなど、災害予防対策及び災害応急対策等の充実・強化を図る。	危機管理課
防犯計画推進事業			犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者を支援する関係機関についての広報啓発を行うことで、市民の皆様がもしも犯罪被害者となった場合でも安心して過ごせる環境を整備する。	危機管理課	
危機管理・国民保護対策事業			危機事象、武力攻撃事態等や緊急対処事態に対して備えるため、危機管理対応方針や危機管理マニュアル、国民保護計画等に基づき、対策・体制を整備していくとともに、市民に対しては、市政だよりやホームページ等の媒体を通じて、危機管理に関する啓発を図る。	危機管理課	
市民税等の賦課に関する業務			窓口で悩みを抱えた人が来庁された場合、適切な支援窓口案内する。	市民税課	
固定資産の評価及び賦課に関する業務			固定資産税の賦課業務を通じて、様々な相談を受けた際、相談内容に応じて適切な支援窓口を案内する。	資産税課	
総合案内推進事業			来庁者が必要な情報を正確に手に入れることができるように相談窓口や支援機関の把握をし、適切な支援を案内する。	コミュニティ 政策推進課	
戸籍・住民票・届出証明・個人番号カード交付業務			窓口業務において把握した事案に対し、円滑に相談窓口を案内することができる。	市民課	
民生委員・児童委員事務			支援等を必要とする人に対し、民生委員・児童委員の相談・支援によって適切な相談機関や相談窓口につなげる。民生委員・児童委員の担い手の確保に努め、より多くの人が相談できる環境づくりを行う。	地域共生推進課	
家族介護支援事業【特別会計】			高齢者を介護している家族等に対して、在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うことにより、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図ることができる。	高齢介護課	

基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(3)相談支援の周知・充実	①相談窓口情報等のわかりやすい発信	介護保険利用者及び事業者支援事業【特別会計】	サービス利用者が適切に介護保険サービスを利用できるよう、また、介護保険サービス提供事業者が適切に事業運営できるよう支援を行う。	高齢介護課	
		狂犬病予防事業	飼犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付の際に、相談内容に応じて適切に各相談窓口へつなぐ。	保健衛生課	
		食品衛生監視指導事業	届出業務等の実施の際に、相談内容に応じて適切に各相談窓口へつなぐ。	保健衛生課	
		環境衛生監視指導事業	届出業務等の実施の際に、相談内容に応じて適切に各相談窓口へつなぐ。	保健衛生課	
		試験検査事業	検査等の実施の際に、相談内容に応じて適切に各相談窓口へつなぐ。	保健衛生課	
		動物愛護推進事業	動物に関する相談等の際に、相談内容に応じて適切に各相談窓口へつなぐ。	保健衛生課	
		精神保健事業	こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課	
		自殺対策推進事業	自殺に関する相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課	
		放課後子ども教室推進事業	関係者が問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができるように相談窓口情報等のわかりやすい周知等に努める。	教育委員会 生涯学習課	
		青少年健全育成活動促進事業	関係者が問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができるように相談窓口情報等のわかりやすい周知等に努める。	教育委員会 生涯学習課	
		青少年健全育成環境づくり支援事業	関係者が問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができるように相談窓口情報等のわかりやすい周知等に努める。	教育委員会 生涯学習課	
		②相談窓口の充実	いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業	専門職等によるいじめに関する相談対応を行い、いじめの早期発見、対応及び解決を目的とし、いじめの未然防止の実現をめざす。	いじめから子どもを守る課
			差別のない社会づくりの推進事業	人権相談を通じて相談内容を確認する中で、こころの悩みを抱えた相談者等がいる場合には、医療機関の受診を勧めるなど、適切な支援に努める。	人権政策課
	男女共同参画推進事業		相談形態の工夫やセミナーの開催などで人とつながることができる場を提供する。	人権政策課	
	多文化共生推進事業		外国人相談を通じて、日本語でのコミュニケーションが難しいこころの悩みを抱えた外国人市民等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	人権政策課	
	人権コミュニティセンター相談事業		生活上の様々な問題についての相談を受け、関係機関と連携するなどして、自立支援策の提供や継続的なフォローアップを行うことにより、市民が安心して生活することができる。	桂人権コミュニティセンター	
	人権コミュニティセンター相談事業		生活上の様々な問題についての相談を受け、関係機関と連携するなどして、自立支援策の提供や継続的なフォローアップを行うことにより、市民が安心して生活することができる。	安中人権コミュニティセンター	
	市民相談		各種相談を通じて、悩みを抱えた人等が適切な相談機関につながり、悩みの解消及びこころの健康が促進される。	コミュニティ政策推進課	
	市立共同浴場管理運営事業	住民の健康の維持・増進及び交流・ふれあいを図る。	地域共生推進課		
	社会福祉協議会との連携強化	地域福祉の推進を図るため、共助の中心的な担い手である社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に対して、社会福祉協議会と一体となって支援の取り組みを進める。今後は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、地区福祉委員会など地域関係機関等と連携し、参加支援の場の提供、地域の福祉ニーズを踏まえた新たな社会資源の創出などより積極的な役割を果たすため、社会福祉協議会に設置している社会福祉施設連絡会のさらなる支援を実施する。	地域共生推進課		
重層的支援体制整備事業	介護、障がい、子ども、生活困窮等の各分野の既存の相談窓口の機能を活かし、相談が入ったら、断らないで一旦受け止めて、適切な支援機関につなぐとともに、対応が困難な複雑化・複合化したケースについては、「つなげる支援室」につながり、多機関で連携し支援を行う、包括的支援体制の仕組みを作っている。また、市民の潜在的な福祉課題に気づき、相談をしっかりと受け止められる市役所づくりに向け、令和4年3月策定の「八尾市福祉職の人材育成方針」に基づき、福祉職等専門研修を実施するとともに、市民対応を行う全ての職員への窓口対応能力のスキルアップに向け、ツールや研修動画を作成するなど、誰ひとり取り残さない相談支援体制の充実に努めている。	地域共生推進課			

基本施策	事務事業	実施内容	担当課	
(3)相談支援の周知・充実	②相談窓口の充実	権利擁護推進事業	福祉課題を抱える要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する諸サービスが円滑に利用できるしくみづくりを行う。八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として、専門職団体、関係機関が連携協力する「協議会」を運営、「(支援)チーム」を支援し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。また、権利擁護支援が必要な人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行う。さらに、国の持続可能な権利擁護モデル事業を通じて、バンク登録者のうち受任に至っていない方や市民後見人OBの方が、新たに活躍していただける役割等について検討を行う。	地域共生推進課
	小地域ネットワーク推進事業	地区福祉委員会活動の充実によって、小地域における自助・共助の仕組みを作ることにより地域福祉を推進する。また、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、課題を抱えた人が、地域での生活が継続できるよう、地域の場づくりや参加する機会を確保する仕組みづくり、また地域の見守り機関や場へのコーディネートを行い、身近な地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図る。	地域共生推進課	
	社会福祉協議会ボランティアセンターの充実・強化	潜在的な福祉活動の担い手の発掘など、市と社協との連携を強化していく必要があり、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、ボランティアセンターは、社会福祉会館において社会福祉協議会が実施する地域支援、個別支援、権利擁護支援、災害ボランティアセンターなど各事業との一体的な実施が可能となるよう、連携強化のための体制づくりを検討している。	地域共生推進課	
	福祉有償運送関係事務	福祉有償運送を行いたい事業者に対し、申請するための助言や相談等の支援を行う。また、福祉有償運送を利用したいと考えている移動制約者に対して情報提供を行い、地域福祉の向上を図る。	地域共生推進課	
	生活介護資金貸付制度事業	貸付受付および償還相談時に利用者の困りごとを傾聴する事により生活問題の把握、発見に努め、必要な支援が受けられるよう関係機関へ適切なつなぎを行うなど生活問題解決の起点のひとつとして機能していく。	地域共生推進課	
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等に対し、住居確保給付金や家計相談支援事業、学習支援事業などの支援メニューを盛り込んだ個別の支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。また、住居確保給付金や中間的な就労などの支援メニューを活用し、関係機関と連携しながら就労支援を実施する。さらに、支援につながる事が困難な人や世帯に対しアウトリーチを通じた支援を実施する。	地域共生推進課	
	介護保険認定調査事業【特別会計】	認定調査を通じて、悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	高齢介護課	
	介護保険賦課徴収事業【特別会計】	保険料納付相談を通じて、生活の悩みを抱えた人等が適切な支援機関につながり、生活の健全化が促進される。	高齢介護課	
	高齢者住宅等安心確保事業【特別会計】	高齢者に配慮した住宅(大阪府営住宅シルバーハウジング)に生活指導員を派遣し、安否の確認、緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うことで、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整備する。	高齢介護課	
	在日外国人高齢者福祉金支給事業	国民年金法の改正により外国人にも国民年金法が適用されたが、老齢年金等の適用を受けられなかった在日外国人に対し、高齢者福祉金を支給することで、対象者が安心して暮らすことができる環境を整備する。	高齢介護課	
	成年後見制度利用支援事務(高齢介護課対応分)【特別会計】	後見開始等審判の申立て支援	高齢介護課	
	地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う「地域包括ケア」の実現をめざす。	高齢介護課	
	コミュニケーション支援事業	本人からの希望があれば、手話通訳者等の派遣を通じて問題を抱えた聴覚障がい者の意思疎通手段の確保を図ることにより、必要な支援機関や早期治療等に速やかにつながる事ができる。また、重度の障がいのため意思疎通に支援が必要な方が医療機関に入院された際に支援を行うことで、安心して医療を受けられる環境を整え、精神面等の安定を図り、自殺リスクの軽減に寄与する。	障がい福祉課	
	自立支援医療給付事業	障がい者・児の医療費を軽減することにより、安心して生活を送ることができる。	障がい福祉課	
	手帳等交付事務	障がい者手帳の交付決定を行うことにより、適切な支援機関につながり、安心した生活を送ることができる。	障がい福祉課	
	重度障がい者医療費助成事業	障がい者・児の医療費を軽減することにより、安心して生活を送ることができる。	障がい福祉課	
	重度心身障がい者特別給付金支給事業	在宅重度障がい者等やその家族の経済的、精神的な負担を軽減し、日常生活の安定を図ることができる。	障がい福祉課	
	障がい者相談支援事業	権利擁護のための支援や適切な障がい福祉サービスにつなげることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することにより、障がい者自身は健康的な日常生活を送ることができ、またその家族には過度な負担がかかるのを防ぐことに繋がり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	障がい福祉課	
	障害者総合福祉センター運営事業	障害者総合福祉センターは地域生活拠点等の中核施設であり、各種相談や講習等も実施しており、相談体制の充実にも寄与する。	障がい福祉課	

基本施策	事務事業	実施内容	担当課	
(3)相談支援の周知・充実	②相談窓口の充実	成年後見制度利用支援事務(障がい福祉課対応分)	判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し成年後見制度による支援を実施することで本人の権利擁護を図ることにより、障がい者が自立して日常生活を送ることができる。	障がい福祉課
		特別障がい者手当等支給事業	在宅重度障がい者等やその家族の経済的、精神的な負担を軽減し、日常生活の安定を図ることができる。	障がい福祉課
		日常生活用具等給付事業	障がい者・児の日常生活用具を支給することにより、自立した生活を送ることができる。	障がい福祉課
		発達障がい児支援センター事業	児童発達支援センターに入所できなかった児童などの中から、発達障がいを持つ児童を当事業につないでいく。発達障がいに係る相談機関が本事業の発達障がい児支援センター、八尾市こども総合支援センター、児童発達支援センター(医療型・福祉型)等の連携強化を図り発達障がいに関する相談体制の強化を図る。	障がい福祉課
		補装具給付事業	障がい者・児の補装具を支給することにより、自立した生活を送ることができる。	障がい福祉課
		後期高齢者医療事業【特別会計】	窓口等での市民対応の中で相談者の困窮度合いにも留意し、必要な支援につなげるよう努める。	健康保険課
		国民健康保険資格給付事業【特別会計】	窓口等での市民対応の中で相談者の困窮度合いにも留意し、必要な支援につなげるよう努める。	健康保険課
		国民健康保険賦課収納事業【特別会計】	窓口等での市民対応の中で相談者の困窮度合いにも留意し、必要な支援につなげるよう努める。	健康保険課
		公害保健福祉事業	被認定者に対し、リハビリ、家庭療養指導、インフルエンザ予防接種費用助成等の公害保健福祉事業を行うことにより、その健康の保持・増進を図る。	保健予防課
		環境保健事業	公害健康被害予防事業を行い、健康の保持・増進を図る。	保健予防課
		公害健康被害補償事業	法に基づき補償給付を行い、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。	保健予防課
		不育症治療費助成事業	不育症治療の経済的負担の軽減、次世代育成の観点から出産への支援を図る。	保健予防課
		地域保健医療等申請受付進達事務	被爆者健診の実施および肝炎・石綿等の患者に対し医療助成を行い、経済的に安心して療養生活を送ることができる。	保健予防課
		難病対策事業	難病患者が地域で安心して療養生活を送れる環境が整備される。	保健予防課
		精神保健事業	こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課
		小児慢性特定疾病対策事業	対象疾患児の家族の経済的負担を軽減し家族からの相談に応じ、支援することで児童等の健全育成及び自立促進を図る。	保健予防課
		自殺対策推進事業	自殺に関する相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課
		妊産婦包括支援事業	経済的支援と一体的に切れ目のない支援を行うことで、母子の健康保持および保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができる。	健康推進課
		母子訪問相談事業	すべての妊産婦や乳幼児の訪問・相談支援を実施することで、安心して子育てができる。	健康推進課
		母子健康教育事業	育児や食生活、疾病予防等の知識の習得を行うことにより、安心して妊娠、出産、育児をすることができる。	健康推進課
		乳幼児育成指導事業	乳幼児の心身の健全な発達を促すことで、保護者の育児不安が軽減できる。	健康推進課
		乳幼児健康診査事業	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療につなげることができる。児童虐待の早期発見ができる。保護者の育児不安が軽減され、安心して子育てができる。	健康推進課
		予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種を実施することにより、市民の健康の保持に寄与する。	健康推進課
		母子家庭等自立支援事業	各種事業を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の経済的な自立を支援する。	こども若者政策課
		こども・若者育成支援事業	困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができるように、若者相談支援を行う(電話・対面による相談など)。また、様々な団体の子ども・若者に対する主体的な取り組みについて助成を行い、活動の促進を図る。	こども若者政策課
		こども総合支援センター事業	こども総合支援センターにおける「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備を進め、事業の適正かつ円滑な実施を行うことで、切れ目なく子ども子育てを総合的に支援する事業を強化・発展する。これにより、孤立した子育て家庭をなくすとともに、子育てしやすいまちづくりの推進に資する。	こども総合支援課
		児童虐待対策事業	要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施するなど子どもに関わる機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもとその家庭への援助方策を検討し対応することにより、子どもの権利擁護及び児童福祉の向上を図る。	こども総合支援課
		助産の実施	市民が問題を抱えた場合、相談業務の中で適切な相談窓口や相談機関へ繋ぐことで、適切な支援を図る。	保育・こども園課
		利用者支援事業	市民が問題を抱えた場合、相談業務の中で適切な相談窓口や相談機関へ繋ぐことで、適切な支援を図る。	保育・こども園課
		保育所等保育料の適正化事業	市民が問題を抱えた場合、相談業務の中で適切な相談窓口や相談機関へ繋ぐことで、適切な支援を図る。	保育・こども園課

基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(3)相談支援の周知・充実	②相談窓口の充実	消費生活センター事業	消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費者安全法第8条第2項各号に基づき、消費者から寄せられる消費生活相談に対して、助言やあせんを行う。また関係団体と連携して消費者相談員を委嘱し、くらし学習館や市内各地域で消費者相談を行う。また、多重債務者に債務整理についてのアドバイスを行うとともに、必要に応じて連携している大阪弁護士会所属の弁護士に相談者を引き継ぐ。また生活再建のために関係機関の窓口へ誘導する。また最新の消費生活問題に対応して適切な消費生活相談が行えるよう、消費生活相談員及び消費者相談員がスキルアップを図るための研修会等への参加を推進する。	産業政策課	
		空家等利活用及び適正管理促進事業	管理不良空家で困っている近隣住民からの情報提供を受け、空家等の所有者等に助言、指導を行う。また、空家等の利活用について、所有者等向けのセミナー、相談会を実施し、空家等の適正管理の啓発をする。	住宅政策課	
		耐震化促進事業(既存民間建築物)	住まいの耐震化に不安を持つ市民に対して耐震化を促進するため、相談会やセミナーを実施する。また、住宅の耐震性の向上のため、耐震診断、設計、改修への補助事業を実施する。	住宅政策課	
		住宅政策推進事業	住宅確保要支援者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録制度の普及促進を行い、セーフティネット住宅情報提供システムへの登録住宅を増やす。また、高齢者や障がい者などを対象とした「住まい探し相談会」を継続して実施し、住まいに問題を抱える市民を支援する。	住宅政策課	
		市営住宅管理事務	市営住宅入居者の生活を安定させ、良好な住環境を維持する。	住宅管理課	
		福利厚生業務	ストレスチェックを通じて、労働者自身のストレスへの気づきを促す。面接希望があった場合には医師との面接を設定し、勤務状況や心理的負担、心身の状況についての確認や医学上の指導を行う。そうすることで、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。	教育委員会 教育政策課	
		教育相談事業	教育上の様々な問題や子どもの発達についての悩みを抱えた保護者に対して教育相談をおこなうことで、児童・生徒のすこやかな成長や発達につなげる。	教育委員会 教育センター	
		③子ども・若者に対する支援	精神保健事業	こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課
			子どもの未来応援推進事業	子どもの貧困対策を総合的に推進し、子どもの将来が生まれ育った環境により左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切ることで、すべての子どもたちが、限りない可能性を実現できる環境づくりをすすめる。	子ども若者政策課
			子ども・若者育成支援事業	困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができるように、若者相談支援を行う(電話・対面による相談など)。また、様々な団体の子ども・若者に対する主体的な取り組みについて助成を行い、活動の促進を図る。	子ども若者政策課
	子ども総合支援センター事業		子ども総合支援センターにおける「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備を進め、事業の適正かつ円滑な実施を行うことで、切れ目なく子ども子育てを総合的に支援する事業を強化・発展する。これにより、孤立した子育て家庭をなくすとともに、子育てしやすいまちづくりの推進に資する。	子ども総合支援課	
	つどいの広場事業		子育て親子の交流・集いの場を設置し、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することで、安心して子育てできる環境をつくる。	子ども総合支援課	
	地域子育て支援センター事業		市内5か所の地域子育て支援センターで、在宅子育て世帯の交流の場の提供と交流の促進や、相談援助の実施、子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施することで、在宅子育て家庭の保護者が育児不安の解消等により安心して子育てできる環境を整備する。	子ども総合支援課	
	地域子育てつながりセンター事業		子育て親子の交流・集いの場を設置し、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することで、子育て家庭と地域がつながるしくみづくり、子育て支援のネットワークづくりの充実を図り、核家族化が進むなかで孤立しがちな在宅子育て家庭の保護者が、育児不安の解消等により安心して子育てできる環境を整備する。	子ども総合支援課	
	養育支援訪問事業		養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、当該家庭での適切な養育を支援する。	子ども総合支援課	
	児童虐待対策事業		要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施するなど子どもに関わる機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもとその家庭への援助方策を検討し対応することにより、子どもの権利擁護及び児童福祉の向上を図る。	子ども総合支援課	
	進路指導対策事業		進路指導の充実を図り、生徒が目的意識や意欲をもって進路決定できる。	教育委員会 学校教育推進課	
	生徒指導対策事業	小中学校及び義務教育学校の児童生徒の指導の望ましいあり方の追及と多発する青少年の諸問題への対応、未然防止に向けた小中一貫した取り組みと、学校・家庭・地域の連携を一層推進する。	教育委員会 学校教育推進課		
	命を育む教育推進事業	命に直結する事象(虐待・DV・自殺・命が奪われる事件簿)が頻発する社会の中、自他の命を大切に、自らの命を守っていくことのできる児童生徒の育成を図る。	教育委員会 人権教育課		
	いじめ問題対策事業	いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校が行うことができるように支援をすることにより、いじめのない学校づくりを推進する。	教育委員会 人権教育課		
就学援助事業	就学援助費の支給により、保護者の経済的負担の軽減を図り、市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒の学習支援を推進する。	教育委員会 学務給食課			

基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(3)相談支援の周知・充実	③子ども・若者に対する支援	特別支援学校就学奨励補助事業	就学奨励補助金の交付により、保護者の経済的負担の軽減を図り、特別支援学校に在学する児童・生徒の学習支援を推進する。	教育委員会 学務給食課	
		学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	災害共済給付制度に関する情報が保護者へ正しく周知され、申請対象となる災害で適切な制度利用ができる。	教育委員会 学務給食課	
		子育て支援事業(桂青館)	就学前児童を対象とした教室の実施や遊び場所の開放等を通して、子育て支援の充実が図られる。	教育委員会 桂青少年会館	
		低学年育成事業(桂青館)	学習や伝承遊び、文化活動などのさまざまな活動を体験することにより、児童生徒の心身の健全育成が図られる。	教育委員会 桂青少年会館	
		青少年健全育成事業(桂青館)	長期教室や短期講座などのさまざまな活動を体験することにより、児童生徒の心身の健全育成が図られている。また、不登校児童生徒等に対し安全安心な居場所を提供することができる。	教育委員会 桂青少年会館	
		子育て支援事業(安中青館)	就学前児童を対象とした教室の実施や遊び場所の開放等を通して、子育て支援の充実が図られる。	教育委員会 安中青少年会館	
		低学年育成事業(安中青館)	学習会や遊び、サークル活動などのさまざまな体験をすることにより、児童の生きる力の育成が図られる。	教育委員会 安中青少年会館	
		青少年健全育成事業(安中青館)	通年教室や土曜・長期休業中教室などのさまざまな活動を体験することにより、児童生徒の心身の健全育成が図られている。また、不登校児童生徒等に対し安全安心な居場所を提供することができる。	教育委員会 安中青少年会館	
		④女性に対する支援	女性相談事業	女性相談を通じて、こころの悩みを抱えた相談者等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	人権政策課
	精神保健事業		こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課	
	⑤男性に対する支援	精神保健事業	こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課	
	⑥働く世代に対する支援	障がい者就労支援事業	障がい者雇用や障がい者の就労に関する支援や相談を充実することで、必要な支援へ早期につなぐことが期待できる。	障がい福祉課	
		精神保健事業	こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課	
		ワークサポートセンター管理運営事業	勤労者法律相談の実施により、労働者の抱える様々な悩みが解消され、安心して働くことができる。	労働支援課	
		無料職業紹介事業	「八尾市おしごとナビ」や面接会等により求職者と事業所のマッチングを行うことで、求職者の就労が実現し、事業所の人材不足が解消され、安定した生活を送れる環境となる。	労働支援課	
		地域就労支援事業	就労困難者に対して相談等を実施するだけでなく、関係機関と連携して支援することで、就労できる環境が整えられる。	労働支援課	
		パーソナル・サポート事業	就労から遠い距離にある就労困難者等に対して、寄り添い型の支援を実施することで、社会的・経済的に自立する人が増加する。	労働支援課	
		ダイバーシティ経営推進事業	ダイバーシティ経営の推進や働き方改革の取り組みを支援するセミナーを開催することにより、女性・高齢者・障がい者・外国人等の多様な人材が活躍できる環境になる。	労働支援課	
		⑦自死遺族等に対する支援	自殺対策推進事業	身近な人を自死で亡くされた自死遺族に対して、悩みや困りごとを解決するとともに、ニーズに応じられるよう関係機関の連携を図る。	保健予防課
			⑧自殺リスクを抱える人への支援	市民活動支援事業	保健、医療、社会教育、人権の擁護や平和の推進、こどもの健全育成を活動分野とする NPO 法人の活動の支援により、市民の健康で自分らしい生活が促進される。
		介護保険給付事業【特別会計】	認定調査やケアプラン点検を通じて、悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	高齢介護課	
		生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホームを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。	高齢介護課	
		老人保護措置関係事務	虐待及び環境・経済的理由により在宅生活が困難な高齢者の入所への支援を行うとともに、在宅の高齢者が虐待等のやむを得ない事由により必要なサービスを受けることが困難な場合に、老人福祉法に基づく措置により各種の在宅サービスの提供を行う。	高齢介護課	
		障がい児支援事業	障がい児の日常生活における生活能力の向上、集団生活への適応のための必要な訓練等の障がい児通所支援を実施することで、障がい児及び家族を支援し、自殺等のリスクを抱える可能性のある方への支援を行う。	障がい福祉課	
		障がい福祉サービス事業(介護給付、訓練等給付、相談支援)	障がい者の自立に向けた各種サービスを実施することで、障がい者を支援し、自殺等のリスクを抱える可能性のある方への支援を行う。	障がい福祉課	
		地域生活支援事業(サービス系)	障がい者の自立に向けた各種サービスを実施することで、障がい者を支援し、自殺等のリスクを抱える可能性のある方への支援を行う。	障がい福祉課	
		自殺対策推進事業	健康問題や経済問題等様々な困りごとを抱える人の悩みに応じたきめ細やかな対応を行うことで、自殺リスクが軽減される。	保健予防課	
精神保健事業		こころの健康相談を通じて、こころの悩みを抱えた人等が適切な支援機関や医療機関につながり、早期治療や社会復帰が促進される。	保健予防課		
(4)自殺未遂者支援		①自殺未遂者と家族への支援	緊急時障がい者保護事業	在宅の障がい者等が緊急時やむを得ない事由や虐待等のその他やむを得ない事由により、サービス事業所と障がい者等との契約によるサービス利用ができない場合に、市と障がい福祉サービス事業者等との委託契約による障がい福祉サービスの利用等を行うことにより障がい者等の地域生活の安定を図ることができ、障がい者やその家族の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	障がい福祉課
			自殺対策推進事業	警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者及びその家族等の悩みや困りごとにより寄り添いながら支援を実施することで、自殺の再企図を防ぐ。	保健予防課

基本施策	事務事業	実施内容	担当課		
(4)自殺未遂者支援	①自殺未遂者と家族への支援	救急高度化事業	救急現場での適切な応急処置と迅速な搬送により救命率の向上に努める。	消防署 救急課	
	②医療機関や警察等関係機関との連携	地域医療体制確保推進事業	中河内医療圏における二次救急医療体制及び小児初期救急医療体制を確保する。また、民間の救急告示病院の増設及び診療科目の拡充並びに産科の開業を含めた産科医療の確保について国・府へ要望を行う。	保健企画課	
		かかりつけ医等の普及促進	外来診療機能の充実を図るため、国によるかかりつけ医等に関する制度整備を見据えつつ、市民及び医療機関に対し、かかりつけ医等の必要性及び役割について普及啓発等を行う。	保健企画課	
		自殺対策推進事業	警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者及びその家族等の悩みや困りに寄り添いながら支援を実施することで、自殺の再企図を防ぐ。	保健予防課	
		政策医療の充実	自傷者の救急搬送に対応し、救急医療を提供する。	市立病院 企画運営課	
(5)関係機関の連携・ネットワークの強化	①庁内におけるネットワークの充実	八尾市人権尊重の社会づくり推進事業	第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)において、学校、職場、地域等での取り組みを定め、各分野で人権教育・啓発を進める。	人権政策課	
		地域福祉計画推進事業	地域福祉計画に基づき地域福祉を推進することによって、本市の総合計画に掲げる地域福祉の推進と福祉サービスの提供の充実を図る。また、社会福祉審議会において、地域福祉計画の策定や社会福祉全般に関する事項や専門的な視点による審議を行うことを通じて、社会福祉の推進を図る。	地域共生推進課	
		重層的支援体制整備事業	分野や制度の狭間にあり、これまで介入が困難であった複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯を、支援関係機関で連携して支えられるよう調整を行い、「つなげる会議」を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、チーム支援を行うことで、庁内外の様々な領域(保健・医療・福祉・教育・労働等)において、ネットワーク化を図る。また、相談支援に関する事業や業務を所管する課により構成される「つなげる相談支援体制整備チーム会議」を設置し、支援関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによるネットワークについて検討する。	地域共生推進課	
		ホームレス対策事業	ホームレスに対して生活相談・指導、職業相談等を行い、ホームレスの自立支援を行うことで、生活困窮や社会的な孤立がなくなる。	生活福祉課	
		中国残留邦人等への支援事業	中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現する。	生活福祉課	
		自立生活支援事業	就労困難者である被保護者に対し、就労支援員によるハローワークへの同行訪問など、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収につながり、世帯が自立する。	生活福祉課	
		生活保護事務	生活保護法の趣旨にのっとり、最後のセーフティネットとして福祉サービスを実施することで、被保護世帯の最低限の生活を守り、合わせてその自立を助長する。	生活福祉課	
		健康危機事象対策事業	健康危機事象に対して迅速かつ的確に対応することで、市民の健康・生命を守る。	保健企画課	
		精神保健事業	市職員や関係機関等に対し、メンタルヘルスや精神疾患等についての研修やリーフレット配布等を実施することで、庁内においてこころの健康に関する理解が深められる。	保健予防課	
		自殺対策推進事業	八尾市自殺対策推進会議による庁内横断的な連携を活かし、部局を超えた連携のもと、包括的な自殺対策の取り組みが進められる。	保健予防課	
		こどもいきいき未来計画推進事業	八尾市こどもいきいき未来計画及び子ども・子育て支援法に基づく八尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行うとともに、八尾市子ども・子育て会議等を開催することにより、子ども・子育て支援の取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	こども若者 政策課	
		「人権を大切に する心」を育てる」 保育推進事業	人権研究会に参加した保育教諭を中心として、児童等に対し、人権の大切さを生活の場から伝えることにより、命の大切さの理解を図る。	こども施設 運営課	
		消費生活センター事業	消費者教育講座や出張講座、消費者大会、消費生活展等の活動や媒体を通じて、消費生活トラブルの事例紹介や対処方法等についての啓発を行うとともに、消費者団体の定例会に参加するなどして、消費生活問題に関する最新情報の共有などの連携を図る。	産業政策課	
		水道料金収納等総合業務	委託業者を通じて水道の検針、支払・滞納の相談などから使用水量の急増・急減、漏水を含めた個別の現状を把握し、地域福祉や高齢者安心センターとの連携を行う。	水道局お客さま サービス課	
		人権教育推進事業	学校における人権教育に関する指導助言を通して教職員の人権意識の向上を図るとともに、さまざまな人権教育に関する取組みや関係機関との連携を通して、児童生徒や保護者、市民への啓発および人権意識の向上につなげる。	教育委員会 人権教育課	
		②地域におけるネットワークの充実	地区防災推進事業	地域の防災力向上を図るため、地区防災計画の策定支援を行うことにより、安心して過ごせる環境を整備する。	危機管理課
			防犯計画推進事業	犯罪抑止及び犯罪の早期解決を図るため、地域や警察と連携し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所、交通事故の多発地点への防犯カメラの設置及び維持管理を行うことにより、市民の皆様が安心して過ごせる環境を整備する。	危機管理課
			地域防犯活動支援事業	地域の防犯力向上を図るため、わんわんパトロール及びジョギング&ウォーキングパトロールを通じた地域での見守り活動を促進し、市民の皆様が安心して過ごせる環境を整備する。	危機管理課
			人権啓発の推進	市内全域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で地域に実情に応じたテーマで実施する。	人権政策課

基本施策	事務事業	実施内容	担当課
(5)関係機関の連携・ネットワークの強化	②地域におけるネットワークの充実		
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	安中人権コミュニティセンター
	地域まちづくり推進事業	全市的な施策展開とともに、各地域の特性・事情に応じたまちづくり支援を行うことにより、各地域においてわがまち推進計画に掲げる目標の実現に向けた取り組みや、地域が主体となるまちづくりを推進することで、地域のつながりが促進され、多くの人が暮らしやすい地域社会へとつなげる。	コミュニティ政策推進課
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	コミュニティ政策推進課
	自治振興委員会支援事業	八尾市自治振興委員会の協力を得て、市政に関する情報を啓発することで、町会員をはじめとする多くの人が暮らしやすい地域社会へとつなげる。	コミュニティ政策推進課
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	龍華出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	久宝寺出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	西郡出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	大正出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	山本出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	竹濑出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	南高安出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	高安出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	曙川出張所
	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会等を通じて、地域と情報共有を図る。	志紀出張所
	重層的支援体制整備事業	分野や制度の狭間にあり、これまで介入が困難であった複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯を、支援関係機関で連携して支えられるよう調整を行い、「つなげる会議」を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、チーム支援を行うことで、庁内外の様々な領域(保健・医療・福祉・教育・労働等)において、ネットワーク化を図る。また、課題を抱えた方が、地域での生活を継続できるように、支援機関と地域関係団体や民間団体が連携し、地域社会に参加する機会を確保するための支援、及び地域生活課題の発生の防止または解決に係る体制の整備及び地域住民交互の交流を行う拠点の開発等地域づくりを進める。	地域共生推進課
	地域福祉推進基金活用事業	市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成するとともに報告会を開催することで、住民福祉活動の促進及び地域におけるネットワークの充実を図る。	地域共生推進課
	災害時要配慮者支援事業	平常時からの声掛けや見守りを通じた地域でのつながりづくりを進め、災害時の支え合いにもつながるよう、支援を必要とする人の把握や見守り活動の充実に取り組む。	地域共生推進課
	介護予防・生活支援サービス事業【特別会計】	訪問型・通所型サービス及び多様なサービスの充実に向けた検討により支援の充実を図る。	高齢介護課
	介護予防普及啓発事業【一般会計・特別会計】	自主活動グループ(体操、ノルディックウォーキング等)及び介護予防サポーターの支援	高齢介護課
	軽費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等の安定的な運営を図るとともに、居宅において生活することが困難な高齢者が、健康で明るい生活を送ることができるよう利用者の処遇を確保する。	高齢介護課
	見守りネットワーク推進事業【一般会計・特別会計】	日常的に地域で活動する様々な業種の事業者等と連携することにより、気になる高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見して必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。	高齢介護課
	高齢者ふれあいサロン運営支援事業	高齢者の交流や情報交換の場としての常設型の「高齢者ふれあいサロン」の住民主体による運営を支援する。	高齢介護課
	在宅医療・介護連携推進事業【特別会計】	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる。	高齢介護課
	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業	地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	高齢介護課
	地域ケア会議推進事業【特別会計】	効果的な介護予防・生活支援サービス及び在宅福祉サービスの総合調整が推進できる。また地域における虐待防止に向けたネットワークの形成を図ることができる。	高齢介護課
認知症総合支援事業【特別会計】	認知症の人の意思が尊重され、本人及びその家族等ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざす。	高齢介護課	



基本施策	事務事業	実施内容	担当課	
(5)関係機関の連携・ネットワークの強化	②地域におけるネットワークの充実	災害時要配慮者支援事業	「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体等関係機関との情報共有など、地域と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。また、当該支援と関係して、民間の社会福祉施設の役割について協議を行い、円滑な避難の確保を図るため連携を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を整備する。	高齢介護課
		障がい者基本計画等推進事業	八尾市障がい者基本計画等の事業推進及び審議会での進捗管理等を実施し、地域及び関係機関との連携を強化することで、ネットワークの構築を促進する。	障がい福祉課
		地域生活支援体制推進事業	障がい者等が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、地域の障がい福祉に関するネットワークを充実させ、地域自立支援協議会の運営をはじめ、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児支援のための協議の場や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営を行い、地域全体で障がい者等を支援する体制の構築を図ることにより障がい者が安心して自立した日常生活を送ることができる。	障がい福祉課
		災害時要配慮者支援事業	災害時要配慮者について、地域と連携した避難行動を確保する取り組みは、地域における連携を強化することが期待できる。	障がい福祉課
		健康危機事象対策事業	健康危機事象に対して迅速かつ的確に対応することで、市民の健康・生命を守る。	保健企画課
		地域保健対策推進事業	地域の職域、各関係機関、医療機関等との連携により、地域の医療体制等の整備及び公衆衛生の充実に図り、市民の健康増進を図る。	保健企画課
		精神保健事業	精神疾患等の治療が地域で安心して受けられるように、精神科医療機関等関係機関と連携を推進する。	保健予防課
		自殺対策推進事業	保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な領域において、各機関が相互に連携を図りながら、PDCA サイクルを通じて、自殺対策が総合的に進められる。	保健予防課
		休日急病診療事業	市内医療機関の休診日に、応急的な医療を提供することによって、市民の生命の安全を確保する。	健康推進課
		公立認定こども園運営事業	在宅児童に対する保護者の育児等に関する相談を受け、保護者の精神的負担の軽減を図る。	こども施設運営課
		放課後児童室事業	事業を通じて、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点を作るとともに、学校やその他関係機関と連携して児童の見守りへとつなげる。	こども施設運営課
		児童発達支援センター事業	通園児童の保護者からの育児に関する相談を受け、保護者の精神的負担を軽減させる。	こども施設運営課
		公園・緑地等の管理	市民団体等の清掃、緑化のボランティア活動を支援し、まちの美化意識の向上と市民・各種団体・NPO・企業・行政による協働のまちづくりを推進し、地域におけるネットワークの充実に図る。	土木管理事務所

## 7 計画策定スケジュール

	概 要
令和5（2023）年 7月5日	第1回八尾市自殺対策推進会議・幹事会 ・八尾市における自殺の現状について ・八尾市自殺対策計画審議会の内容について
7月24日	第1回八尾市自殺対策計画審議会 ・八尾市における自殺の現状について ・八尾市自殺対策推進計画の取り組み状況等について ・次期計画策定について
8月10日～8月25日	「八尾市こころの健康に関する市民意識調査」の実施
10月18日	第1回八尾市自殺対策計画審議会評価部会 ・八尾市こころの健康に関する市民意識調査の結果について ・八尾市自殺対策推進計画（第2次）骨子案について
11月8日	第2回八尾市自殺対策計画審議会 ・八尾市自殺対策推進計画（第2次）骨子案について
12月5日	第2回八尾市自殺対策推進会議・幹事会 ・八尾市自殺対策推進計画（第2次）素案について
12月22日	第3回八尾市自殺対策計画審議会 ・八尾市自殺対策推進計画（第2次）素案について
令和6（2024）年 1月4日～1月31日	パブリックコメントの実施
2月6日	第4回八尾市自殺対策計画審議会 ・パブリックコメントの結果について ・八尾市自殺対策推進計画（第2次）案について
3月	八尾市自殺対策推進計画の策定

## 8 八尾市自殺対策計画審議会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	川崎市総合リハビリテーション推進センター 所長	竹島 正	会長
学識経験者	学校法人 玉手山学園 関西福祉科学大学社会福祉学部 学部長	都村 尚子	
学識経験者	学校法人 立命館 立命館大学総合心理学部教授	川野 健治	
医療関係者	一般社団法人 八尾市医師会 議長	山本 幸良	副会長
医療関係者	一般社団法人 八尾市医師会 理事	北中 淳悟	
医療関係者	一般社団法人 八尾市歯科医師会 常務理事	桐石 憲一	
医療関係者	一般社団法人 八尾市薬剤師会 副会長	豊口 雅子	
住民代表者	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 事務局長	鈴木 規史	
住民代表者	八尾市自治振興委員会 会計	首藤 澄男	
住民代表者	八尾市民生委員児童委員協議会 副会長	森下 明美	
市民公募委員	公募市民	松倉 敦美	
市民公募委員	公募市民	田中 敦子	
関係行政機関の職員	東大阪労働基準監督署 安全衛生課長	中山 貴生	
関係行政機関の職員	大阪府こころの健康総合センター 事業推進課長	松川 祥恵	
関係行政機関の職員	大阪府八尾警察署 生活安全課長	亀寄 則宏	
その他市長が適当と認める者	阿吽法律事務所	高木 陽一	
その他市長が適当と認める者	八尾市地域包括支援センター連絡会	稲垣 由記子	

敬称略  
順不同